OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.73

目次

≪改正情報≫	
給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応	2
雇用保険資格取得届・雇用保険資格喪失届で氏名変更の届出に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
税務関係書類における押印義務の廃止に対応	2
≪機能追加≫	
雇用保険離職証明書の集計期間を、被保険者期間算定対象期間の基礎日数から集計可能 ＜『就業奉行』をお使いの場合＞ ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	3
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応

給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応しました。
これに伴い、[給与支払報告書（総括表） － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページに「納入書の送付」設定が追加されました。
また、給与支払報告書（総括表）のレイアウトを選択する「報告書人員の内訳あり」「報告書人員の内訳なし」の設定はなくなりました。過去年の給与支払報告書（総括表）を印刷する場合も、統一様式で印刷されます。
印刷する際に、「報告書人員の内訳あり」は緑色、「報告書人員の内訳なし」は茶色の指定ができましたが、統一様式対応に伴い、「カラー印刷する」設定もなくなりました。

≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー

雇用保険資格取得届・雇用保険資格喪失届で氏名変更の届出に対応
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

「雇用保険被保険者氏名変更届」が廃止されたことに伴い、「雇用保険資格取得届」「雇用保険資格喪失届」を電子申請する際に、氏名変更も届け出られるようになりました。
[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューでは、[雇用保険資格取得届 － 条件設定]画面の[詳細設定]ページに「氏名変更の有無を入力する」設定が追加されました。チェックを付けると、変更前の氏名などを入力できるようになります。
[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューでは、[雇用保険資格喪失届]画面に氏名変更の有無欄が表示されます。「1：有」を選択すると、変更前の氏名などを入力できるようになります。

≪ 関連メニュー ≫

・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

税務関係書類における押印義務の廃止に対応

以下の帳票の押印義務の廃止に対応しました。印刷した場合に、押印する箇所の「印」を削除しました。
〇年間平均算定基礎同意書（被保険者の同意書）
〇給与所得者異動届

≪ 関連メニュー ≫

・[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー
・[管理資料]-[住民税一覧表]-[給与所得者異動届出書]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

≪機能追加≫----------

- **雇用保険離職証明書の集計期間を、被保険者期間算定対象期間の基礎日数から集計可能**
  ＜『就業奉行』をお使いの場合＞
  ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

  「就業奉行から基礎日数を集計する」（条件設定画面の［詳細設定］ページで設定）にチェックを付けた場合の雇用保険離職証明書の集計方法が変更されました。
  今までは賃金支払対象期間の基礎日数をもとに12ヵ月分を遡って集計していましたが、今回から被保険者期間算定対象期間の基礎日数をもとに12ヵ月分を遡って集計するように変更されました。

  ≪ 関連メニュー ≫
  ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
  ・[労働保険]-[雇用保険離職証明書]メニュー

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2021年９月30日時点
銀行支店辞書	2021年10月４日時点
市町村辞書	2021年10月４日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.72

目次

≪改正情報≫	
電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応	2
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応	2
≪機能追加≫	
労働保険一覧表の選択項目から高年齢労働者を削除	3
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応

電子申請における以下の労働保険の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当システムでも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。
〇令和３年度　労働保険年度更新申告
〇雇用保険資格取得届
〇雇用保険資格喪失届

参　考

「令和３年度　労働保険年度更新申告」は、「e-Gov」の変更となります。
※「マイナポータル」では「労働保険年度更新申告」の電子申請は提供されておりません。
「令和３年度　労働保険年度更新申告」につきましては、「e-Gov」で電子申請または、「紙」での申告をご利用ください。

また、労働保険年度が「令和２年度」以降は高年齢労働者分の集計が不要となるため、[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューの確定保険料算定内訳と確定保険料算定内訳の雇用保険分欄が１行になりました。

≪ 関連メニュー ≫
・[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー
・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応

令和３年３月の様式変更により、雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格に、以下が追加されました。

65	特定活動（就労可）

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで、追加された在留資格を選択できるようになりました。
必要に応じて選択し、雇用保険資格取得届や雇用保険資格喪失届を作成してください。
※令和３年５月31日までは、旧様式でも電子申請が可能です。（当システムでは、印刷での届出には対応していません。）

≪機能追加≫----------

労働保険一覧表の選択項目から高年齢労働者を削除

令和２年４月より高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されたことに伴い、[労働保険]-[労働保険一覧表]メニューの選択項目から高年齢労働者がなくなりました。
※令和２年以前の集計の場合は、高年齢労働者を選択できます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年４月30日時点
銀行支店辞書	2021年５月６日時点
市町村辞書	2021年５月６日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.71

目次

≪改正情報≫	
届出書の様式変更に対応	2
≪機能追加≫	
マイナポータル申請API を使用して電子申請できる届出書が追加	3
令和２年度より労働保険申告書資料および算定基礎賃金集計表で高年齢労働者欄を非表示	5
搭載辞書を更新	6

≪改正情報≫----------

届出書の様式変更に対応

以下の届出書（電子申請・磁気媒体）の様式変更に対応します。
・健康保険・厚生年金保険 資格喪失届（電子申請・磁気媒体）
・雇用保険 被保険者資格取得届（電子申請）
・雇用保険 被保険者資格喪失届（電子申請）
これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定する健康保険、厚生年金、厚生年金基金の資格喪失原因の選択肢に「11：社会保障協定」が追加されます。
上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。
なお、[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニューで出力した際の桁数も、１桁から２桁に変更します。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
資格喪失原因	ES0C010	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 （受入桁数が1桁から２桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加）
厚生年金保険				
資格喪失原因	ES0C018	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 （受入桁数が1桁から２桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加）
厚生年金基金				
資格喪失原因	ES0C024	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 （受入桁数が1桁から２桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加）

≪ 関連メニュー ≫
・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

≪機能追加≫----------

マイナポータル申請APIを使用して電子申請できる届出書が追加

マイナポータル申請APIを使用して電子申請できる届出書が追加されます。
以前から、マイナポータル申請APIを使用して、健康保険組合に「賞与支払届」「月額変更届」「算定基礎届」を電子申請できました。
今回から、マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所・ハローワーク・健康保険組合へ電子申請できる届出書が追加されます。

対応する届出書は以下です。
・賞与支払届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
・月額変更届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
・算定基礎届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
・健康保険・厚生年金保険 資格取得届
・健康保険・厚生年金保険 資格喪失届
・雇用保険 資格取得届
・雇用保険 資格喪失届

注　意

健康保険組合に電子申請する場合
健康保険組合によって、まだ電子申請で受付できない届出書がある場合があります。
あらかじめ、提出先の健康保険組合に受付可能な届出書をご確認ください。

マイナポータル申請APIを使用して電子申請する場合は、あらかじめ「ＧビズＩＤ」を取得しておいてください。

注　意

「ＧビズＩＤ」の取得
マイナポータル申請APIを使用しての電子申請には、「ＧビズＩＤ」が必要です。
あらかじめ「ＧビズＩＤ」のホームページで、「gBizIDプライム」のアカウントを取得してください。
取得までの審査に2週間程度要しますので、ご注意ください。
「ＧビズＩＤ」は、以下の「ＧビズＩＤ」ホームページより取得できます。

「ＧビズＩＤを使い始める」　https://gbiz-id.go.jp/top/

マイナポータル申請APIを使用して電子申請する場合は、各メニューの条件設定画面の提出方法で「電子申請」を選択し、「マイナポータル申請API」を選択して電子申請します。

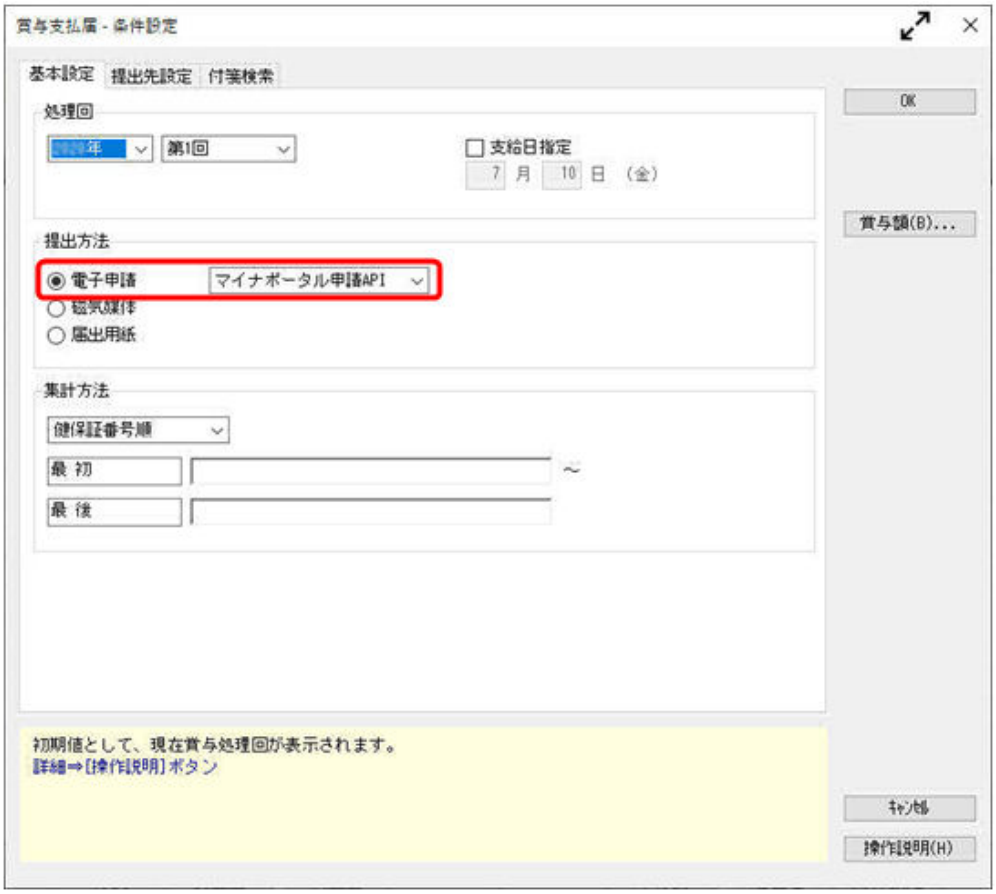

注　意

e-Govへ電子申請する場合は、「e-Gov外部連携API」を選択して、電子申請してください。

参　考

年金事務所と健康保険組合への電子申請

健康保険組合に加入されている場合は、年金事務所と健康保険組合へ届出書を提出します。
今までは、年金事務所と健康保険組合へ一度に電子申請することができなかったので、年金事務所と健康保険組合それぞれに電子申請していました。
今回から、「マイナポータル申請API」を使用することで、年金事務所と健康保険組合へ一度に電子申請することができます。

また、マイナポータル対応に伴い、健康保険組合へ提出する際に使用する固有項目を磁気媒体だけでなく電子申請でも使用するようになります。
このため、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニューの[健康保険組合]ページで設定する「磁気媒体固有項目　名称」を、「届出書固有項目　名称」に変更します。
※各項目名の変更はありません。

≪ 関連メニュー ≫

- [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
- [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- [社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニュー
- [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー

・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
・[労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険険]]メニュー
・[管理ツール]-[税率／保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[健康保険組合]メニュー

令和２年度より労働保険申告書資料および算定基礎賃金集計表で高年齢労働者欄を非表示

令和２年４月より高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されたことに伴い、[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニューで令和１年度（確定保険料の算定期間が平成31年４月～令和２年３月分、概算保険料の算定期間が令和２年４月～令和３年３月分）の概算保険料に高年齢労働者が含まれなくなるため、「高年齢労働者」欄をなくし斜線が引かれていました。
令和２年度（算定期間が令和２年４月～令和３年３月分、概算保険料の算定期間が令和３年４月～令和４年３月分）では、確定保険料・概算保険料のどちらにも含まれなくなるため、「免除対象高年齢労働者数」欄をなくし、「雇用保険分」だけを表示するように変更します。
また、算定基礎賃金集計表においても、「高年齢労働者分」欄が表示されなくなります。

≪ 関連メニュー ≫
・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金内訳一覧表]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年１月29日時点
銀行支店辞書	2021年２月１日時点
市町村辞書	2021年１月４日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.70

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

≪改正情報≫	
源泉徴収票の新様式に対応	2
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	3
管理資料の年末調整に関する項目名が変更	4
住宅借入金特別控除等の改正に対応	4
ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	5
基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	6
≪機能追加≫	
☞ 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	6
搭載辞書を更新	6

≪改正情報≫----------

源泉徴収票の新様式に対応

令和２年分の給与所得の源泉徴収票については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により、項目名・記載内容が変更されました。
これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

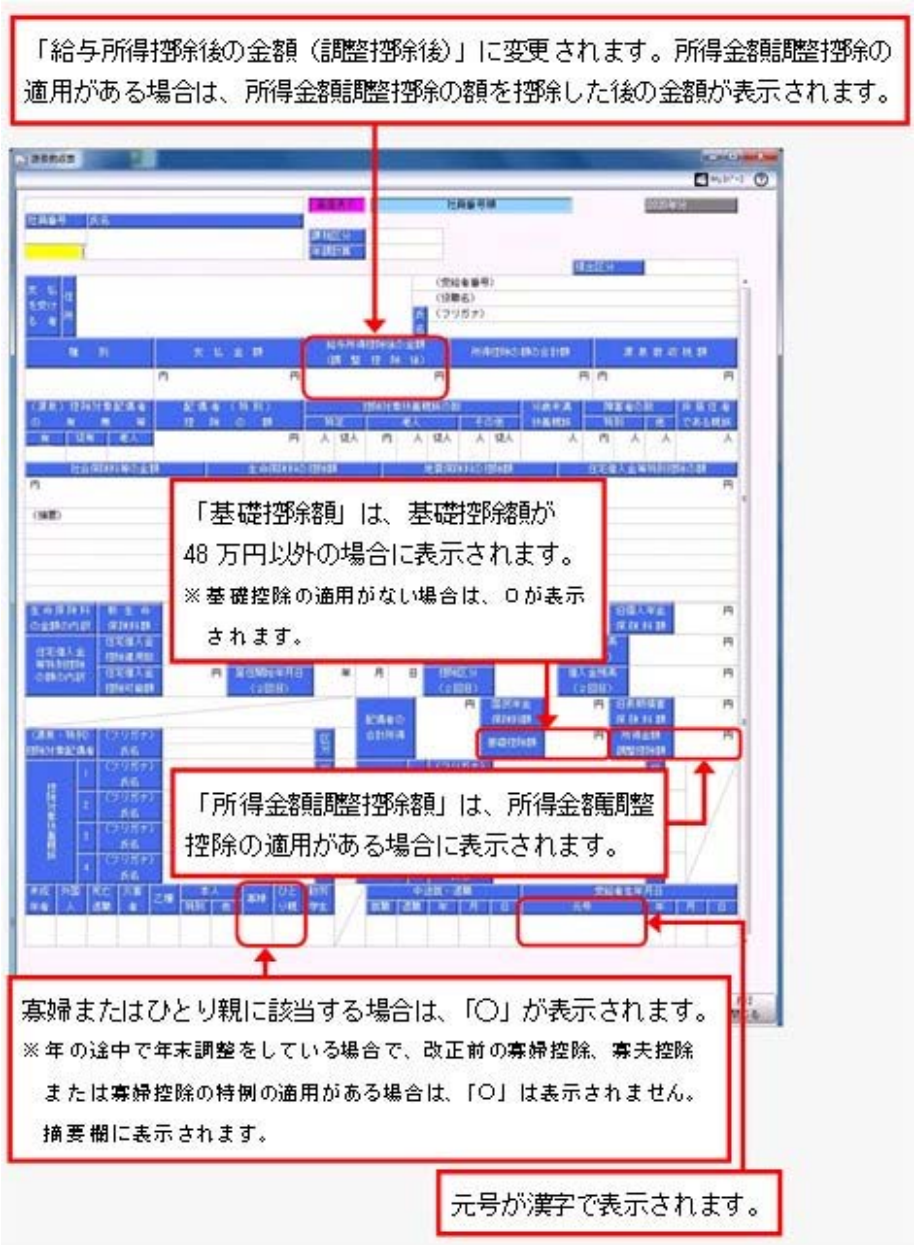

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和２年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

・[5169]単票源泉徴収簿（横型）
・[5168]単票源泉徴収簿（縦型）
・[5068]源泉徴収簿

【[5169]単票源泉徴収簿（横型）】

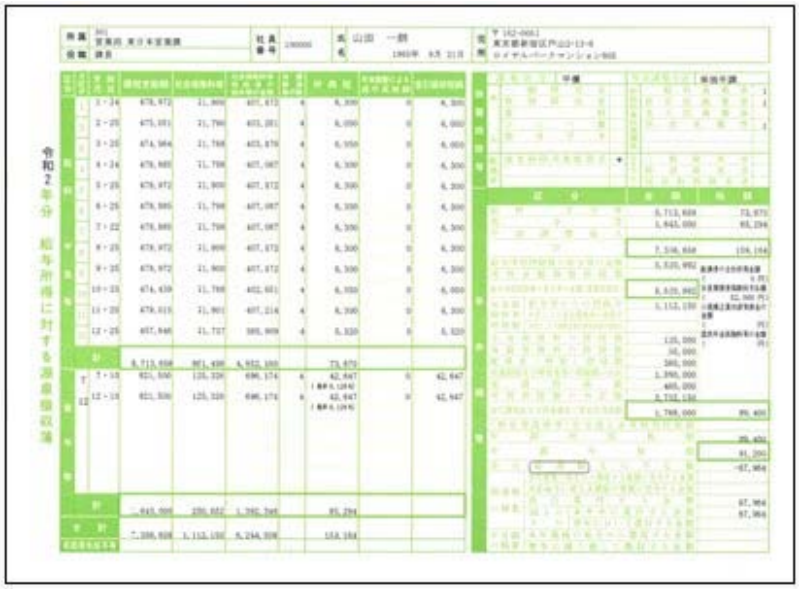

【[5168]単票源泉徴収簿（縦型）】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。
なお、令和２年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注　意

以下の旧様式の奉行サプライには、**印刷することはできません。**
申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。
[5104]単票源泉徴収簿（横型）　[4104]単票源泉徴収簿（縦型）　[1695]源泉徴収簿

管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・＜調整控除後＞・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。

・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー

※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和１年10月１日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。
「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。
令和２年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、（特別）特定取得区分を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和１年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年１月１日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。

※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。
※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。
※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 － 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されました。
【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住割合	―	―	―	受入不可
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当　1：該当
２回目―特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当　1：該当

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住用割合	YITS015	5	数字	整数３桁　小数１桁
（特別）特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当　1：特定取得 2：特別特定取得
２回目―（特別）特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当　1：特定取得 2：特別特定取得

ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年（令和３年）に年次更新を実行すると、「寡婦／ひとり親区分」に変更されます。
※2020年（令和２年）の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦／ひとり親区分」の設定が反映されます。
年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合（年末調整区分が「0：年調不要」の社員を含む）は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。
・「0：対象外」の場合は「0：対象外」
・「1：寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1：寡婦」
・「1：寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2：ひとり親」
・「2：特別寡婦」の場合は「2：ひとり親」

また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。
※処理年が「2020年（令和２年）」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【本人区分情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更

- **基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能**

＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和２年の年末調整申告書データ（令和２年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

≪機能追加≫----------

- **前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能**

＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。
『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書　　2020年９月30日時点
銀行支店辞書　　2020年10月５日時点
市町村辞書　　2020年８月３日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.69

目次

≪改正情報≫	
電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応	3
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	5

≪改正情報≫----------

電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

電子申請における以下の労働保険の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当システムについても変更に対応して電子申請できるようになりました。
〇令和２年度　労働保険年度更新申告（[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー）
〇雇用保険資格取得届（[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー）
〇雇用保険資格喪失届（[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー）

また、[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニューと[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューでは、労働保険年度が「令和１年度」以降の場合は、概算保険料算定内訳の雇用保険分欄に斜線が表示されるようになりました。雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額は、入力することもできます。

雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

令和２年３月23日より、雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格に、以下が追加されました。

48	特定活動（本邦大卒者）
49	特定技能１号（介護）
50	特定技能１号（ビルクリーニング）
51	特定技能１号（素形材産業）
52	特定技能１号（産業機械製造業）
53	特定技能１号（電気・電子情報関連産業）
54	特定技能１号（建設）
55	特定技能１号（造船・舶用工業）
56	特定技能１号（自動車整備）
57	特定技能１号（航空）
58	特定技能１号（宿泊）
59	特定技能１号（農業）
60	特定技能１号（漁業）
61	特定技能１号（飲食料品製造業）
62	特定技能１号（外食業）
63	特定技能２号（建設）
64	特定技能２号（造船・舶用工業）

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで、追加された在留資格を選択できるようになりました。
必要に応じて選択し、雇用保険資格取得届や雇用保険資格喪失届を作成してください。
※令和２年５月31日までは、旧様式でも電子申請が可能です。（当システムでは、印刷での届出には対応していません。）

基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応

令和２年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。
退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。
[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。
これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。

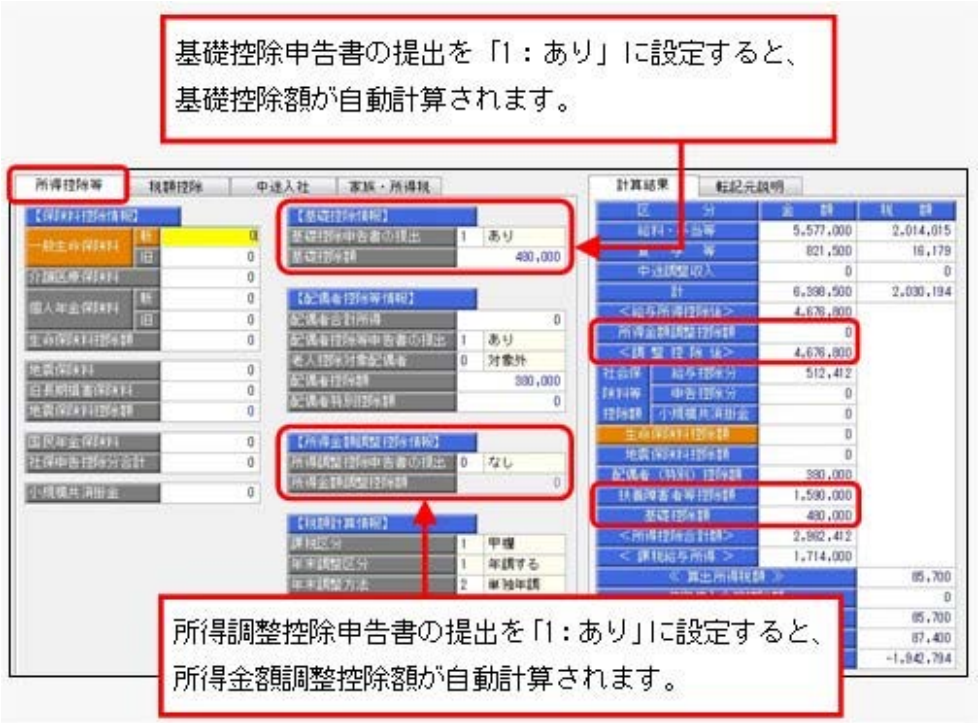

※[年末調整処理 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力だけを先に行う＜先行入力＞」の場合は、基礎控除額・所得金額調整控除額は計算されません（「***, ***, ***」で表示されます）。

参　考

以下の控除を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで摘要欄に印刷されます。

・基礎控除の額　〇〇円

　※基礎控除額が480,000円以外の場合に印刷されます。

・所得金額調整控除額　〇〇円　家族の氏名

・寡婦またはひとり親

注　意

奉行サプライの令和２年分の「源泉徴収票」の提供は、11月を予定しております。
それまでは、令和１年分の源泉徴収票をご利用ください。

汎用データ作成・受入に項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・変更されています。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基礎控除情報】				
基礎控除申告書の提出	YIBS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし　1：あり
基礎控除額	YIBS002	9	数字	項目の新規追加
【所得金額調整控除情報】				
調整控除申告書の提出	YIAS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし　1：あり
調整控除額	YIAS002	9	数字	項目の新規追加
【所得税情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更
【計算結果情報】				
所得金額調整控除額	―	―	―	項目の新規追加 受入不可
＜調整控除後＞	YCRI017	―	―	項目の新規追加
扶養障害者等控除額	YCRI009	―	―	項目名の変更
基礎控除額	―	―	―	項目の新規追加 受入不可

注　意

今回のプログラムから令和２年分の年末調整計算を行うことができますが、以下については変更されていません。
〇年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料の項目名
〇源泉徴収票や源泉徴収簿などの奉行サプライ
上記につきましては、例年11月に提供される「年末調整対応プログラム」で対応する予定です。

≪機能追加≫

搭載辞書を更新

郵便番号辞書　　2020年４月30日時点
銀行支店辞書　　2020年５月７日時点
市町村辞書　　2020年１月６日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.68

目次

≪改正情報≫	
雇用保険の適用拡大等に伴う対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

雇用保険の適用拡大等に伴う対応

2020年４月より、高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されます。
これに伴い、当システムでは、以下のように変更されます。

社員情報更新の変更点

[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分が「2：免除高齢者」の社員がいる場合は、給与処理月を進める際に、自動的に「2：免除高齢者」から「1：計算する」に変更されます。
該当する社員がいる場合は、[社員情報更新]画面の[資格喪失等]ページに表示されます。
雇用保険区分が「1：計算する」に変更されることで、給与処理で雇用保険料が計算されるようになります。

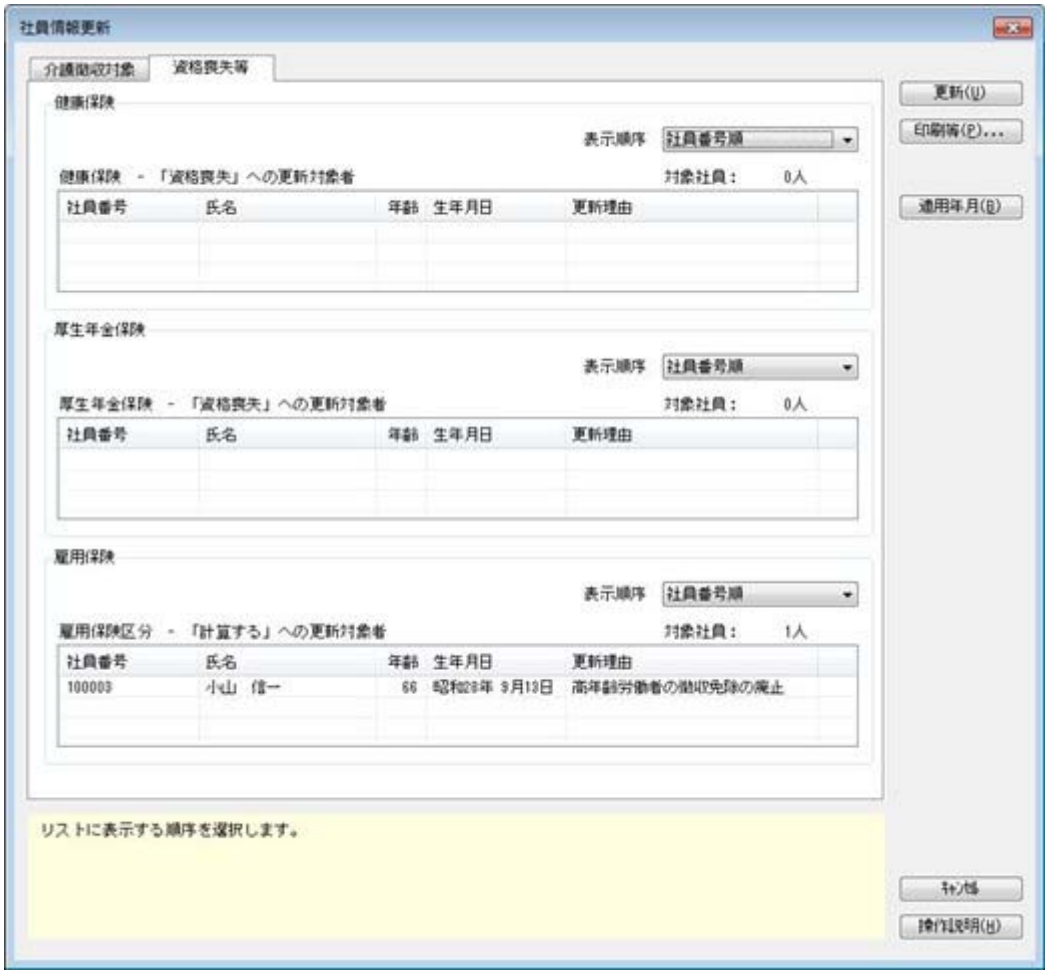

※自動的に変更される月は、[導入処理]-[運用設定]-[労働保険設定]-[労働保険設定]メニューの[基本設定]ページの算定期間基準の設定により異なります。
算定期間基準が「賃金計算期間」の場合は、４月１日を賃金計算期間に含む給与処理月以降に判定されます。

▼例

〇賃金計算期間３月16日～４月15日で、給与処理月４月（４月25日支払）の場合は、給与処理月４月から判定されます。

〇賃金計算期間４月１日～４月30日で、給与処理月５月（５月10日支払）の場合は、給与処理月５月から判定されます。

〇算定期間基準が「給与処理月」の場合は、給与処理月４月以降に判定されます。

※上記に伴い、[社員情報更新]画面の[徴収対象外]ページの名称は、[資格喪失等]ページに変更されます。

賞与処理の変更点

[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分が「2：免除高齢者」であっても、賞与の支給日が2020年４月１日以降であれば、雇用保険料が計算されるようになります。
※賞与の支給日が2020年４月１日より前の場合は、年齢から「免除高齢者」に該当する社員の雇用保険料は計算されません。

労働保険の変更点

[労働保険申告書資料 － 条件設定]画面の[概算保険料設定]ページ、および[労働保険年度更新 － 保険料率設定]画面の[概算保険料設定]ページの「年月日時点の免除高齢者を自動判定する」チェックボックスは、労働保険年度が令和１年度（算定期間が平成31年４月分～令和２年３月分、概算保険料の算定期間が令和２年４月～令和３年４月分）以降は表示されなくなります。
また、概算保険料算定内訳の高年齢労働者分は「0千円」で表示されます。

≪機能追加≫

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年12月27日時点
銀行支店辞書	2020年１月６日時点
市町村辞書	2020年１月６日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.67

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

≪改正情報≫	
令和２年分源泉徴収税額表に対応	2
源泉徴収票や給与支払報告書（総括表）の令和対応	2
≪機能追加≫	
年末調整データの入力方法を改善	2
搭載辞書を更新	5

≪改正情報≫

● 令和２年分源泉徴収税額表に対応

令和２年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。
当システムでは、令和２年１月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されます。
※令和１年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、令和１年以前の税額表で所得税が計算されます。

● 源泉徴収票や給与支払報告書（総括表）の令和対応

省庁から新元号に対応した様式が発表されたことに伴い、源泉徴収票や給与支払報告書（総括表）が「令和」で印字されるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
・[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー

注　意

源泉徴収簿（[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー）は、**国税庁の様式にあわせて「平成31年分」と印字されます。**「令和１年分」に訂正する必要はありません。

≪機能追加≫

● 年末調整データの入力方法を改善

給与（賞与）データをもとに本人の合計所得見積額を自動計算可能

年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の年末調整では、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄に金額を入力していました。
「令和１年（2019年）」の年末調整では、給与（賞与）データをもとに集計するように変更されました。
入力する必要がないため、[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄は削除されました。
また、「配偶者の合計所得見積額」の項目名が、「配偶者合計所得」に変更されました。
なお、給与所得以外の所得がある場合は、後述**給与所得以外の所得の入力欄が追加**をご参照ください。

配偶者控除等申告書の提出欄が追加

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、配偶者控除等申告書の提出欄が追加されました。
配偶者控除等申告書の提出があれば「1：あり」を、提出がなければ「0：なし」を選択します。
「0：なし」の場合は、配偶者控除額または配偶者特別控除額は計算されません。

※年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の場合は、変更前の入力方法になります。

給与所得以外の所得の入力欄が追加

[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューに、給与所得以外の所得欄が追加されました。
「給与所得者の配偶者控除等申告書」のあなたの合計所得金額（見積額）欄に、給与所得以外の所得が複数ある場合は、合計した金額を入力します。

汎用データの項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの給料等調整データと年末調整データに項目が追加・変更されています。

【給料等調整データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【合計所得の見積額情報】				
給与所得以外の所得	YSAH019	9	数字	項目の新規追加

【年末調整データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【配偶者控除等情報】				
本人の合計所得見積額	YIIM003	９	数字	平成30年（2018年）以外は受入不可
配偶者合計所得	YIIM001	９	数字	項目名が「配偶者の合計所得見積額」から「配偶者合計所得」へ変更
配偶者控除等申告書の提出	YIIM006	１	数字	0：なし 1：あり

搭載辞書を更新

郵便番号辞書　　2019年８月30日時点
銀行支店辞書　　2019年９月２日時点
市町村辞書　　2019年５月31日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.66

目次

≪改正情報≫	
社会保険の電子申請の様式変更に対応	2
仕訳連動する際に旅客運賃（通勤手当）の消費税経過措置に対応 ＜『勘定奉行』『勘定奉行[個別原価管理編]』『勘定奉行[建設業編]』をお使いの場合＞	2
食事手当の消費税軽減税率に対応	4
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	4

≪改正情報≫----------

社会保険の電子申請の様式変更に対応

社会保険の電子申請において、改元に対応した新様式で電子申請できるようになりました。
※2019年９月末までは、以前の様式で受付可能です。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

仕訳連動する際に旅客運賃（通勤手当）の消費税経過措置に対応
＜『勘定奉行』『勘定奉行[個別原価管理編]』『勘定奉行[建設業編]』をお使いの場合＞

2019年10月１日より、消費税率が「10%」に引き上げられます。
ただし、仕訳伝票日付が2019年10月１日以後であっても、その経過措置として、旅客運賃（通勤手当）の消費税額を消費税率「８%」で仕訳伝票を作成する場合があります。
これに伴い、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューが、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳伝票作成]メニューで仕訳伝票を作成する際に、給与データの通勤手当について、消費税率「10%」で計算された仕訳伝票の作成を開始する給与処理月（消費税率10%適用給与処理月）を設定するように変更されました。
消費税率10%適用給与処理月以後の仕訳伝票は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで受け入れる際に、通勤手当の消費税額が消費税率「10%」で計算されます。

注　意

○今回のプログラムで作成した仕訳伝票は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムも「2019年10月施行 消費税改正対応プログラム」以降のプログラムで受け入れる必要があります。
○旅客運賃（通勤手当）の消費税額が消費税率「８%」で計算された仕訳伝票を作成する必要がない場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定する必要はありません。
※[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定していない場合は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで仕訳伝票を受け入れると、仕訳伝票日付にもとづいて、消費税額が計算されます。

※初期値として「2019年10月（令和１年10月）」が表示されます。
消費税率「10%」で計算された仕訳伝票の作成を開始する給与処理月を変更する社員の給与処理月だけ入力します。消費税率「８%」で計算された仕訳伝票を作成する必要がない場合は、「2019年10月（令和１年10月）」のままで問題ありません。

▼例

給与処理月10月に通勤手当を支給する場合
Ａさん：2019年９月26日に、2019年10月１日～10月31日の通勤定期券を購入。
→消費税率は「８%」
Ｂさん：2019年10月１日に、2019年10月１日～10月31日の通勤定期券を購入。
→消費税率は「10%」

上記の場合は、消費税率10%適用給与処理月に、Ａさんは11月以後（10月は消費税率「８%」の消費税額で良いため）の月を設定します。
Ｂさんは、「８%」で計算する必要がないので、当メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定する必要はありません（「2019年10月」のままであれば、仕訳伝票日付をもとに10月から「10%」で計算されます）。

※[随時処理]-[労務費データ連動]メニューを使用している場合も、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューの設定にもとづいて、弊社の『奉行シリーズ』の会計システム側で消費税額が計算されます。

注　意

○弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで、仕訳伝票または労務費データを受け入れない場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューを設定する必要はありません。
○給与の支給18および支給18-1以外の支給項目を通勤手当として使用している場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューの設定は反映されませんので、ご注意ください。

食事手当の消費税軽減税率に対応

2019年10月１日より、消費税率が「10%」に引き上げられます。
2019年10月１日以後に支給される食事手当については、その種類に応じて軽減税率の対象となります。
これに伴い、[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページの課税区分の選択肢に「4：食事手当（軽減）」が追加されます。
仕出し弁当など食事手当に軽減税率（８％）を適用する場合は、「4：食事手当（軽減）」を選択します。
あらかじめ「4：食事手当（軽減）」に変更していても、給与データ入力画面の賃金計算期間の終了日が「2019年10月１日以後」の給与処理月から設定が反映されます。

参　考

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページの課税区分に応じて、食事手当の消費税の内税（「3：食事手当」の場合は10%、「4：食事手当（軽減）」の場合は８％）が自動計算されます。

≪機能追加≫

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年５月31日時点
銀行支店辞書	2019年６月３日時点
市町村辞書	2019年５月31日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.65

目次

≪改正情報≫	
新元号(改元)に対応	2
≪機能追加≫	
月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出に対応	2
雇用保険の適用事業所番号ごとに事業区分を分けて運用している場合でも、労働保険番号であわせて集計可能 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	3
搭載辞書を更新	4

≪改正情報≫----------

● 新元号(改元)に対応

５月以降の給与（賞与）から新元号で表示されるようになります。

〇日付の入力では、暦表示が和暦の場合に、元号「明治」～「平成」に新元号が追加されます。

〇画面表示や印刷、転送・汎用データ作成では、暦表示が和暦の場合に改元日以後は新元号で出力されます。

〇汎用データ受入では、「日付」項目の書式が和暦形式の場合に、改元日以後は新元号の日付で受け入れできます。
※なお、改元日以後に「平成」の日付のままでも受け入れできます。
例）「平成31年5月」は「新元号1年5月（2019年5月）」として受入

≪機能追加≫----------

● 月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出に対応

今までは、月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出には対応していませんでした。
今回から、[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニューや[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューで、月額変更届や算定基礎届における70歳以上被用者の届出に対応しました。
70歳以上被用者がいる場合は、月額変更届や算定基礎届に出力されます。

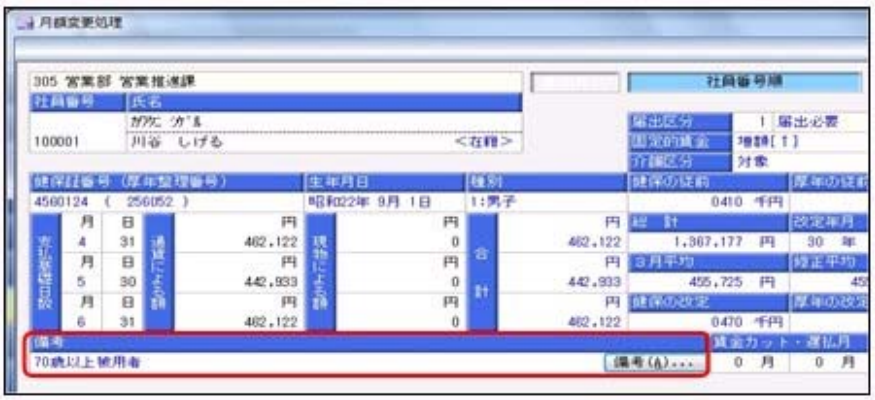

これに伴い、汎用データに以下の項目が追加されます。

＜月額変更データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
備考-70歳以上被用者	IREM016	1	数字	0：対象外　1：対象

＜育児休業等終了時月額変更データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
備考-70歳以上被用者	IREM016	1	数字	0：対象外　1：対象

＜算定基礎データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
備考-70歳以上被用者	IREM016	1	数字	0：対象外　1：対象
備考-70歳以上被用者-算定基礎月1	IREM017	1	数字	整数１桁（５、６の数字）
備考-70歳以上被用者-算定基礎月2	IREM018	1	数字	整数１桁（５、６の数字）

注　意

○70歳以上被用者がいる場合は個人番号が出力されますので、取り扱いにはご注意ください。
また、個人番号が登録されていない場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの基礎年金番号が出力されます。

○平成３０年３月５日より前の届出様式（旧様式）で月額変更届や算定基礎届を作成する場合は、届出書が分かれているため、今までと同様に70歳以上被用者の届出には対応していません。

≪ 関連メニュー ≫

・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月変対象者確認表]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー

雇用保険の適用事業所番号ごとに事業区分を分けて運用している場合でも、労働保険番号であわせて集計可能

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

今までは、雇用保険の適用事業所番号ごとに[導入処理]-[運用設定]-[労働保険設定]-[事業区分登録]メニューの[基本設定]ページの事業区分を分けて運用している場合は、[労働保険]メニューの各メニューでは事業区分ごとに集計されていました。
今回から、事業区分が分かれている場合であっても、[導入処理]-[運用設定]-[労働保険設定]-[事業区分登録]メニューの[基本設定]ページの労働保険番号が同じ場合は、合算して集計できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金内訳一覧表]メニュー
・[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年２月28日時点
銀行支店辞書	2019年４月１日時点
市町村辞書	2019年２月28日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.64

目次

社会保険の電子申請における様式変更に対応	2
雇用保険の電子申請における様式変更に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
搭載辞書を更新	3

社会保険の電子申請における様式変更に対応

社会保険の電子申請において、「CSV形式届書総括票」の様式が変更されました。
当システムでも上記の様式変更に対応し、電子申請できるようになりました。
※様式変更に伴い、電子申請の際に「社労士コード」が使用されなくなりました（「社労士登録番号」だけを使用します）。
これに伴い、[導入処理]-[電子申請情報登録]-[申請者／連絡先登録]メニューの[基本設定]ページの「社労士コード」がなくなりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

雇用保険の電子申請における様式変更に対応
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の電子申請において、様式が変更されました。

①在留資格コードに、「46：特定活動（農業）」「47：特定活動（日系四世）」が追加されました。
※上記については、平成31年４月１日から変更されます。平成31年３月31日までに電子申請する場合は、追加された在留資格コードを選択しないでください。

②一部の公共職業安定所名が変更されました。

変更前	変更後
福島県,平公共職業安定所	福島県,いわき公共職業安定所
福島県,平公共職業安定所磐城出張所	福島県,いわき公共職業安定所小名浜出張所
福島県,平公共職業安定所勿来出張所	福島県,いわき公共職業安定所勿来出張所

※上記については、平成31年４月１日から変更されます。

③資格喪失届の離職証明書の離職理由に「3-(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」または「3-(2)労働契約期間満了による離職」を選択した場合に、以下の項目が追加されました。

「3-(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」の場合
〇短縮した上限到来による離職
（当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当するかを設定します。）

○上限到来による離職
（当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当するかを設定します。）
○再雇用時に定めた期限到来による離職
（定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来よる離職に該当するかを設定します。）
○通算契約期間上限到来による離職
（通算契約期間の上限が定められ、この上限到来よる離職に該当するかを設定します。）
○雇止め法理の法定化以前の定め
（通算期間の上限が平成24年８月10日前から定められていたかを設定します。）

「3-(2)労働契約期間満了による離職」の場合
○不更新条項の追加
（当初の契約締結後に不更新条項の追加があるかを設定します。）

当システムでも上記の様式変更に対応し、電子申請できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫
・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

搭載辞書の更新

郵便番号辞書	2019年１月31日時点
銀行支店辞書	2019年２月６日時点
市町村辞書	2019年１月31日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.63

目次

≪改正情報≫	
配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応	2
源泉徴収票の新しい様式に対応	5
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	6
配偶者控除等申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	7
国民の祝日に関する法律の一部改正に対応	7
≪機能追加≫	
社会保険の磁気媒体での届出について、旧様式で作成可能	8
賞与支払届の70歳以上被用者の届出に対応	8
搭載辞書を更新	9

≪改正情報≫----------

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応

平成３０年の年末調整で、「配偶者控除」および「配偶者特別控除」の控除額が、以下のように変更されます。

【配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表】

		給与所得者の合計所得金額（給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額）		
		900万円以下（1,120万円以下）	900万円超 950万円以下（1,120万円超 1,170万円以下）	900万円超 1,000万円以下（1,170万円超 1,220万円以下）
配偶者控除	配偶者の合計所得 38万円以下（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額は103万円以下）	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	配偶者の合計所得金額 38万円超　85万円以下（103万円超 ～ 150万円以下）	38万円	26万円	13万円
	85万円超　90万円以下（150万円超 ～ 155万円以下）	36万円	24万円	12万円
	90万円超　95万円以下（155万円超 ～ 160万円以下）	31万円	21万円	11万円
	95万円超　100万円以下（160万円超 ～ 166万7,999円以下）	26万円	18万円	９万円
	100万円超　105万円以下（166万7,999円超 ～ 175万1,999円以下）	21万円	14万円	７万円
	105万円超　110万円以下（175万1,999円超 ～ 183万1,999円以下）	16万円	11万円	６万円
	110万円超　115万円以下（183万1,999円超 ～ 190万3,999円以下）	11万円	８万円	４万円
	115万円超　120万円以下（190万3,999円超 ～ 197万1,999円以下）	６万円	４万円	２万円
	120万円超　123万円以下（197万1,999円超 ～ 201万5,999円以下）	３万円	２万円	１万円
	123万円超（201万5,999円超）	０円	０円	０円

※以下の場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

・社員の合計所得金額の見積額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が1,220万円）を超える場合

・配偶者の合計所得金額の見積額が123万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合

これに伴い、当システムでは以下のように変更されました。

[年末調整処理]メニューの変更点

【[所得控除等]ページに入力項目が追加】
[所得控除等]ページに、【配偶者控除等情報】が追加されました。
本人と配偶者の合計所得見積額を入力すると、配偶者控除額または配偶者特別控除額が自動計算されます。

【[税額控除]ページが追加】
[税額控除]ページが追加されました。
今まで[所得控除等]ページにあった【税額控除情報】の入力欄が、[税額控除]ページに移動しました。

※処理年が平成29年以前であっても、【税額控除情報】は[税額控除]ページに表示されます。

【配偶者の扶養区分と配偶者区分を[社員情報登録]メニューと同様に表示】
[家族・所得税]ページの配偶者の扶養区分と配偶者区分の選択肢が、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページと同様の選択肢（「0：控除対象外」「1：源泉控除配偶」）に変更されました。

※年末調整の配偶者控除額または配偶者特別控除額の計算には影響ありません。

その他の変更点

【年末調整に関する項目名が変更】

今まで、年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料では、配偶者控除額は「配偶扶養基礎控除額」に、配偶者特別控除額は「配偶者特別控除額」に集計されていました。

今回から、配偶者控除額と配偶者特別控除額は「配偶者（特別）控除額」に集計されます。

また、「配偶扶養基礎控除額」の項目名は、「扶養基礎控除額」に変更されます。

区分		金額	税額
年末調整	給料・手当等	4,303,617	56,340
	賞与等	821,500	42,687
	中途調整収入	0	0
	計	5,125,117	99,027
	<給与所得控除後>	3,559,200	配偶者合計所得
	社会保険料等控除額 給与控除分	788,093	1,200,000
	社会保険料等控除額 申告控除分	0	旧長期損害保険料
	社会保険料等控除額 小規模共済掛金	0	0
	生命保険料控除額	50,000	小規模共済掛金
	地震保険料控除額	15,000	0
	配偶者（特別）控除額	60,000	国民年金保険料
	扶養基礎控除額	2,220,000	0
	<所得控除合計額>	3,113,093	
	< 課税給与所得 >	446,000	
	≪ 算出所得税額 ≫		22,300
	住宅借入金等控除額		0
	< 年調所得税額 >		22,300
	<年調年税額>		22,700
	≪ 差引過不足額 ≫		-76,327
	超過額の精算 給与徴収税額に充当する金額		6,300
	超過額の精算 未徴収税額に充当する金額		0
	超過額の精算 差引還付する金額		70,027
	超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額		70,027
	超過額の精算 同上のうち 翌年に還付する金額		0
	不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額		0
	不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額		0

※[年末調整処理]画面の[人的控除額内訳表示]画面からも、配偶者控除欄はなくなります。

【汎用データの年末調整データに項目が追加・変更】

汎用データの年末調整データの項目が、以下のように追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【配偶者控除等情報】				
本人の合計所得見積額	YIIM003	9	数字	
配偶者の合計所得見積額	YIIM001	9	数字	項目の名称変更 （「配偶者合計所得」から「配偶者の合計所得見積額」へ変更）
老人控除対象配偶者	YIIM004	1	数字	0：対象外　1：対象
配偶者控除額	YIIM005	9	数字	
【家族情報】				
扶養区分	EFMM020	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【所得税情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【計算結果情報】				
配偶者（特別）控除額	―	―	―	項目の名称変更 （「配偶者特別控除額」から「配偶者（特別）控除額」へ変更） ※受入不可
扶養基礎控除額	YCRI009	―	―	項目の名称変更 （「配偶扶養基礎控除額」から「扶養基礎控除額」へ変更）

【個人番号一括入力で集計される配偶者の条件を変更】
平成３０年に新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける配偶者の個人番号が必要になります。
これに伴い、今まで[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューでは源泉控除対象配偶者または健康保険の扶養となる配偶者が集計されていましたが、今回からすべての配偶者（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「1：配偶者あり」の場合）が集計されるようになりました。
今まで個人番号が必要なかった配偶者の個人番号も登録できます。

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収簿]メニューの各メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]メニューの各メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ作成]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[法定調書奉行→給与奉行データ受入]メニュー

源泉徴収票の新しい様式に対応

平成30年分以後の給与所得の源泉徴収票については、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しにより、項目名・記載内容が変更されました。
これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

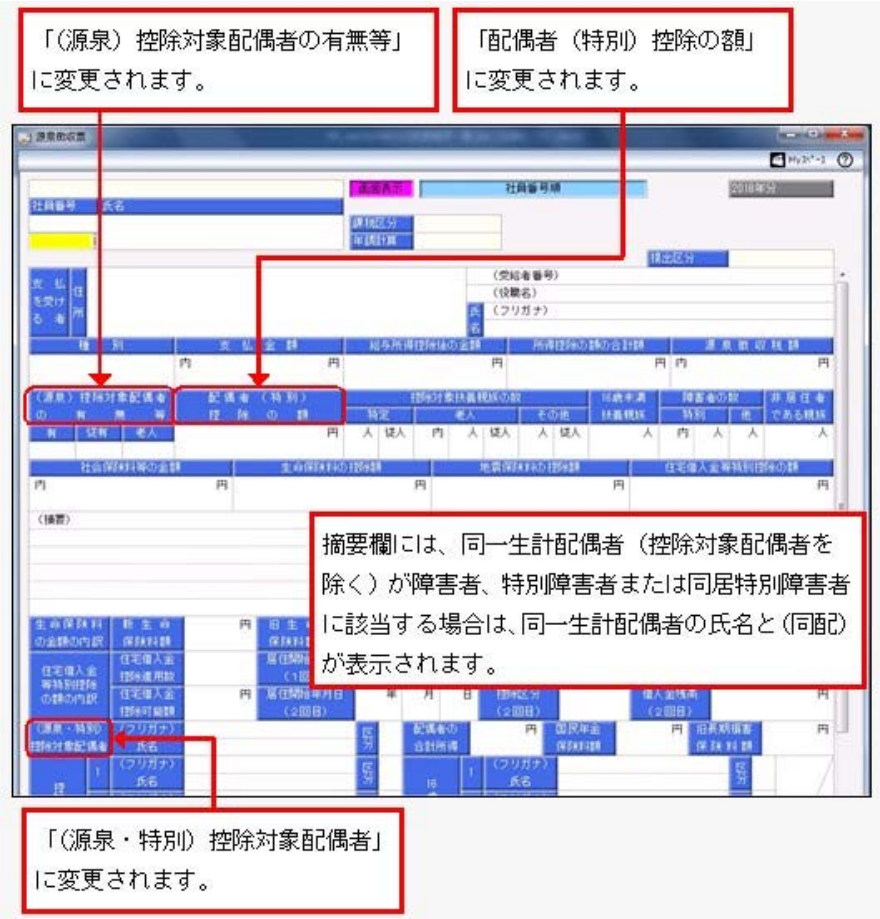

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。平成30年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

参　考

年の途中で退職した社員など、年末調整しない社員が源泉控除対象配偶者を有している場合は、源泉徴収票の配偶者の合計所得欄に、当年の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載することになりました。
当システムでは、該当する社員の場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで 入力 を押すと、配偶者の合計所得が入力できるようになりました。

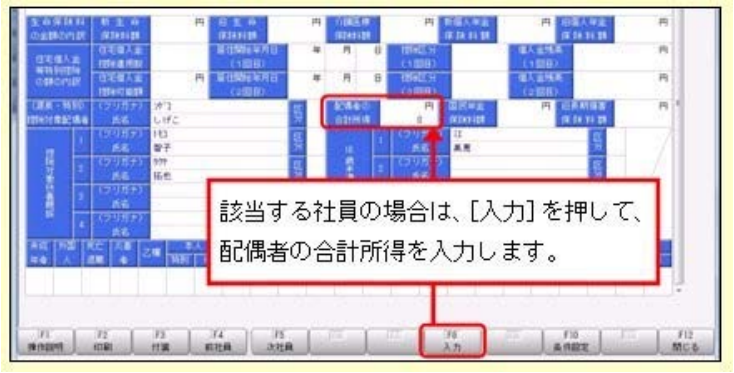

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。
・[5167]単票源泉徴収簿（横型）
・[5166]単票源泉徴収簿（縦型）
・[5066]源泉徴収簿

【[5167]単票源泉徴収簿（横型）】

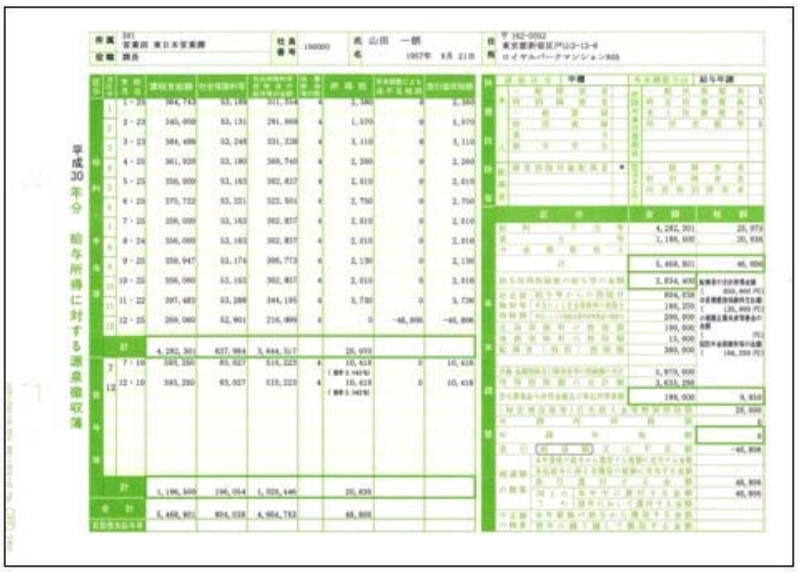

【[5166]単票源泉徴収簿（縦型）】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5162]源泉徴収簿（横型）、[4161]源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿、[5104]源泉徴収簿（横型）、[4104]源泉徴収簿（縦型）、[1695]源泉徴収簿）に印刷することもできます。
平成30年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、項目名が以下のように印字されます。

配偶者控除等申告書データをダウンロード可能
＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された平成30年の年末調整申告書データ（平成30年から改正された「配偶者控除等申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

国民の祝日に関する法律の一部改正に対応

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）附則第10条により、国民の祝日に関する法律が一部改正され、平成31年（2019年）以降、12月23日は平日になります。
当システムでは、[随時処理]-[年次更新]メニューで平成31年（2019年）に年次更新すると、12月23日は平日になります。

≪機能追加≫----------

社会保険の磁気媒体での届出について、旧様式で作成可能

Ver.2.61で「平成３０年３月 日本年金機構の届出様式」の変更に対応し、新様式での提出が可能になりました。しかし、新様式に対応していない健康保険組合があるため、今回から、社会保険の磁気媒体届書データを、平成３０年３月５日より前の届出様式（旧様式）でも作成できるようになりました。
磁気媒体届書データを旧様式で作成する場合は、各条件設定画面で「旧様式の仕様で作成する」にチェックを付けます。
※提出元が社会保険労務士の場合は、「社労士コード」は各条件設定画面の[提出先設定]ページで設定します。

※上図は、[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニューの画面です。

≪ 関連メニュー ≫
- [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
- [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
- [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

賞与支払届の70歳以上被用者の届出に対応

今までは、社会保険の70歳以上被用者の届出には対応していませんでした。
今回から、[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニューで賞与支払届における70歳以上被用者の届出に対応しました。
70歳以上被用者がいる場合は、賞与支払届に出力されます。

注　意

○70歳以上被用者がいる場合は個人番号が出力されますので、取り扱いにはご注意ください。
また、個人番号が登録されていない場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの基礎年金番号が出力されます。
○平成３０年３月５日より前の届出様式（旧様式）で賞与支払届を作成する場合は、届出書が分かれているため、今までと同様に70歳以上被用者の届出には対応していません。

○以下のメニューは、70歳以上被用者の届出には対応していません。
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

搭載辞書の更新

郵便番号辞書	平成30年８月31日時点
銀行支店辞書	平成30年９月５日時点
市町村辞書	平成30年８月31日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 *i* シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.62 ／ Ver.2.61

目次

≪改正情報≫	
平成３０年３月 日本年金機構の届出様式の変更に対応	2
≪機能追加≫	
各種サービスの名称が変更 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	3
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

平成３０年３月 日本年金機構の届出様式の変更に対応

日本年金機構の届出様式の変更に対応しました。
今回のプログラムから、変更後の磁気媒体届書データや電子申請データが作成されます。
また、新しく以下の弊社奉行サプライが追加されます。
○月額変更届（[5163]単票被保険者月額変更届、[5063]被保険者月額変更届）
○算定基礎届（[5164]単票被保険者算定基礎届、[5064]被保険者算定基礎届）
○賞与支払届（[5165]単票被保険者賞与支払届、[5065]被保険者賞与支払届）
新しい奉行サプライのご購入は、以下のサイトをご参照ください。
https://www.obcnet.jp/sup/
※旧様式の届出用紙で年金事務所に提出しても、受理していただけます。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]メニュー（届出はできません。）（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの資格喪失原因（健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金）の選択肢「4：その他」の名称が「4：退職等」に変更されます。

また、汎用データに以下の項目が追加・変更されます。

＜社員情報データ＞

項目名	備考
【社会保険情報】	
資格喪失原因 （健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金）	選択肢の名称変更 「4：その他」から「4：退職等」へ変更

＜月額変更データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
遡及支払月	IREM009	2	数字	
備考-二以上勤務	IREM010	1	数字	0：対象外　1：対象
備考-昇給・降給の理由	IREM011	75	文字	
備考-健康保険のみ月額変更	IREM012	1	数字	0：対象外　1：対象

※「備考詳細」の項目名が「備考-その他」に変更されました。

＜育児休業等終了時月額変更データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
遡及支払月	IREM009	2	数字	
備考-二以上勤務	IREM010	1	数字	0：対象外　1：対象

※「備考詳細」の項目名が「備考-その他」に変更されました。

＜算定基礎データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
遡及支払月	IREM009	2	数字	
備考-二以上勤務	IREM010	1	数字	0：対象外　1：対象
備考-月額変更予定	IREM013	1	数字	0：対象外　1：対象
備考-途中入社	IREM014	1	数字	0：対象外　1：対象
備考-年間平均	IREM015	1	数字	0：対象外　1：対象

※「備考詳細」の項目名が「備考-その他」に変更されました。

≪機能追加≫

各種サービスの名称が変更

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

「ＯＭＳＳ＋ 業務サービス」の各サービスの名称について、以下のように業務プロセスプラットフォーム「奉行クラウドEdge」の名称に変更されます。

変更前	変更後
ＯＭＳＳ＋ ＯＢＣマイナンバーサービス	奉行Edge マイナンバークラウド
ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス	奉行Edge 年末調整申告書クラウド

なお、名称が変更されても、そのままお使いいただけます。
特別な作業（連携設定のやり直しなど）は必要ありません。(メニュー名だけ変更されています。)

変更前	変更後
[導入処理]-[運用設定]-[ＯＢＣマイナンバーサービス運用設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバークラウド運用設定]メニュー
[社員情報]-[個人番号処理]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定]メニュー	[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバークラウド利用者設定]メニュー
[社員情報]-[個人番号処理]-[ＯＢＣマイナンバーサービス連携]メニュー	[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバークラウド連携]メニュー
[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書クラウド連携設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

搭載辞書の更新

郵便番号辞書　　平成30年３月30日時点
銀行支店辞書　　平成30年４月２日時点
市町村辞書　　平成30年１月31日時点

※今回のプログラムには、平成３０年３月２６日に公開された更新プログラムの内容も含まれています。
・雇用保険の資格喪失届の離職理由の追加対応（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・雇用保険の資格取得届／資格喪失届の在留資格の追加および提出先の変更対応（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
・平成３０年中中退職社員の源泉徴収表の出力対応

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.59

目次

≪改正情報≫	
平成３０年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応	2
≪機能追加≫	
奉行連動データ作成の作成形式を変更	3
『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	4
搭載辞書を更新	4

≪改正情報≫----------

平成３０年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応

平成２９年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。
これに伴い、平成３０年１月以降の給与等の支払における配偶者の扶養親族等の数の算定方法が変更されています。
平成３０年１月以降の給与等の支払で扶養親族等の数を算定するにあたり、配偶者が「源泉控除対象配偶者に該当する場合」は、扶養親族等の数に１人を加えて計算することとされました。
また、「同一生計配偶者が障害者に該当する場合」は、扶養親族等の数に１人を加えて計算することとされました。
※配偶者の扶養親族等の数の算定方法は変更されますが、「給与所得の源泉徴収税額表」自体は、平成２９年分から変更はありません（税額は改正されていません）。

当システムでは、平成30年より[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】欄の配偶者の扶養区分と、【扶養人数情報】の配偶者区分の選択肢が以下のように変わります。

＜平成29年＞

【家族情報】配偶者の扶養区分 および 【扶養人数情報】配偶者区分
「0：控除対象外」 「1：一般配偶」 「2：老人配偶」

＜平成30年＞

【家族情報】配偶者の扶養区分 および 【扶養人数情報】配偶者区分
「0：控除対象外」 「1：源泉控除配偶」

また、汎用データの社員情報データに、平成３０年以降用の配偶者の扶養区分の受入記号が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
扶養区分	EFMM020	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【扶養人数情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶

※平成２９年以前の場合は、配偶者の扶養区分の受入記号に変更ありません。
平成３０年に年度更新を実行すると、[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニューで平成２９年以前の配偶者の扶養区分を受け入れることはできません。

注　意

今回のプログラムでは、平成３０年分の年末調整における「配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正」には対応しておりません。したがって、平成３０年に年次更新を実行した後で、平成３０年中の退職者の年末調整計算を行うことはできません。

≪ 関連メニュー ≫

- [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー
- [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

≪機能追加≫

奉行連動データ作成の作成形式を変更

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ作成]メニューおよび[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→人事奉行データ作成]メニューで作成する連動データの作成形式が、「Shift-JIS」形式から「Unicode（UTF-8）」形式に変更されました。
これに伴い、Ver.2.59で作成した連動データは、Ver.2.58以前のプログラムで受け入れられなくなりました。Ver.2.59で作成した連動データ受け入れる場合は、『人事奉行』または『法定調書奉行』もVer.2.59をセットアップしてから、連動データ受入を行ってください。

※Ver.2.58以前のプログラムで作成した連動データについては、Ver.2.59のプログラムで受け入れることは可能です。

≪ 関連メニュー ≫

・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ作成]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→人事奉行データ作成]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[法定調書奉行→給与奉行データ受入]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[人事奉行→給与奉行データ受入]メニュー

『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加

＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューで『年末調整申告書サービス』に連携する項目として、「死亡年月日」が追加されました。これに伴い、年の途中で扶養親族が死亡した場合に、翌年用の扶養控除等異動申告書に死亡した扶養親族が含まれなくなります。

※[年末調整申告書サービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「利用者情報の更新」を選択して家族情報を更新すると、死亡年月日も更新されます。

搭載辞書の更新

郵便番号辞書	平成29年９月29日時点
銀行支店辞書	平成29年10月４日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.58

目次

≪改正情報≫	
電子申請における「平成２９年度労働保険年度更新申告」の様式バージョン等の変更に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	2

≪改正情報≫----------

- **電子申請における「平成２９年度労働保険年度更新申告」の様式バージョン等の変更に対応**
  ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

  電子申請における「平成２９年度労働保険年度更新申告」の様式バージョン等が変更されました。
  これに伴い、当システムについても上記の変更に対応して電子申請できるようになりました。

≪機能追加≫----------

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成29年３月31日時点
銀行支店辞書	平成29年４月５日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.57

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

≪改正情報≫	
特別徴収税額通知データのフォーマット変更に対応	2
≪機能追加≫	
離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能	2
既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞ ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	3
別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞ ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	3
『ＯＢＣマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	3
法人番号に13桁未満の番号も入力可能	4
搭載辞書を更新	4

≪改正情報≫----------

● 特別徴収税額通知データのフォーマット変更に対応

平成２９年１月１日以降、特別徴収税額通知書の処分通知等（税額通知）データのフォーマットが変更されました。
当システムでは、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューでフォーマット変更後の上記データを受け入れられるようになりました。

≪機能追加≫----------

● 離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能

今までは、離婚に伴って社員情報から家族情報を削除すると個人番号データも削除されるため、離婚前の年末調整時の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力することはできませんでした。
今回から、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで 配偶者削除 や 行削除 を押して過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除しても、個人番号は削除されません。したがって、当時の源泉徴収票に個人番号を出力できるようになりました。
過去の扶養家族については、[個人番号一括入力 － 条件設定]画面の[基本設定]ページで「過去の扶養家族を含めて入力する」にチェックを付けると確認できます。
※過去の年末調整に含まれていない家族情報を削除した場合は、過去の扶養家族にはなりません。
今までと同様に、個人番号データと共に削除されます。
※『ＯＢＣマイナンバーサービス』に接続して運用している場合で、当システムで社員情報から過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除した場合は、『ＯＢＣマイナンバーサービス』の利用者の家族情報が過去配偶者情報・過去扶養家族情報に移行します。
また、[社員情報]-[個人番号処理]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定]メニューで過去の扶養家族情報を『ＯＢＣマイナンバーサービス』の利用者情報に追加や関連付けることができます。

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[ＯＢＣマイナンバーサービス連携]-[個人番号アップロード]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[ＯＢＣマイナンバーサービス連携]-[個人番号ダウンロード]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[法定調書奉行→給与奉行データ受入]メニュー

既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

今までは、[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定 － 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示した場合に、これから関連付ける利用者情報の氏名の右側には何も表示されていませんでした。
今回から、氏名の右側に＜未設定＞と表示されるように変更されました。
＜未設定＞と表示されることで、関連付けされていない社員や扶養家族がわかりやすくなります。

※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

現在のデータ領域ではなく別データ領域で、『ＯＢＣマイナンバーサービス』の利用者情報と関連付けられている社員や扶養家族がいる場合に、一括で関連付けを解除し、再設定できるようになりました。
その場合は、[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定 － 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示し、
[再設定]を押します。
別データ領域との関連付けが解除され、現在のデータ領域で利用者情報の関連付けが再設定されます。
※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

『ＯＢＣマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

社員本人や家族が非居住者か否かによって個人番号の保管の必要性が異なるため、『ＯＢＣマイナンバーサービス』の利用者情報の項目に、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。
これに伴い、当システムの[社員情報]-[個人番号処理]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定]メニューで『ＯＢＣマイナンバーサービス』に連携する項目として、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。
※[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定 － 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「利用者情報の更新」を選択し、[詳細設定]ページで「居住者区分」や「家族情報」にチェックを付けると、本人や家族の居住者区分を更新することもできます。

法人番号に13桁未満の番号も入力可能

[導入処理]-[会社情報登録]メニューの[基本]ページで法人番号に13桁未満の番号も入力できるようになりました。
法人の会社で、一部、個人事業主として給与支払されている場合に、源泉徴収票に入力した13桁未満の番号で印字できます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年１月31日時点
銀行支店辞書	平成29年２月１日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.56

目次

≪改正情報≫	
健康保険組合に提出する個人番号を含めた資格取得届の作成に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
算定基礎届の磁気媒体届書データの変更に対応	2
65歳以上の社員の雇用保険資格取得届を作成可能 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格や取得時被保険者種類の内訳の追加に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

- **健康保険組合に提出する個人番号を含めた資格取得届の作成に対応**
  ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

平成２９年１月１日以降、健康保険組合に提出する資格取得届について、個人番号を含めることが必要になりました。
※年金事務所に個人番号を含めて提出する時期については、未定です。

当システムでは、[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニューで個人番号を含めた磁気媒体届書データを作成できるようになりました。個人番号を含める場合は、[資格取得届 - 条件設定]画面の[詳細設定]ページで「個人番号を出力する」にチェックを付けます。

- **算定基礎届の磁気媒体届書データの変更に対応**

平成２９年１月１日以降に提出する算定基礎届の磁気媒体届書データについて、短時間労働者の設定内容が変更されました。
当システムでは、[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューで短時間労働者の設定内容が反映された算定基礎届の磁気媒体届書データを作成できるようになりました。

- **65歳以上の社員の雇用保険資格取得届を作成可能**
  ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

平成２９年１月１日以降は、65歳以上の社員についても雇用保険の対象となります。
当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューで65歳以上の社員の雇用保険の資格取得年月日（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページで設定）が平成２９年１月１日以降の場合は、雇用保険の資格取得届を作成できるようになりました。

- **雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格や取得時被保険者種類の内訳の追加に対応**
  ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

平成２９年２月より、雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格や取得時被保険者種類の内訳が追加されました。
在留資格に「41：特定活動（ハラール牛肉生産）」「42：特定活動（製造分野）」、取得時被保険者種類に「高年齢（65歳以上）」が追加されました。
※取得時被保険者種類は、雇用保険資格取得届にはありません。

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューの各項目について、追加された内訳を選択できるようになりました。必要に応じて選択し、雇用保険資格取得届や雇用保険資格喪失届を作成してください。

≪機能追加≫----------

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成28年10月31日時点
銀行支店辞書	平成28年11月２日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.55

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	平成２８年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
	給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応	3
	源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能	4
	法定調書合計表資料に法人番号を印字可能	4
	給与支払報告書（総括表）の新様式に対応	4
	給与所得者異動届出書に個人番号を印字可能	4
	≪機能追加≫	
☞	源泉徴収票一覧表で個人番号を表示可能	5
☞	個人番号を一括で削除可能	5
	年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	5
	個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善	5
	搭載辞書を更新	6

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫----------

- **平成２８年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応**

平成２８年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。
これに伴い、新様式に対応した奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票と[6009]源泉徴収票を、ご用意いたしました。

※[6109]単票源泉徴収票の「給与所得の源泉徴収票」は、税務署提出用と受給者交付用で１枚の用紙になっています。
[6109]単票源泉徴収票の「給与支払報告書（個人明細書）」は、市町村提出用２片で１枚の用紙になっています。
源泉徴収票を印刷するか、給与支払報告書を印刷するかは、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで設定できます。
[6009]源泉徴収票は、「給与所得の源泉徴収票」は税務署提出用と受給者交付用、「給与支払報告書（個人明細書）」は市区町村提出用２枚の４枚複写になっています。

[6109]単票源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票）

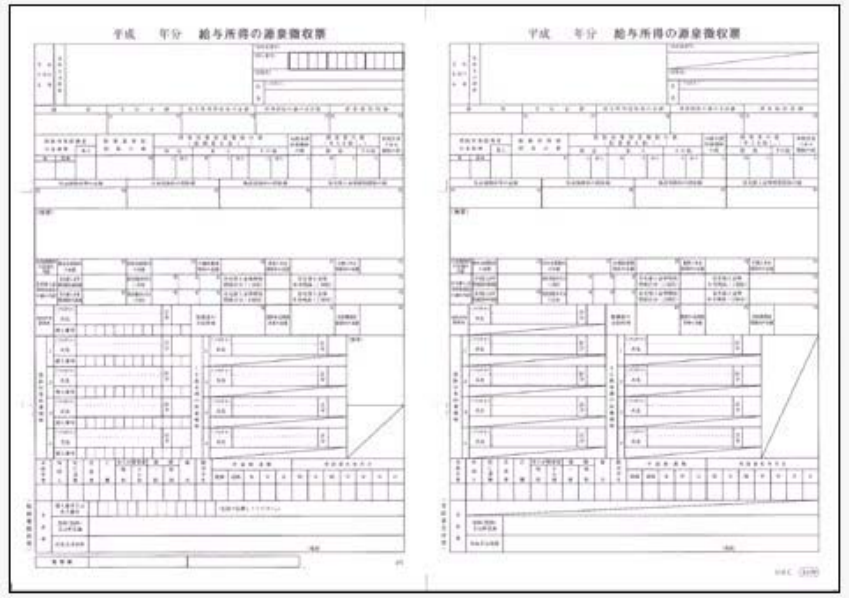

[6109]単票源泉徴収票（給与支払報告書）

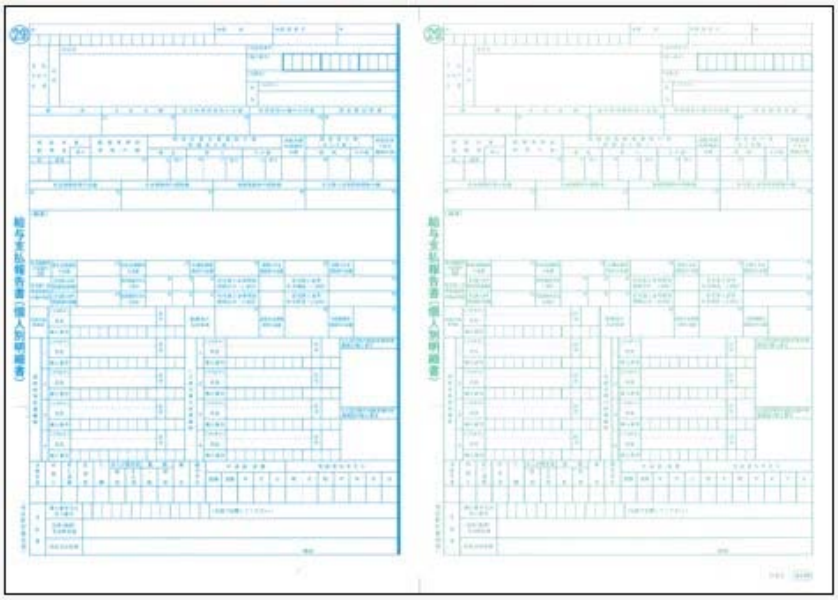

※[6109]単票退職者用源泉徴収票に、給与所得の源泉徴収票を印字することもできます。
※過去年の源泉徴収票は、旧様式の奉行サプライ（[4109]単票源泉徴収票、[4009]源泉徴収票）に印刷できます。
※『給与明細配信オプション』『給与賞与明細照会Webオプション』『奉行クラウドオプション』をお使いの場合は、新しい様式で源泉徴収票が作成されます。

参　考

[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を印字する」にチェックを付けると、個人番号が印字されます。
※チェックを付けても、源泉徴収票の受給者交付用には個人番号は印字されません。

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成２９年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後
	平成28年分の所得税	平成29年分の所得税
上限額が適用される給与収入	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

上記の改正に伴い、平成２９年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。
当システムでは、平成２９年１月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されます。
※平成２８年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、平成２８年以前の税額表で所得税が計算されます。

源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能

平成２８年１月１日以後に支払われる通勤手当の１ヵ月の非課税限度額が、１０万円から１５万円に引き上げられたことに伴い、通勤手当を精算する社員がいる場合は、源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を印字する必要があります。
当システムでは、[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューで 通勤精算 を押し、非課税となる通勤手当を入力すると、[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで表示・印字できるようになりました。

法定調書合計表資料に法人番号を印字可能

平成２８年分より、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に法人番号欄が追加されました。
当システムでは、[年末調整]-[法定調書合計表資料]-[法定調書合計表資料]メニューで法人番号が印字されるようになりました。
※処理年が平成２７年以前の場合は、法人番号が登録済みであっても、印字されません。

給与支払報告書（総括表）の新様式に対応

平成２９年度給与支払報告書（総括表）については、法人番号欄が追加された新様式に変更されました。
これに伴い、当システムでは[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニューで、新様式に対応した給与支払報告書（総括表）が印刷できるようになりました。

○内訳なしの場合

○内訳ありの場合

※「給与支払報告書（総括表）資料」の印刷レイアウトも、あわせて変更されました。

給与所得者異動届出書に個人番号を印字可能

平成２９年１月１日以後に給与の支払を受けなくなった社員の給与所得者異動届出書には、個人番号を印字する必要があります。
当システムでは、[管理資料]-[住民税一覧表]-[給与所得者異動届出書]メニューで個人番号を印字できるようになりました。個人番号を印字する場合は、[給与所得者異動届出書 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を印字する」にチェックを付けます。
※処理年が平成２９年以降の場合に印字できます。

≪機能追加≫----------

● 源泉徴収票一覧表で個人番号を表示可能

[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで、社員本人や家族の個人番号を表示することができるようになりました。
表示する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目設定]ページで、「個人番号を表示する」にチェックを付けます。その後、社員本人の個人番号を表示するのか、家族の個人番号を表示するのかを設定します。
また、表示する家族情報が増えたため、家族１人につき１行で表示できるようになりました。１人につき１行で表示する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目設定]ページで「配偶者・扶養親族１人につき１行で表示する」にチェックを付けます。
※上記の他に、集計項目に「非居住者である親族の数」が追加されました。
また、住宅控除情報の表示方法も変更されました。今までは、特定取得に該当する場合は居住開始年月日欄に「（特定）」と表示されていました。今回から、区分欄に「（特）」と表示されるようになりました。また、適用数欄が追加され、２以上の住宅控除を受けている場合は「２」、受けていない場合は「１」と表示されるようになりました。

● 個人番号を一括で削除可能

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括削除]メニューが追加されました。
個人番号の管理が不要となった退職社員や家族がいる場合に、個人番号を一括で削除できます。

● 年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニューが追加されました。
年末調整処理を行う前までに、『年末調整申告書サービス』に登録されている「扶養控除等（異動）申告書」「保険料控除申告書」「配偶者特別控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」などの申告書データを、当システムにダウンロードします。
また、必要に応じて、翌年分の扶養控除等（異動）申告書の申告書データをダウンロードすることもできます。
※当システムがセットアップされているコンピュータでダウンロードできない場合は、[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニューで申告書データを受け入れることもできます。
『年末調整申告書サービス』の[申告書データ出力]メニューで出力した申告書データを受け入れる場合は、[年末調整データ受入 - 受入条件設定]画面の[受入ファイル設定]ページの受入データ形式で「年末調整申告書サービスデータ形式」を選択して受け入れます。

● 個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号操作履歴]メニューで、どのメニューで個人番号を操作したかを確認できましたが、より用途が明確に分かるように、処理メニューの後に「－〇〇年分」と、必要に応じて表示されるようになりました。

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞
『ＯＢＣマイナンバーサービス』の[会社情報登録]メニューの個人番号操作ログ設定で、利用目的の記録を「する」に設定している場合は、[ログ参照]メニューの[個人番号操作ログ]ページの利用目的欄に「－〇〇年分」と、必要に応じて表示されるようになりました。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年８月31日時点
銀行支店辞書	平成28年８月31日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.54

目次

≪改正情報≫	
厚生年金保険の標準報酬月額の等級追加に対応	2
短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大に対応	2
≪機能追加≫	
『ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス』との連携に対応 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	3
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

厚生年金保険の標準報酬月額の等級追加に対応

平成２８年１０月１日から、厚生年金保険の標準報酬月額の等級に、新たな等級（第１等級：88千円）が追加されます。
当システムでは、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで新しい等級の標準報酬月額を登録できるようになりました。

改正前

標準報酬		報酬月額		
等級	月額	円以上		円未満
1	98,000		～	101,000
2	104,000	101,000	～	107,000
3	110,000	107,000	～	114,000
∫				
30	620,000	605,000	～	

改正後

標準報酬		報酬月額		
等級	月額	円以上		円未満
1	88,000		～	93,000
2	98,000	93,000	～	101,000
3	104,000	101,000	～	107,000
4	110,000	107,000	～	114,000
∫				
31	620,000	605,000	～	

追加された等級

短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大に対応

平成２８年１０月１日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。
当システムでは、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページのパート区分に「2：対象（短時間）」が追加されました。特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合に選択します。
※これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページのパート区分の「1：対象」の名称が「1：対象（パート）」に変更されました。

パート区分が「2：対象（短時間）」の社員の場合は、月額変更処理や算定基礎処理の標準報酬月額の算定にかかる支払基礎日数について、各月11日以上の月で標準報酬が算定されます。
※届出書の備考詳細欄に「短時間労働者」と初期表示することができるようになりました。その場合は、各条件設定画面の[備考設定]ページで設定します。
※[社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニューと[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更対象者確認表]メニューで、パート区分を表示できるようになりました。表示する場合は、条件設定画面の[詳細設定]ページで、「パート区分を表示する」にチェックを付けます。

≪ 関連メニュー ≫

・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更対象者確認表]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー

また、汎用データの社員情報データのパート区分の選択肢も変更・追加されます（受入記号は変わりません）。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
パート区分	ES0C004	1	数字英数	選択肢の名称変更と追加（短時間労働者追加に伴い、「1：対象」を「1：対象(パート)」に変更、「2：対象(短時間)」を追加）

≪機能追加≫----------

- **『ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス』との連携に対応**

＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

『ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス』（以下、『年末調整申告書サービス』）とは、従業員が年末調整時に提出する「扶養控除等（異動）申告書」や「保険料控除申告書」などの申告書を、スムーズに配布・回収・内容確認できる弊社の業務サービスです。
当システムと『年末調整申告書サービス』の申告書データを連携して利用することで、各申告書の印刷や郵送にかかるコスト、年末調整処理の入力業務を大幅に削減できます。

参　考

『年末調整申告書サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/nencho/

注　意

「ＯＭＳＳ」および「ＯＭＳＳ＋」の契約期間が終了した時点で、『年末調整申告書サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参　考

操作説明（ヘルプ）では、「ＯＭＳＳ＋」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。
OMSS PLUS または『ＯＭＳＳ＋』

≪ 関連メニュー ≫

[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー

※『年末調整申告書サービス』のサービス開始に伴い、『ＯＢＣマイナンバーサービス』に接続して運用している場合に表示される[個人番号収集対象者設定]メニューのメニュー名が、[社員情報]-[個人番号処理]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定]メニューに変更されました。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書　　平成28年７月29日時点
銀行支店辞書　　平成28年８月３日時点
市町村辞書　　平成27年２月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.53

目次

退職社員の個人番号データを受入可能	2
『ＯＭＳＳ＋ ＯＢＣマイナンバーサービス Value』との連携に対応 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス Value』をお使いの場合＞	2
当システムから電子証明書の更新が可能 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
別データ領域の利用者も関連付けが可能 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	3
法定調書奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能	3
搭載辞書を更新	3

退職社員の個人番号データを受入可能

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ受入]メニューで、退職社員の個人番号データも受け入れられるようになりました。退職社員の個人番号データを受け入れる場合は、[個人番号データ受入 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの「年月日以降に退職した社員のデータも受け入れる」にチェックを付けます。

『ＯＭＳＳ＋ ＯＢＣマイナンバーサービス Value』との連携に対応
＜『ＯＢＣマイナンバーサービス Value』をお使いの場合＞

『ＯＭＳＳ＋ ＯＢＣマイナンバーサービス Value』（以下、『ＯＢＣマイナンバーサービス Value』）とは、個人番号を確実かつ安全に保管し、利用・提供・廃棄までの管理を実現するサービスです。
対面等で収集した個人番号を、当システム（または『ＯＢＣマイナンバーサービス Value』）から入力し、安全に保管できます。『ＯＢＣマイナンバーサービス Value』に保管されている個人番号は、当システムで参照・利用することができます。

参　考

『ＯＢＣマイナンバーサービス Value』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/mynumber/value/

注　意

「ＯＭＳＳ」および「ＯＭＳＳ＋」の契約期間が終了した時点で、『ＯＢＣマイナンバーサービス Value』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参　考

操作説明（ヘルプ）では、「ＯＭＳＳ＋」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。
OMSS PLUS または『ＯＭＳＳ＋』

※『ＯＢＣマイナンバーサービス Value』のサービス開始に伴い、『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が『ＯＢＣマイナンバーサービス』に変更されました。
これに伴い、[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューのメニュー名が、[導入処理]-[運用設定]-[ＯＢＣマイナンバーサービス運用設定]メニューに変更されました。

当システムから電子証明書の更新が可能
＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

当システムから電子証明書の有効期限を更新できるようになりました。
更新する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[ＯＢＣマイナンバーサービス運用設定]メニューで 証明書 を押して、電子証明書を更新します。

- **別データ領域の利用者も関連付けが可能**

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号収集対象者設定]メニューで[個人番号収集対象者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの設定内容で「既存の利用者情報との関連付け」を選択している場合に、別データ領域に関連付けられている利用者も表示することができるようになりました。別データ領域に関連付けられている利用者も表示する場合は、[個人番号収集対象者設定 - 条件設定]画面の[詳細設定]ページで、「別データ領域に関連付けられている利用者も表示する」にチェックを付けます。

- **法定調書奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能**

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ作成]メニューで連動データを作成する際に、個人番号を含めて作成するかを設定できるようになりました。
今までは、必ず個人番号を含めて連動データが作成されました。今回から個人番号を含めずに連動データを作成することもできます。個人番号を含めずに連動データを作成する場合は、[給与奉行→法定調書奉行データ作成 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を含めて作成する」のチェックを外します。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成28年５月31日時点
銀行支店辞書	平成28年６月１日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.52

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

≪改正情報≫	
平成２８年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
健康保険の標準報酬月額の上限、標準賞与額の年間上限の引き上げに対応	4
住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書の項目名の変更に対応	4
住民税納付書の納入申告書に法人番号を印字可能	5
特別徴収税額通知データの新レイアウトに対応	5
≪機能追加≫	
☞ 社会保険（年金事務所）や労働保険の届出について、電子申請が可能	5
厚生年金基金の代行返上・解散に伴い、届出書に出力する種別を設定可能	6
年金事務所を検索可能	7
搭載辞書を更新	7

≪改正情報≫----------

平成２８年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応

平成２８年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。
これに伴い、奉行サプライの「源泉徴収票」を変更し、平成２８年中の退職者に配布する源泉徴収票としてご利用いただけるようになりました。

[6109]単票退職者用源泉徴収票

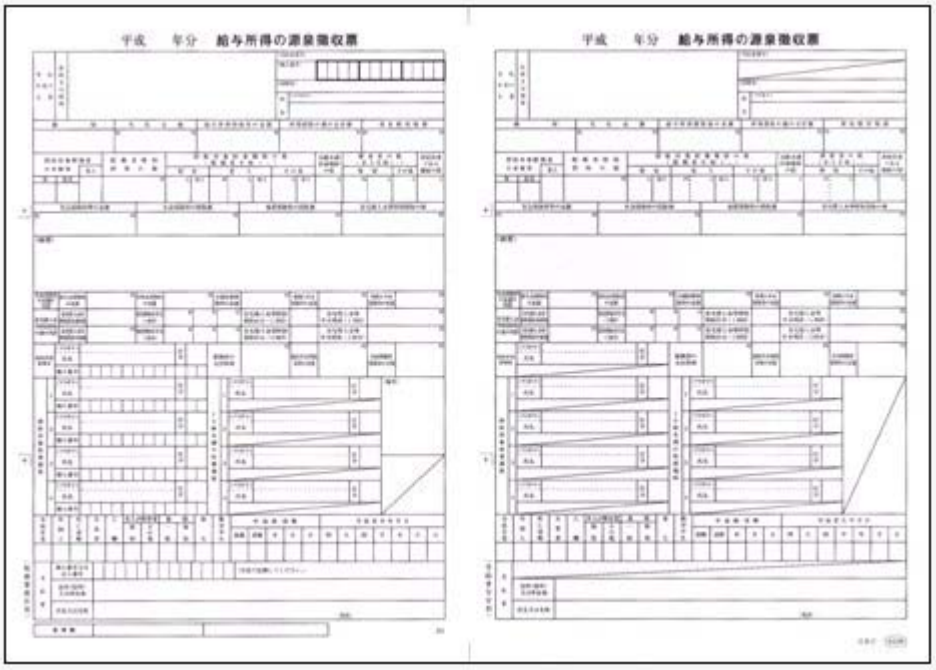

※新しい様式の奉行サプライは、品番が変更されていますので、ご注意ください。

印刷する奉行サプライに合わせて、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

源泉徴収票の新様式対応に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】に、居住者区分が追加されました。
扶養控除等（異動）申告書または配偶者特別控除申告書で「非居住者である親族」として提出された扶養親族の場合は、「1：非居住者」を設定します。
また、【扶養人数情報】に上記の人数が集計される非居住者親族も追加されました。
非居住者の扶養親族については、源泉徴収票の非居住者である扶養親族の数欄に人数、区分欄に○が表示・印字されます。

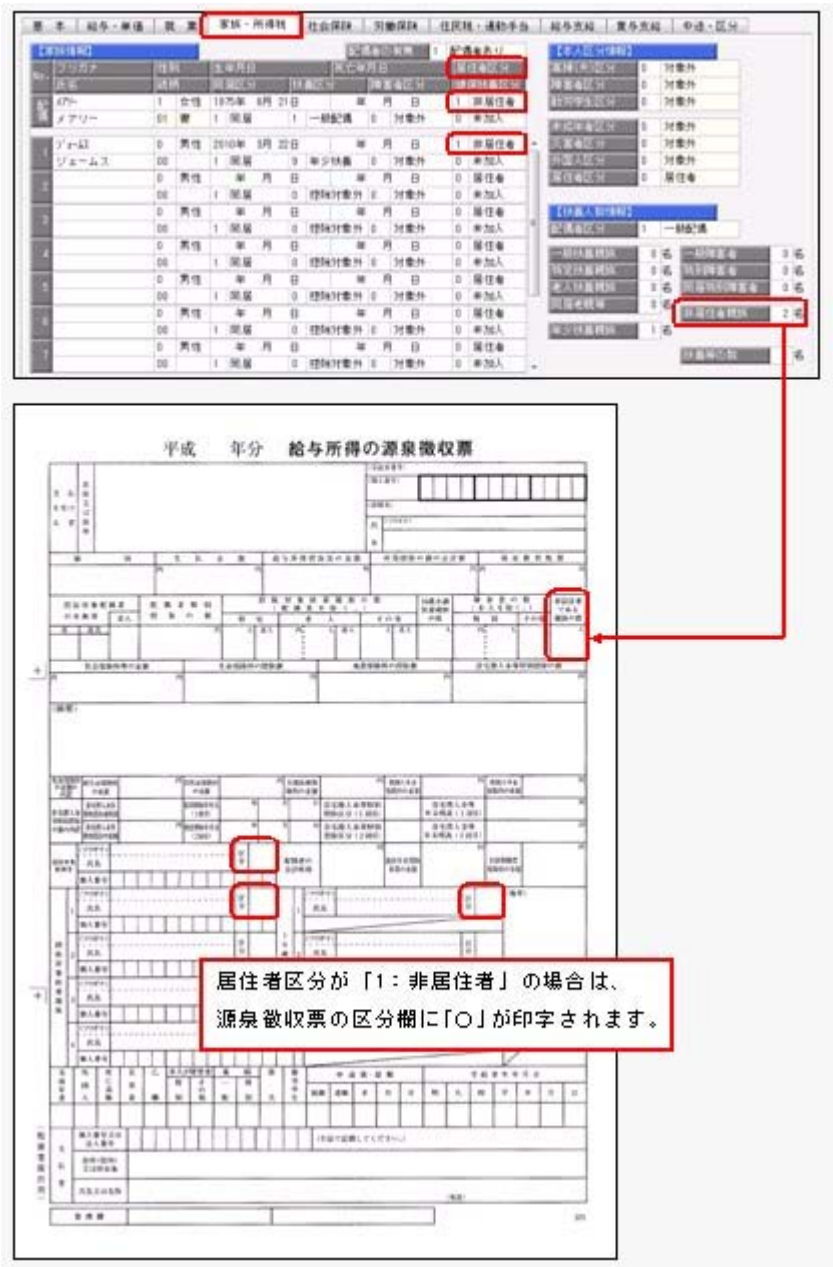

これに伴い、汎用データの社員情報データと年末調整データに、以下の項目が追加されました。

＜社員情報データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
居住者区分	EFMM019	1	数字	0：居住者　1：非居住者
扶養親族１～10				
居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者　1：非居住者 ２人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920
【扶養人数情報】				
非居住者親族	ESUP014	2	数字	

＜年末調整データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
居住者区分	EFMM019	1	数字	0：居住者　1：非居住者
扶養親族１～10				
居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者　1：非居住者 ２人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920
【所得税情報】				
非居住者親族	ESUP014	2	数字	

健康保険の標準報酬月額の上限、標準賞与額の年間上限の引き上げに対応

平成２８年４月１日より健康保険法が改正され、健康保険の標準報酬月額表について、等級の上限に３等級が追加されます。追加された等級については、以下のとおりです。

改正前	改正後	標準報酬月額	報酬月額（円）	
			円以上	円未満
1	1	58,000		63,000
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
47	47	1,210,000	1,175,000	1,235,000
	48	1,270,000	1,235,000	1,295,000
	49	1,330,000	1,295,000	1,355,000
	50	1,390,000	1,355,000	

追加された等級

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで、追加された等級の標準報酬月額を登録できるようになりました。
※厚生年金保険の標準報酬月額については、変更はありません。

また、健康保険の標準賞与限度額についても、年間（当年４月～翌年３月）上限が540万円から573万円に引き上げられました。当システムでは、賞与処理を行う際に、自動的に判定されます。

住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書の項目名の変更に対応

平成２８年１月１日より、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書」の「個人番号」の項目名が、「宛名番号」に変更されました。
これに伴い、当システムでは、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページにある【住民税情報】の「個人番号」の項目名が、「宛名番号」に変更されます。
また、汎用データの社員情報データの項目名についても変更されます（受入記号は変わりません）。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
宛名番号	ERET017	11	英数	項目の名称変更 （「個人番号」から「宛名番号」へ変更）

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニュー
・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニュー
・[管理資料]-[住民税一覧表]-[給与所得者異動届出書]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

住民税納付書の納入申告書に法人番号を印字可能

[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税納付書]メニューの納入申告書に、法人番号が印字されるようになりました。
退職明細の納入申告書を入力した場合は、会社名の下に法人番号が印字されます。

特別徴収税額通知データの新レイアウトに対応

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューで、特別徴収税額通知データを「電子署名あり」で受け取ったＣＳＶレイアウトについても、受け入れられるようになりました。
※今までのレイアウトでも受け入れられます。

≪機能追加≫----------

社会保険（年金事務所）や労働保険の届出について、電子申請が可能

社会保険（年金事務所）や労働保険の各種届出について、当システムから電子申請ができるようになりました。
当システムで電子申請が可能な届出は、以下になります。

【社会保険】
・賞与支払届（[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー）
・月額変更届（[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー）
・算定基礎届（[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー）
・資格取得届（[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー）
・資格喪失届（[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー）

【労働保険】
・労働保険年度更新（[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー）
・雇用保険資格取得届（[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー）
・雇用保険資格喪失届（[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー）

電子申請する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[処理設定]ページで、電子申請を「使用する」に設定します。「使用する」に設定すると、電子申請の際に設定が必要なメニュー等が表示されます。

[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[処理設定]ページの電子申請を「使用する」に設定すると[導入処理]-[電子申請情報登録]メニューが表示されますので、申請者や電子証明書について設定します。
また、電子申請を行った結果を、[社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニューと[労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険]]メニューで確認できます。
※今までも、賞与支払届、月額変更届、算定基礎届で届書データを作成する場合に、「電子申請用」の届書データを作成することができました。その場合（提出方法が「磁気媒体」の場合）は、当システムからではなく、厚生労働省の電子申請プログラムに添付して申請してください。当システムから電子申請を行う場合は、提出方法に「電子申請」を選択してください。

厚生年金基金の代行返上・解散に伴い、届出書に出力する種別を設定可能

厚生年金基金の代行返上・解散があった場合に、賞与支払届などの届出書の種別の出力方法について設定できるようになりました。
種別の出力方法を設定する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[厚生年金保険区分登録]メニューの[厚生年金基金]ページで、代行返上・解散による種別出力方法を設定します。
今までは、届出書の種別には[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定されている種別が出力されていました。
今回から、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで厚生年金基金用の種別が設定されている場合であっても、代行返上・解散による種別出力方法で「基金未加入の種別で出力する」または「年金事務所提出用だけ基金未加入の種別で出力する」に設定すると、種別を「1（男子）」「2（女子）」で出力することができます。
届出書の提出先の指示にしたがって、設定してください。

≪ 関連メニュー ≫
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー（被保険者の同意書）
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー

年金事務所を検索可能

[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューや[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニューで、年金事務所を検索できるようになりました。
年金事務所を検索する場合は年金事務所名欄でキーボードの［Space］キーを押すと、[年金事務所検索]画面が開きます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年１月29日時点
銀行支店辞書	平成28年２月３日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.51

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

「番号確認書類」と「身元確認書類」を一括で受入可能	2
個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示	2
社員情報登録で配偶者の情報を削除可能	3
個人番号を参照する際の利用目的を登録可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	3
マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	4
『ＯＭＳＳ＋ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	4
搭載辞書を更新	4

● 「番号確認書類」と「身元確認書類」を一括で受入可能

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ受入]メニューで、「番号確認書類」「身元確認書類１」「身元確認書類２」の画像ファイルを受け入れることができるようになりました。
これにより、複数の社員や扶養家族の画像ファイルをまとめて受け入れることができます。
これに伴い、[個人番号データ受入]メニューに以下の受入項目が追加されました。

項目名	受入種別	受入桁数
番号確認書類－確認書類リンク	文字	255
身元確認書類１－確認書類リンク	文字	255
身元確認書類２－確認書類リンク	文字	255
配偶者－番号確認書類－確認書類リンク	文字	255
配偶者－身元確認書類１－確認書類リンク	文字	255
配偶者－身元確認書類２－確認書類リンク	文字	255
扶養親族１～10－番号確認書類－確認書類リンク	文字	255

また、[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニューで、[個人番号データ作成 － 条件設定]画面の[出力設定]ページの作成形式が「ＯＢＣ受入形式」の場合でも、「番号確認書類」「身元確認書類１」「身元確認書類２」を出力することができるようになりました。

● 個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示

今までは、[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューで[個人番号一括入力 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「入力」を選択した場合は、すでに個人番号が登録済みの扶養家族は表示されませんでした。
今回から、すでに個人番号が登録済みの扶養家族も表示されるように変更されました（登録済みの個人番号は「*」で表示されます）。これにより、扶養家族の個人番号の登録状況が把握しやすくなり、扶養家族の個人番号が入力しやすくなりました。
※また、[個人番号一括入力 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「修正」や「削除」を選択した場合に、個人番号が登録されていない扶養家族も表示されるように変更されました（個人番号欄は空欄です）。

社員情報登録で配偶者の情報を削除可能

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで登録されている配偶者の情報（氏名や生年月日など）を、削除できるようになりました。削除する場合は、[家族・所得税]ページにカーソルを合わせて 配偶者削除 を押します。

※ 配偶者削除 を押して配偶者の情報を削除した場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「0：配偶者なし」に変更されます。また、配偶者の個人番号データも削除されます。

個人番号を参照する際の利用目的を登録可能
＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューで個人番号を参照する場合（[個人番号一括入力 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「参照」を選択した場合）に、その利用目的を登録できるようになりました。当システムから『マイナンバー収集・保管サービス』にログインした後に、[利用目的入力]画面が表示されます。

登録した利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』の[ログ参照]メニューで確認できます。
これにより、『マイナンバー収集・保管サービス』側で、「当システムで個人番号を参照した際の利用目的」を確認することができます。

※当システムで、登録した利用目的を確認することはできません。

※利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』で利用目的の記録（『マイナンバー収集・保管サービス』の[会社情報登録]メニューで設定）が「する」に設定されている場合に、登録できます。

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニュー

マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューに、印刷機能が追加されました。設定内容を印刷することができます。
※上記の他に、ファンクションキーの 電証配置 の名称が、 証明書配置 に変更されました。

『ＯＭＳＳ＋ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

個人番号処理関連のメニューで、『マイナンバー収集・保管サービス』と連携する場合のパフォーマンスが改善されました。

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ受入]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号アップロード]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号ダウンロード]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ作成]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年10月30日時点
銀行支店辞書	平成27年11月４日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.50

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	住宅借入金等特別控除等の改正に対応	2
	給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応	3
	≪機能追加≫	
	源泉徴収票の提出範囲を、画面で確認可能	3
	[個人番号収集対象者設定]メニューの条件設定画面に[絞込条件設定]ページが追加 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	4
	搭載辞書を更新	4

≪改正情報≫----------

住宅借入金等特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、平成26年４月１日以後において、特定取得に該当するか否かで住宅借入金等の年末残高の限度額が変わります。
「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が、新消費税率（消費税及び地方消費税の税率の引上げ後の８％又は10％の税率）により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等です。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、「特定取得区分」が追加されました。
住宅借入金等特別控除申告書の居住開始年月日の後ろに「（特定）」が印字されている場合は、「1：該当」を選択します。
※この項目は、居住開始年月日が平成26年３月31日以前の場合は、設定できません。

また、汎用データの年末調整データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当　1：該当
２回目―特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当　1：該当

給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成28年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後
	平成25年～平成27年分の所得税	平成28年分の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超
給与所得控除の上限額	245万円	230万円

上記の改正に伴い、平成28年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。
当システムでは、平成28年１月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されます。
※平成27年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、平成27年以前の税額表で所得税が計算されます。

≪機能追加≫

源泉徴収票の提出範囲を、画面で確認可能

[年末調整]-[源泉徴収票]-[提出区分設定]メニューの画面で、源泉徴収票の提出範囲を確認できるようになりました。社員の提出区分は自動的に判定されますが、その提出範囲が確認しやすくなりました。

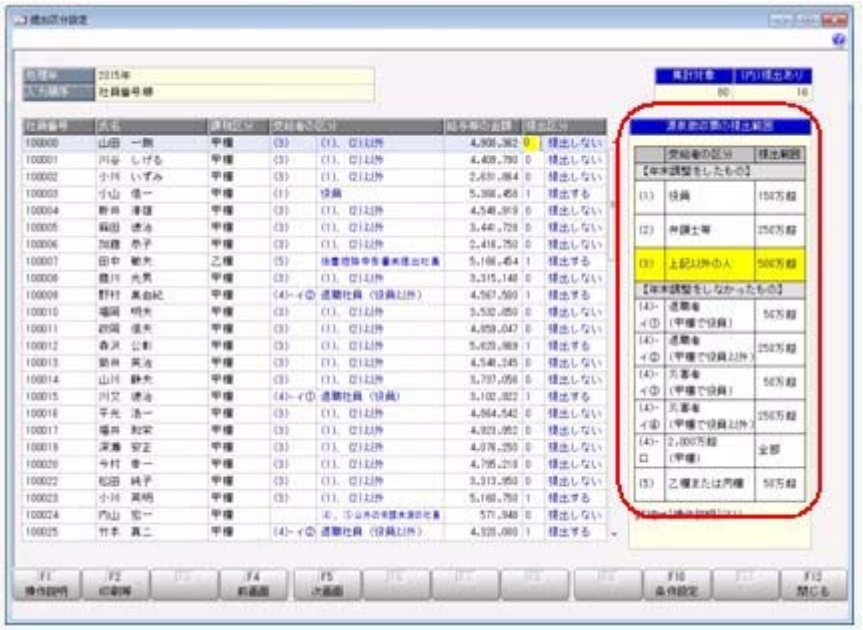

- **[個人番号収集対象者設定]メニューの条件設定画面に[絞込条件設定]ページが追加**

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号収集対象者設定]メニューの条件設定画面に、[絞込条件設定]ページが追加されました。役職や社員区分などで、集計する社員を絞り込む場合に設定すると便利です。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成27年８月31日時点
銀行支店辞書	平成27年９月２日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.14

目次

≪改正情報≫	
マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、個人番号や確認書類の入力・管理に対応	2
『ＯＭＳＳ＋ マイナンバー収集・保管サービス』との連携に対応 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	2
マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、法人番号の入力欄を追加	3
「児童手当拠出金」の名称を、「子ども・子育て拠出金」に変更	3
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	4

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫----------

● マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、個人番号や確認書類の入力・管理に対応

平成２７年１０月から個人へのマイナンバーの通知が開始されます。
これに伴い、当システムでは、社員や扶養家族の個人番号およびその確認書類（番号確認書類・身元確認書類）を入力・管理できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[導入処理]-[権限登録]-[個人番号利用権限登録]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ受入]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号操作履歴]メニュー

● 『ＯＭＳＳ＋ マイナンバー収集・保管サービス』との連携に対応

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

『マイナンバー収集・保管サービス』とは、個人番号を確実かつ安全に収集・保管し、利用・提供・廃棄までの管理を実現するサービスです。
このサービスと当システムを連携して使うことで、当システムに登録している社員を『マイナンバー収集・保管サービス』に連携し、『マイナンバー収集・保管サービス』で個人番号を収集して、当システムで参照・管理することができます。

参　考

『マイナンバー収集・保管サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/mynumber/service/

『マイナンバー収集・保管サービス』は、「ＯＭＳＳ＋」の「業務支援サービス」です。
「ＯＭＳＳ＋」の詳細については、以下のサイトをご確認ください。
http://www.obc.co.jp/click/omss/

注　意

『マイナンバー収集・保管サービス』と接続して運用している場合は、「ＯＭＳＳ」および「ＯＭＳＳ＋」の契約期間が終了した時点で、『マイナンバー収集・保管サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参　考

操作説明（ヘルプ）では、「ＯＭＳＳ＋」の業務支援サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

OMSS PLUS または『ＯＭＳＳ＋』

≪ 関連メニュー ≫

・[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号収集対象者設定]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号アップロード]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号ダウンロード]メニュー

マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、法人番号の入力欄を追加

平成２７年１０月から事業主へ法人番号の通知が開始されます。
これに伴い、当システムでは、[導入処理]-[会社情報登録]メニューに「法人番号」の入力欄が追加されました。

「児童手当拠出金」の名称を、「子ども・子育て拠出金」に変更

平成２７年４月から、「児童手当拠出金」の名称が「子ども・子育て拠出金」に変更されました。
当システムでは、各メニューで「児童手当拠出金」と表示・印字されていた箇所を、「子ども・子育て拠出金（または子育拠出金）」と表示・印字するように変更されました。
※名称の変更だけで、保険料率や計算方法は変更されません。

≪ 関連メニュー ≫

・[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[厚生年金保険区分登録]メニュー
・[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
・[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除共通項目設定]メニュー
・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社員情報登録 － 調整額等]画面の[事業主負担]ページ
・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューや[給与賞与]-[賞与処理]- [賞与処理]メニューの明細付加情報
・[社会保険]-[標準報酬改定資料]-[標準報酬改定一覧表]メニュー
・[社会保険]-[保険料資料]-[保険料一覧表]メニュー
・[社会保険]-[納入告知書確認表]-[納入告知書確認表]メニュー
・[社会保険]-[納入告知書確認表]-[納入告知書内訳一覧表]メニュー

≪機能追加≫----------

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年７月31日時点
銀行支店辞書	平成27年８月５日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.13

目次

≪改正情報≫	
「社会保険の届書作成プログラム等の改善」に対応	2
≪機能追加≫	
社会保険の届書を磁気媒体に作成する際の選択肢の名称を変更	2
算定基礎届で、支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に「ー」を印字可能	3
住民税ＦＢデータ作成時に、会社銀行が設定されていない市町村をチェック可能	4
厚生年金基金の同月得喪に対応	4
社員情報の汎用データを受け入れる際に、新規に社員が登録されないように設定可能	5
[データ領域選択]画面の各項目の列幅や並び順を保持可能	5
年末調整データや社会保険データを、大量に画面表示や登録する際にかかる時間を短縮	6
月次推移表で大量に画面表示する際にかかる時間を短縮 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	6
バックアップデータのファイルサイズが小さくなるように変更	6
搭載辞書を更新	6

≪改正情報≫----------

「社会保険の届書作成プログラム等の改善」に対応

平成２７年１月に、日本年金機構が提供する社会保険の届書作成プログラム等が改善されました。
これに伴い、当システムでは、磁気媒体で提出する算定基礎届（[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューで設定）を作成する場合に、改定予定月が出力されないように変更されました（算定基礎処理画面で、改定予定月が表示されません）。
※算定基礎年が過去年の場合でも、改定予定月は表示されません。

また、汎用データの算定基礎データから、以下の項目が削除されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
改定予定月	IFDS001	1	数字	0：予定なし　1：８月月変予定　2：９月月変予定

≪機能追加≫----------

社会保険の届書を磁気媒体に作成する際の選択肢の名称を変更

平成２６年９月末に、日本年金機構がフロッピーディスク（ＦＤ）を利用した健康保険・厚生年金保険適用関係の届出の受付を終了しました。
これに伴い、当システムでは、社会保険の届書を磁気媒体に作成する際の[磁気媒体届書作成]画面にある作成形式の選択肢の名称を、「磁気媒体（ＦＤ・ＣＤ等）届書用」から「磁気媒体申請用」に変更しました。
※名称が変更されただけであって、機能に変更はありません。

※画面は、月額変更処理の際の画面になります。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー

・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー

算定基礎届で、支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に「－」を印字可能

[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューで算定基礎届を印刷する場合に、支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に「－」を印字することができるようになりました。支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に金額ではなく「－」を印字する場合は、[算定基礎処理 － 届出用紙印刷]画面の[基本設定]ページで、「支払基礎日数が17日未満の月の合計を印字する」のチェックを外します。

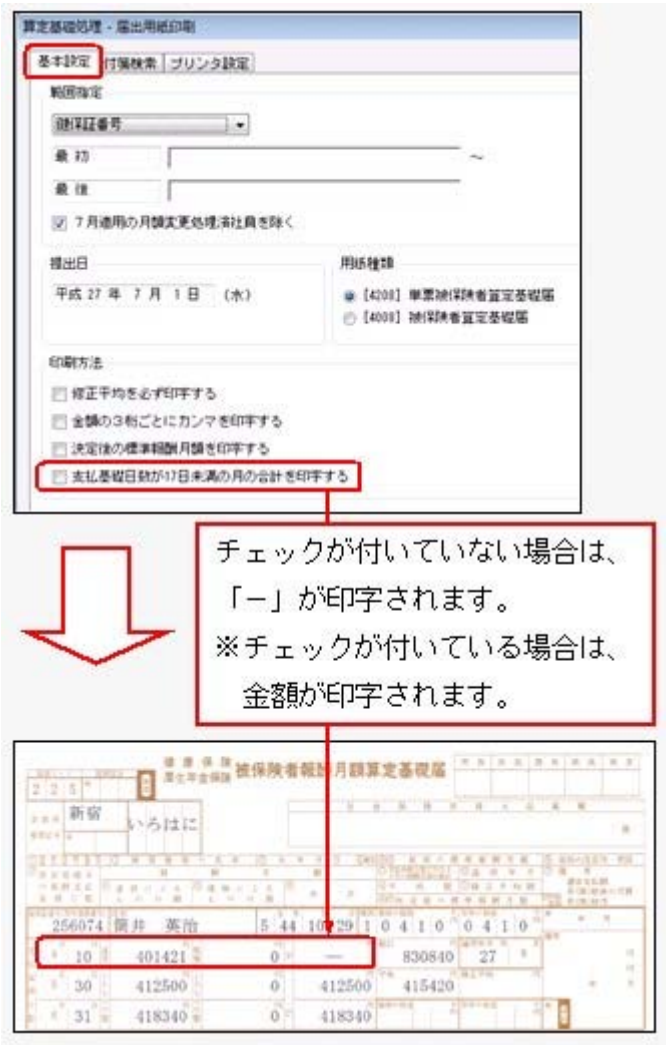

※[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニューで被保険者の同意書を印刷する場合も、算定基礎届と同様に、支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に「－」を印字できるようになりました。
※パート社員（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページのパート区分が「1：対象」に設定されている社員）の場合は、支払基礎日数が15日未満の月になります。

住民税ＦＢデータ作成時に、会社銀行が設定されていない市町村をチェック可能

[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税ＦＢデータ作成]メニューでは、会社銀行が設定されていない市町村は、住民税ＦＢデータが作成されません。今回から、住民税ＦＢデータを作成する際に、会社銀行が設定されていない市町村をチェックすることができるようになりました。
チェックする場合は、[住民税ＦＢデータ作成 － 出力条件設定]画面の[基本設定]ページの「会社銀行が設定されていない市町村をチェックする」にチェックを付けます。チェックを付けた場合は、[導入処理]-[市町村登録]メニューで会社銀行が設定されていない市町村がある場合に、その市町村が一覧で表示されます。

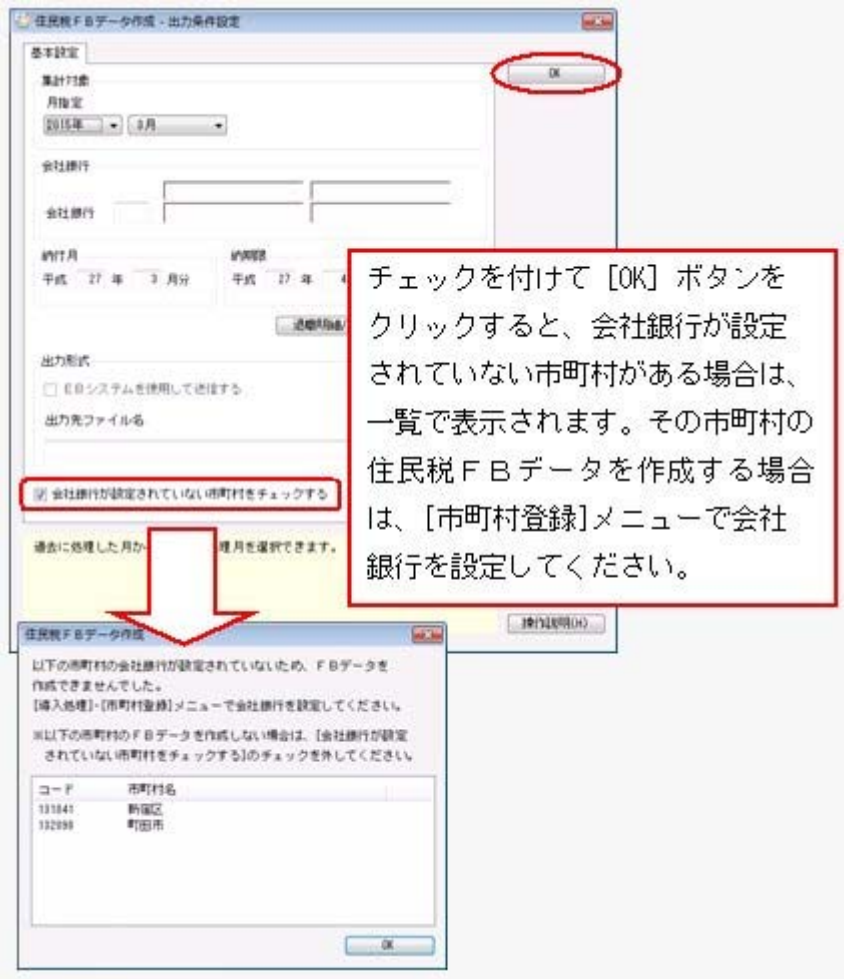

厚生年金基金の同月得喪に対応

厚生年金基金に加入している場合で、厚生年金基金の[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの資格取得年月日と資格喪失年月日が同月中の場合（同月得喪の場合）は、給与処理や賞与処理で厚生年金基金が徴収されないようになりました。

社員情報の汎用データを受け入れる際に、新規に社員が登録されないように設定可能

今までは、[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニューで、当システムに登録されていない社員番号を受け入れた場合は、新規に社員が登録されていました。
今回から、新規に社員を登録せずに、すでに登録されている社員の汎用データだけを受け入れられる（データの上書き）ようになりました。
新規で社員を登録しない場合は、[社員情報データ受入 － 条件設定]画面の[重複条件設定]ページの「重複する社員番号だけを受け入れる」にチェックを付けます。チェックを付けると、すでに登録されている社員番号の汎用データだけを受け入れますので、新規に社員は登録されません。
※今までと同様に新規に社員を登録したい場合は、チェックを付けずに汎用データを受け入れてください。

[データ領域選択]画面の各項目の列幅や並び順を保持可能

[データ領域管理]-[データ領域選択]メニューで、画面の各項目の列幅や並び順を変更した場合に、その情報が保持されるようになりました。次回起動時も、担当者個人の見やすい幅や並び順で表示されます。

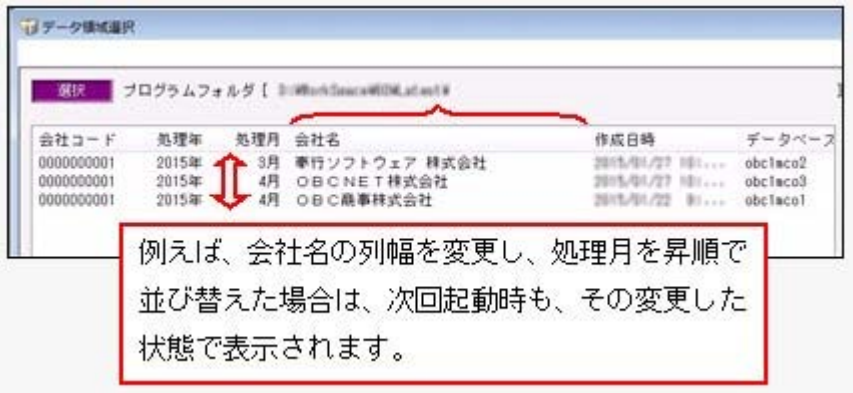

≪ 関連メニュー ≫

・[データ領域管理]-[データ領域選択]メニュー
・[データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域変更]メニュー
・[データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域削除]メニュー
・[データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域パスワード設定]メニュー

年末調整データや社会保険データを、大量に画面表示や登録する際にかかる時間を短縮

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニューや[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニューなどで、　大量に画面表示や登録する際にかかる時間を短縮しました。
※データ量や出力条件、環境によって、短縮される時間が異なります。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算処理
・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニュー
・[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月変対象者確認表]メニュー
・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]-[月額変更データ受入]-[月額変更データ受入]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]-[月額変更データ受入]-[育児休業等終了時月額変更データ受入]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]-[算定基礎データ受入]メニュー

月次推移表で大量に画面表示する際にかかる時間を短縮
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

[管理資料]-[月次推移表]-[社員別月次推移表]メニューや[管理資料]-[月次推移表]-[項目別月次推移表]メニューで、大量に画面表示する際にかかる時間を短縮しました。
※データ量や出力条件、環境によって、短縮される時間が異なります。

バックアップデータのファイルサイズが小さくなるように変更

バックアップデータを「ＯＢＣ専用モード」で作成した際に、バックアップデータが自動的に圧縮されるようになり、サイズが小さくなりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[データ領域管理]-[バックアップ／復元]-[一括バックアップ]メニュー
・[随時処理]-[バックアップ]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年２月27日時点
銀行支店辞書	平成27年３月４日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.12

≪改正情報≫	
マイカー通勤者の通勤手当の非課税範囲の改正に対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	2

≪改正情報≫----------

- **マイカー通勤者の通勤手当の非課税範囲の改正に対応**

平成２６年１０月１７日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

≪機能追加≫----------

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成26年10月31日時点
銀行支店辞書	平成26年11月５日時点
市町村辞書	平成26年９月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.11

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	平成27年分給与所得の源泉徴収税額表の改正に対応	3
	≪機能追加≫	
	給与処理時点の基本給単価を、支給明細書に印字可能	3
	同月内に２回以上賞与を支払った場合でも、賞与処理回ごとに賞与支払届を作成可能	3
	住民税情報の入力内容を確認する場合に、納付先市町村別一覧表を印刷可能	4
	住民税納付リストに「年税額」を印字	4
	[源泉徴収票[退職社員用]]メニューで、支払金額がない退職社員の源泉徴収票を表示・印刷可能	4
	月額変更処理・算定基礎処理を行うことができる社員の判定方法を追加	5
☞	標準報酬に変更がある社員の標準報酬改定通知書だけを印刷可能 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	5
☞	社会保険の資格を取得した際に、社員へ通知する資格取得時標準報酬決定通知書を印刷可能 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	5
☞	保険料率が改定された際に、社員へ通知する保険料改定通知書を印刷可能 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	6
☞	年末調整画面に各種申告書の転記元画面を用意	6
	控除額適用区分の選択肢の名称を変更	7
☞	源泉徴収票の内容を一覧で出力可能	7
	雇用転換した場合に、源泉徴収票に入社年月日を表示・印字しないように改善	8
	単独年調による過不足税額を、翌年１月の給与処理に転送可能	8
	法定調書合計表内訳一覧表に印刷様式を選択可能	8
	産前産後休業の社員の届出書の備考詳細欄に、「産前産後休業」と初期表示が可能	9
	給与（賞与）処理時点の社員情報で仕訳伝票を作成可能	10
☞	仕訳コードを設定する際に、有効な部門だけを表示可能	10
	給与処理月を翌月に進める際にかかる時間を短縮	10
	給与（賞与）データを大量に画面表示や登録、印刷する際にかかる時間を短縮	10
	給与明細書ＰＤＦを作成する際にかかる時間を短縮 ＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞	11
	「受入済リスト」に氏名が印字	11
	よく使うメニューをすばやく開ける、ダイレクト起動メニューを追加	12
☞	クイックメニューにコピー機能（クリップボード）を追加 ＜「ＯＭＳＳ」にご加入の場合＞	12

指定した基準日時点の単価情報で給与（賞与）処理が可能 ＜『人事奉行』をお使いの場合＞	13
過去の休職履歴をもとに保険料の免除を判定可能 ＜『人事奉行』をお使いの場合＞	14
搭載辞書を更新	14
≪機能変更≫	
管理資料の条件設定における[社員検索]画面の表示を統一	15

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫

平成27年分給与所得の源泉徴収税額表の改正に対応

平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされたことに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」および「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。平成27年１月１日以後に支払うべき給与等について適用されます。
当システムでは、平成27年１月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されます。
※平成26年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、平成26年以前の税額表で所得税が計算されます。

≪機能追加≫

給与処理時点の基本給単価を、支給明細書に印字可能

[社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページに設定されている給与支給１（基本給）の単価ではなく、給与処理時点の基本給単価を、支給明細書のメモ欄に印字できるようになりました。
支給明細書のメモ欄に給与処理時点の基本給単価を印字する場合は、[給与明細書 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、所属・区分参照先に「給与処理時点の社員情報」を選択します。
また、複数の給与体系をお使いの場合は、支給控除項目名についても、給与（賞与）処理時点の給与体系の項目名で印字されます。
※[給与（賞与）処理 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの所属・区分参照先で「給与（賞与）処理時点の社員情報」を選択して給与（賞与）データを印字した場合も、同様です。

これに伴い、汎用データの給与データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
基本給単価	EUSP010	12	数字	
時給単価 （日給＋時給）	EUSW230	12	数字	

同月内に２回以上賞与を支払った場合でも、賞与処理回ごとに賞与支払届を作成可能

同月内に２回以上賞与を支払った場合は、その月の最後に支払った日を賞与支払年月日として、合算した賞与額の賞与支払届を作成し、提出します。

今回から、同月内に２回以上賞与を支払った場合でも、賞与処理回ごとに賞与支払届を作成することができるようになりました。その場合は、[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニューの条件設定画面で［賞与額...］ボタンをクリックします。[賞与額指定]画面が開きますので、「選択した処理回の賞与データだけ集計」を選択し、賞与支払届を作成します。

※合算した賞与額の賞与支払届を作成する場合は、[賞与額指定]画面で「過去回の賞与データ（同月内２回以上支給）も含めて集計」を選択します。

住民税情報の入力内容を確認する場合に、納付先市町村別一覧表を印刷可能

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニューで住民税情報について予約登録を行った場合は、入力内容の確認として「住民税改定データ」を印刷することができます。

今回から、「住民税改定データ」に加えて、「納付先市町村別一覧表」も印刷することができるようになりました。納付先市町村ごとに入力内容を確認できますので、便利です。

「住民税改定データ」または「納付先市町村別一覧表」を印刷する場合は、[住民税改定 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの帳票選択で、印刷する帳票を選択します。

住民税納付リストに「年税額」を印字

[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税納付リスト]メニューの住民税納付リストに、住民税の「年税額」が印字されるようになりました。[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページに登録されている【住民税情報】を、確認しやすくなりました。

※転送する場合も、「年税額」が出力されます。

[源泉徴収票[退職社員用]]メニューで、支払金額がない退職社員の源泉徴収票を表示・印刷可能

[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニューで、支払金額がない退職社員の源泉徴収票を表示・印刷できるようになりました。

その場合は、条件設定画面で「支払金額がない社員を含めて入力（印刷）する」設定にチェックを付けます。休職していた社員が、支払いがないまま退職した場合など、必要に応じて、ご利用ください。

月額変更処理・算定基礎処理を行うことができる社員の判定方法を追加

２以上の事業所に勤務している場合などで、社会保険の標準報酬月額を管理しない社員の場合は、[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニューや[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューで、処理できないように変更されました。
具体的には、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの以下の設定にすべて該当する社員は、[月額変更処理]メニューや[算定基礎処理]メニューで呼び出されません。
・月額保険料算出区分が「1：直接入力」
・健保標準報酬が「0000千円」
・厚年標準報酬が「0000千円」
これにより、算定基礎処理や月額変更処理を行う必要がない社員を呼び出さずに、処理を進めることができます。

標準報酬に変更がある社員の標準報酬改定通知書だけを印刷可能
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

[社会保険]-[標準報酬改定資料]-[標準報酬改定通知書]メニューで、標準報酬に変更がある社員の標準報酬改定通知書だけを印刷することができるようになりました。
標準報酬に変更がない社員を印刷する必要がない場合は、[標準報酬改定通知書 － 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「標準報酬に変更がない社員を含めて集計する」のチェックを外します。
また、今までは、[標準報酬改定通知書 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの通知日には初期値としてコンピュータのシステム日付が表示されていました。今回から、給与支給日か任意の日付を印字するかを選択できるようになりました。初期値として、給与支給日が選択されていますので、必要に応じて変更してください。

社会保険の資格を取得した際に、社員へ通知する資格取得時標準報酬決定通知書を印刷可能
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得時標準報酬決定通知書]メニューが追加されました。
新入社員が入社した場合など、社会保険の資格を取得した際に提出する資格取得時標準報酬決定通知書を印刷することができるようになりました。支給明細書に同封する等して、社員へ通知できます。

標準報酬決定通知書

2014年 4月25日
ＯＢＣ商事株式会社

112
所属 管理部 総務課 広報室
100060
氏名 田崎 伸二 様

	標準報酬	保険料
健康保険	340,000	16,949
介護保険		0
厚生年金保険	340,000	29,104
合計		46,053

あなたの標準報酬および保険料が、上記のように決定しましたのでお知らせします。

● 保険料率が改定された際に、社員へ通知する保険料改定通知書を印刷可能
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

[社会保険]-[保険料資料]-[保険料改定通知書]メニューが追加されました。
社会保険の保険料率が改定された場合に、新しい保険料を社員に通知できる保険料改定通知書を印刷することができるようになりました。支給明細書に同封する等して、社員へ通知できます。

保険料改定通知書

2014年10月24日
ＯＢＣ商事株式会社

301
所属　営業部 東日本営業課
100000
氏名　山田　一朗　様

	適用前		適用後		差額
	標準報酬	保険料	標準報酬	保険料	
健康保険	470,000	23,429	500,000	24,925	1,496
介護保険		3,642		3,875	233
厚生年金保険	470,000	40,232	500,000	43,685	3,453
合計		67,303		72,485	5,182

あなたの保険料が、2014年10月分給与より上記のように変更となりましたのでお知らせします。

※これに伴い、[社会保険]-[保険料一覧表]メニューのメニュー構成が、[社会保険]-[保険料資料]-[保険料一覧表]メニューに変更されました。

● 年末調整画面に各種申告書の転記元画面を用意

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[所得控除等]・[中途入社]ページの右側に、各項目の申告書の転記元が説明されている画面が用意され、年末調整データが入力しやすくなりました。
※[年末調整処理 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力・計算を同時に行う＜即時計算＞」の場合は、転記元を押して計算結果画面と切り替えることができます。

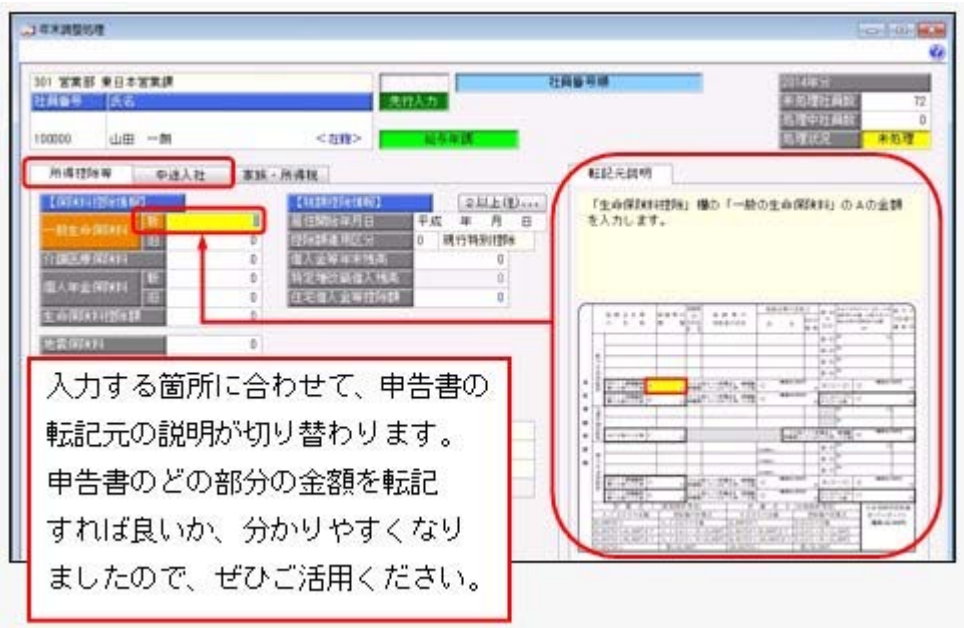

控除額適用区分の選択肢の名称を変更

住宅借入金等特別控除を受ける要件のうち「認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例」に、「認定低炭素住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合（平成24年12月4日より居住の用に供した場合）」も加わりました。
これに伴い、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの控除額適用区分の選択肢「3：認定長期優良」の名称を「3：認定住宅」に変更しました。
また、[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニューで、「ＯＢＣ受入形式」以外で出力した際の、控除額適用区分の選択肢の名称も変更されました。

項目名	備考
控除額適用区分	「3：認定長期優良」から「3：認定住宅」へ変更
２回目ー控除額適用区分	

※控除額適用区分コード「3」は、変更ありません。
　また、年末調整データの汎用データ受入記号や控除額適用区分コード「3」は変更ありません。

源泉徴収票の内容を一覧で出力可能

[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューが追加されました。
源泉徴収票の項目を一覧で出力します。年末調整処理が終了し、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで源泉徴収票を印刷する前に、摘要欄の扶養親族の名前を一覧表形式で確認する場合などに利用できます。
※[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで扶養親族の名前を確認した結果、名前を修正する場合は、[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページで修正してください。

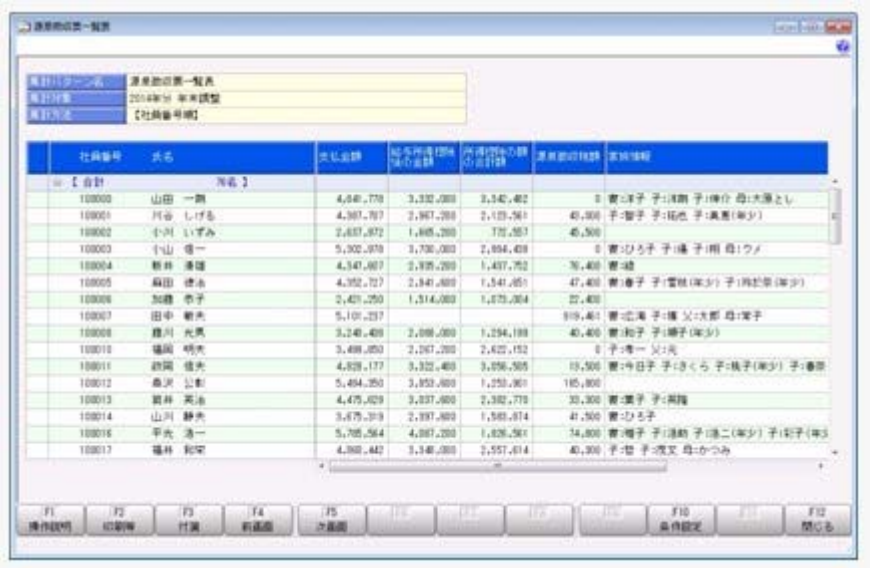

雇用転換した場合に、源泉徴収票に入社年月日を表示・印字しないように改善

今までは、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの処理年と[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[基本]ページの入社年月日の年が同じ場合は、必ず源泉徴収票に入社年月日が表示・印字されていました。したがって、雇用転換した場合で、入社年月日が不要な場合も表示・印字されていました。
今回から、[社員情報登録]メニューの[基本]ページの[社員情報登録 － 前回雇用情報]画面の情報をもとに、前回退職年月日が入社年月日の前日で、前回退職区分が設定されていない場合は、入社年月日が表示・印字されないように改善されました。
※上記に伴い、今までは、『人事奉行』をお使いの場合だけ、[社員情報登録]メニューの[基本]ページの[社員情報登録 － 前回雇用情報]画面に前回退職区分が表示されていましたが、今回から、『人事奉行』をお使いでない場合であっても、前回退職区分が表示されるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

単独年調による過不足税額を、翌年１月の給与処理に転送可能

[年末調整]-[還付金処理]-[還付金データ転送]メニューが追加されました。
単独年調で年末調整処理を行った場合に、過不足税額を翌年１月の給与処理（控除項目）に転送することができます。翌年１月の給与処理で精算する場合に、給与データ入力画面で過不足税額を入力する手間を省くことができます。
※年末調整処理が終わって[随時処理]-[年次更新]メニューで処理年を翌年に進め、給与処理月を１月に進めてから、[年末調整]-[還付金処理]-[還付金データ転送]メニューで過不足税額を転送します。
※年末調整方法が給与年調や賞与年調の場合は当年12月の給与処理や賞与処理で精算しますので、当メニューは使用しません。

法定調書合計表内訳一覧表に印刷様式を選択可能

[年末調整]-[法定調書合計表資料]-[法定調書合計表資料内訳一覧表]メニューの[法定調書合計表資料内訳一覧表 － 条件設定]画面の[基本設定]ページに印刷様式が追加され、「標準様式」と「詳細様式」から選択できるようになりました。
法定調書合計表資料と[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニューの金額を照合する場合は、「詳細様式」を選択します。「詳細様式」では、[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューで入力した金額や、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[中途・区分]ページの中途区分を「0：中途入社以外」で入力した金額も印字されますので、照合しやすく、便利です。

※今までと同じレイアウトで出力する場合は、印刷様式に「標準様式」を選択します。

産前産後休業の社員の届出書の備考詳細欄に、「産前産後休業」と初期表示が可能

今までは、育児休業の場合に、[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニューや[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューの届出書の備考詳細欄に、「育児休業」と初期表示できました。
今回から、育児休業の社員だけでなく、産前産後休業の社員の場合は、備考詳細欄に「産前産後休業」と初期表示することができるようになりました。
その場合は、各条件設定画面の[備考設定]ページで、「産前産後・育児休業」にチェックを付けます。

※産前産後休業や育児休業の社員とは、[社員情報登録]メニューの[基本]ページの在籍区分が「1：休職」で、[社員情報登録]メニューの[中途・区分]ページの休職事由が産前産後休業や育児休業（[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューの[基本設定]ページの産前産後休業対象区分や育児休業対象区分で選択した区分）の社員です。

※[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]メニューで、産前産後休業から復帰した社員の育児休業等終了時月額変更処理を行うことができるようになりました。
また、[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月変対象者確認表]メニューで、対象者も確認できます。これに伴い、各条件設定画面の「育児休業終了月」の名称が、「育児休業等終了月」に変更されました。

≪ 関連メニュー ≫

- [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
- [社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]メニュー
- [社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月変対象者確認表]メニュー
- [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
- [随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[月額変更データ再計算]メニュー
- [随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[算定基礎データ再計算]メニュー

・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]-[月額変更データ受入]-[月額変更データ受入]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]-[算定基礎データ受入]メニュー

給与（賞与）処理時点の社員情報で仕訳伝票を作成可能

[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳伝票作成]メニューで仕訳伝票を作成する場合は、現在の社員情報の給与体系に紐付く仕訳コードをもとに、仕訳伝票が作成されていました。
今回から、[仕訳伝票作成]メニューの[給与賞与]ページで、所属・区分参照先に「給与（賞与）処理時点の社員情報」を選択すると、給与（賞与）処理時点の給与体系に紐付いた仕訳コードをもとに、仕訳伝票が作成されるようになりました。

仕訳コードを設定する際に、有効な部門だけを表示可能

[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳コード設定]メニューで部門に仕訳コードを設定する場合に、有効な部門だけを表示することができるようになりました。その場合は、
表示設定 を押すと[仕訳コード設定 - 表示設定]画面が開きますので、「有効な部門だけを表示する」を選択します。

給与処理月を翌月に進める際にかかる時間を短縮

[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューなどで、給与処理月を翌月に進める際にかかる時間を短縮しました。
※データ量や環境によって、短縮される時間が異なります。

給与（賞与）データを大量に画面表示や登録、印刷する際にかかる時間を短縮

[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューや[給与賞与]-[給与処理]-[給与一括処理]メニューなどで、大量に画面表示や登録、印刷する際にかかる時間を短縮しました。
※データ量や出力条件、環境によって、短縮される時間が異なります。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
・[給与賞与]-[給与処理]-[給与一括処理]メニュー
・[給与賞与]-[給与処理]-[給与明細書メモ入力]メニュー
・[給与賞与]-[給与処理]-[給与辞令]メニュー
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与一括処理]メニュー
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与明細書メモ入力]メニュー
・[給与賞与]-[過去データ入力]-[月別過去データ入力]メニュー
・[給与賞与]-[過去データ入力]-[明細付加情報一括入力]メニュー
・[給与賞与]-[遡及処理]-[遡及差額精算処理]メニュー
・[給与賞与]-[勤怠データ受入]-[勤怠データ直接受入]メニュー
・[給与賞与]-[勤怠データ受入]-[勤怠データファイル受入]メニュー
・[随時処理]-[労務費データ連動]-[勤怠期間日報データ受入]-[勤怠期間日報データ直接受入]メニュー
・[随時処理]-[労務費データ連動]-[勤怠期間日報データ受入]-[勤怠期間日報データファイル受入]メニュー

給与明細書ＰＤＦを作成する際にかかる時間を短縮
＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞

[明細配信]-[明細作成処理]-[給与明細書作成]メニューなどで、給与（賞与）明細書ＰＤＦを作成する際にかかる時間を短縮しました。
※データ量や出力条件、環境によって、短縮される時間が異なります。

≪ 関連メニュー ≫

・[明細配信]-[明細作成処理]-[給与明細書作成]メニュー
・[明細配信]-[明細作成処理]-[賞与明細書作成]メニュー
・[明細配信]-[明細作成処理]-[源泉徴収票作成]メニュー

「受入済リスト」に氏名が印字

[随時処理]-[汎用データ受入]メニューの各メニューで汎用データを受け入れた場合は、受け入れた内容を確認できる「受入済リスト」を印刷できます。社員に紐付く汎用データを受け入れた場合は、「受入済リスト」の社員番号のうしろに、必ず氏名が印字されるようになりました。氏名が印字されることで受け入れた社員を確認しやすくなり、便利です。
例えば、[随時処理]-[汎用データ受入]-[給与賞与データ受入]-[給与データ受入]メニューの「受入済リスト」の場合は、以下のように印字されます。

参　考

受け入れる汎用データに「氏名」が含まれている場合は、受け入れた氏名が印字されます。

≪ 関連メニュー ≫

・[随時処理]-[汎用データ受入]メニュー全般
・[給与賞与]-[勤怠データ受入]-[勤怠データファイル受入]メニュー
・[随時処理]-[労務費データ連動]-[勤怠期間日報データ受入]-[勤怠期間日報データファイル受入]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[人事奉行→給与奉行データ受入]メニュー

よく使うメニューをすばやく開ける、ダイレクト起動メニューを追加

ダイレクト起動メニューを利用すると、最近使ったメニューを簡単に開くことができます。
さらに、よく使うメニューをリストに固定表示することで、毎日使用しているメニューをすばやく起動できます。

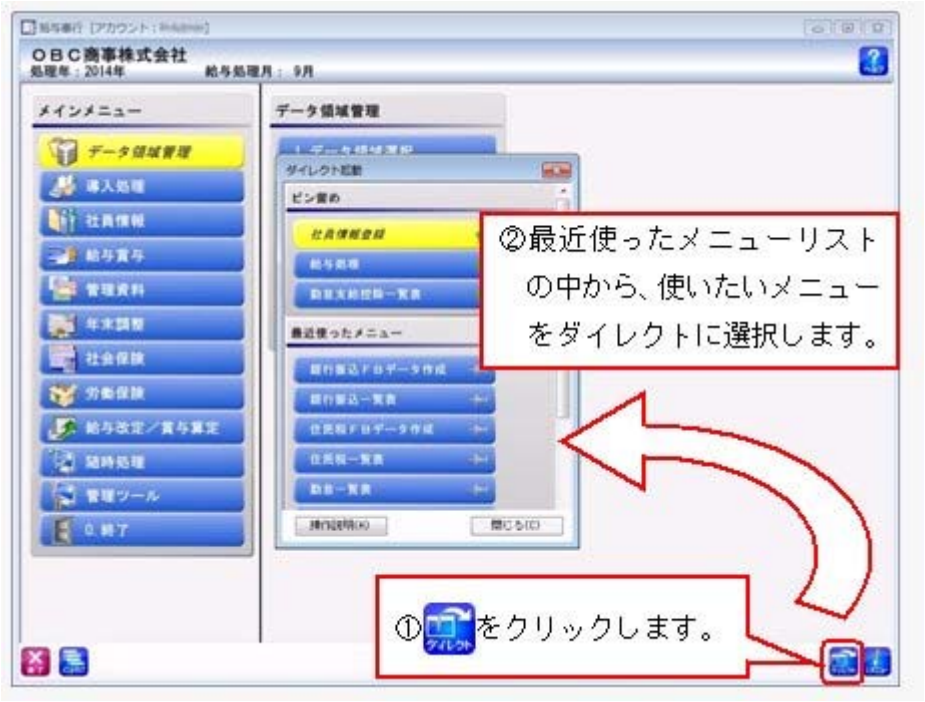

クイックメニューにコピー機能（クリップボード）を追加
＜「ＯＭＳＳ」にご加入の場合＞

画面の表示内容をコピーして、企業独自のひな形（Excel）に貼り付けて利用できるようになりました。
▼イメージ図

- **指定した基準日時点の単価情報で給与（賞与）処理が可能**
  ＜『人事奉行』をお使いの場合＞

『人事奉行』をお使いの場合に、人事奉行の異動履歴・雇用履歴に加えて、単価履歴の基準日を指定して運用できるようになりました。
これに伴い、異動履歴・雇用履歴の基準日を指定して運用している場合（[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[処理設定]ページの基準日を「使用する」に設定している場合）は、各メニューの「異動・雇用履歴の基準日を指定する」設定の名称が、「異動・単価・雇用履歴の基準日を指定する」に変更されます。

[給与（賞与）処理]メニューの条件設定画面で「異動・単価・雇用履歴の基準日を指定する」にチェックを付けた場合は、基準日時点の情報（単価履歴は給与体系・給与区分・基本給単価）が、明細付加情報に登録されます。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
・[給与賞与]-[給与処理]-[給与一括処理]メニュー
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与一括処理]メニュー
・[給与賞与]-[遡及処理]-[遡及差額精算処理]メニュー
・[給与賞与]-[勤怠データ受入]-[勤怠データ直接受入]メニュー
・[給与賞与]-[勤怠データ受入]-[勤怠データファイル受入]メニュー
・[随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[給与データ再計算]メニュー
・[随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[賞与データ再計算]メニュー
・[随時処理]-[労務費データ連動]-[勤怠期間日報データ受入]-[勤怠期間日報データ直接受入]メニュー
・[随時処理]-[労務費データ連動]-[勤怠期間日報データ受入]-[勤怠期間日報データファイル受入]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[給与賞与データ受入]-[給与データ受入]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[給与賞与データ受入]-[賞与データ受入]メニュー

過去の休職履歴をもとに保険料の免除を判定可能
＜『人事奉行』をお使いの場合＞

『人事奉行』をお使いの場合で、『人事奉行』の[社員情報登録]メニューの[休職]ページの【休職履歴情報】に、産前産後休業と未来の日付の育児休業の履歴が登録されている場合は、（最新の履歴ではない）産前産後休業中も保険料が免除されるように変更されました。
これにより、産前産後休業中に先行して育児休業の履歴を登録しておく場合であっても、給与処理で産前産後中の保険料が免除されます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成26年８月29日時点
銀行支店辞書	平成26年９月３日時点
市町村辞書	平成26年９月１日時点

≪機能変更≫----------

管理資料の条件設定における[社員検索]画面の表示を統一

≪ 対象メニュー ≫

[管理資料]-[有休資料]-[有休消化状況一覧表]メニュー

[条件設定]画面の[基本設定]ページで、社員の範囲を指定する際に検索できる[社員検索]画面に表示される社員を、他の管理資料と統一しました。
今までは、退職社員や[社員情報-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[就業]ページの休日・休暇管理区分が「0：管理しない」の社員は[社員検索]画面に表示されませんでしたが、今回から他の管理資料と同様に表示されるようになりました。

参　考

表示が変更されるのは、[社員検索]画面だけです。
有休消化状況一覧表の集計内容には変更ありません。

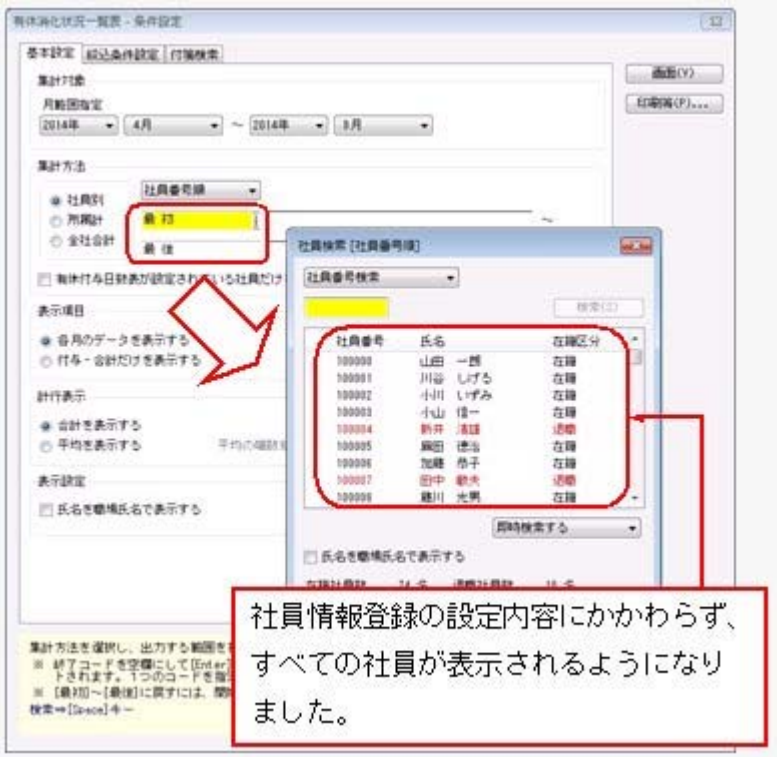

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.10

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

給与処理を再計算する際に、上書きされた自動計算項目（金額が緑色）を再計算するかを選択可能	2
社員情報更新の際に確認メッセージを表示	3
月末退職社員の保険料２か月分徴収の表示方法を変更	3
月給者以外の社員の月額変更処理で、固定的賃金の変動を加味して判定可能	4
７月適用月額変更予定の表示方法を変更	4
更新状況の名称を変更	5
料額表を印刷する際に、被保険者分と事業主分の保険料の合計を出力可能	5
健康保険組合に加入している場合に、健康保険の事業主負担分の計算方法に端数処理を設定可能	5
明細書や各種管理資料に、職場氏名を表示・印字可能	5
賃金台帳に賃金計算期間や就業日数・就業時間を印字するかを設定可能	6
Office連携サービスの機能を強化（テンプレート・パスワード） ＜「ＯＭＳＳ」にご加入の場合＞	6
ＰＤＦパスワードの桁数を変更 ＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞	7
搭載辞書を更新	7

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

● 給与処理を再計算する際に、上書きされた自動計算項目（金額が緑色）を再計算するかを選択可能

[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューで 再計算 を押すと、現在の社員情報にもとづいて明細データを再計算することができます。
その際に、金額が緑色の上書きされた自動計算項目も再計算するかを選択できるようになりました。
給与データ入力画面で 再計算 を押すと、以下のメッセージが表示されます。

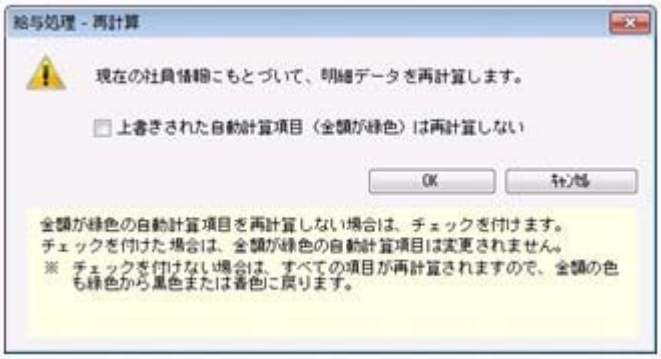

金額が緑色の上書きされた自動計算項目を再計算しない場合は、「上書きされた自動計算項目（金額が緑色）は再計算しない」に、チェックを付けます。チェックを付けた場合は、金額が緑色の自動計算項目に変更はありません。
※チェックを付けない場合は、すべての項目が再計算されますので、金額の色も緑色から黒色または青色に戻ります。

▼例

保険料率の改定作業を行う前に給与処理を行い、自動計算された残業手当の金額を上書きで修正していた場合。
保険料率を変更した後に、給与データ入力画面で全項目を再計算すると、上書きで修正していた残業手当の金額も再計算されます。したがって、再計算後に、再度、残業手当を修正する必要があります。
「上書きされた自動計算項目（金額が緑色）は再計算しない」にチェックを付けると、社員情報にもとづいて保険料は再計算されますが、上書きで修正していた残業手当は変更されません。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
・[給与賞与]-[給与処理]-[給与一括処理]メニュー
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与一括処理]メニュー
・[給与賞与]-[過去データ入力]-[社員別過去データ入力]メニュー
・[給与賞与]-[過去データ入力]-[月別過去データ入力]メニュー
・[随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[給与データ再計算]メニュー

・[随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[賞与データ再計算]メニュー

※[随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[給与データ再計算]メニューと[随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[賞与データ再計算]メニューでは、[条件設定]画面の[基本設定]ページに、「上書きされた自動計算項目（金額が緑色）は再計算しない」設定が追加されています。

社員情報更新の際に確認メッセージを表示

給与処理月を進める際に表示される[社員情報更新]画面で［更新］ボタンをクリックした場合に、そのまま更新処理を実行するかを確認するメッセージが表示されるようになりました。
今までは、［更新］ボタンをクリックするとすぐに更新処理が実行され、[社員情報更新]画面に戻って内容を確認することはできませんでした。今回から、このメッセージで［キャンセル］ボタンをクリックすることで、[社員情報更新]画面に戻って内容を印刷・転送することができます。

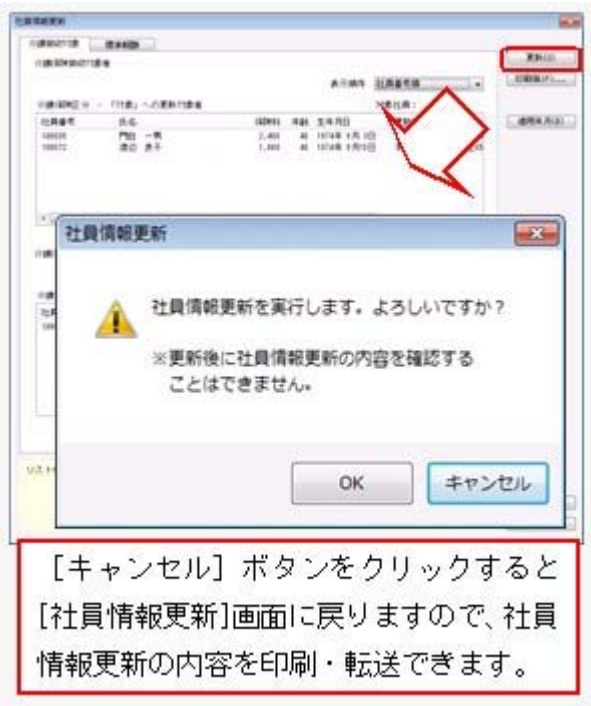

月末退職社員の保険料２か月分徴収の表示方法を変更

今までは、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューの[基本設定]ページの月末退職社員の保険料２ヵ月分徴収が「する」の場合は、該当社員の給与データ入力画面に赤色で「保険料２ヵ月分徴収」と表示されていました。
今回から画面右側に備考欄が表示され、「保険料２ヵ月」と表示されるように変更されました。また、保険料の徴収が済んだ翌月の給与処理を行う場合は、備考欄に「保険料徴収済」と表示されます。

月給者以外の社員の月額変更処理で、固定的賃金の変動を加味して判定可能

今までは、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの給与区分が「0：月給者」以外の社員は、[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニューで月額変更処理を行う際に、固定的賃金の変動については判定されていませんでした。
今回より、月給者以外の社員についても、固定的賃金の変動を加味して判定されるようになりました。
月給者以外の社員については、給与処理の[明細付加情報]画面の[その他]ページに「基本給単価」が追加され、固定的賃金に含まれるようになります。
※[社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニューでも、同様に判定されます。
　[月変予定者確認表]画面の変動欄に、月給者と同様に変動の有無が表示されます。
　また、[月変予定者確認表 － 条件設定]画面の[詳細設定]ページで「給与区分を表示する」にチェックを付けると、社員の給与区分が表示されます。
※汎用データの給与データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
社保固定的賃金基本給単価	SRRM007	9	数字	項目の新規追加

注　意

月給者以外の社員の固定的賃金を判定できるのは、当システム（Ver.2.10）をセットアップした後に行った給与処理をもとに月額変更処理を行う場合です。当システム（Ver.2.10）をセットアップする前に行った給与処理が月額変更処理の昇（降）給月になる場合は、今までと同様に月給者以外の社員の固定的賃金は判定されませんので、ご注意ください。

７月適用月額変更予定の表示方法を変更

今までは、[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューで７月適用の月額変更が予定されている社員の場合は、「７月適用月額変更予定」と表示されていました。
今回から氏名の下に赤色で「※７月月変予定」と表示されるように変更されました。

更新状況の名称を変更

今までは、算定基礎処理・月額変更処理・育児休業等終了時月額変更処理の更新状況は、「未更新」「更新済」「更新対象外」と表示・出力されていました。
今回から、「更新対象外」については「対象外」と表示・出力されるように変更されました。
[随時処理]-[汎用データ作成]-[社会保険データ作成]メニューの各メニューで更新状況を出力した際も、「対象外」と出力されます。

料額表を印刷する際に、被保険者分と事業主分の保険料の合計を出力可能

[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニューで料額表を印刷する際に、被保険者分と事業主分の保険料の合計を出力できるようになりました。
合計を出力する場合は、[健康保険区分登録 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、「（被保険者分と事業主分の合計を出力する）」にチェックを付けます。チェックを付けると、以下のように合計が出力されます。

健康保険組合に加入している場合に、健康保険の事業主負担分の計算方法に端数処理を設定可能

健康保険の事業主負担分保険料を、社員ごとに端数処理する健康保険組合に加入している場合は、健康保険の事業主負担分の計算方法に端数処理を設定できるようになりました。
[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページで 事業主分 を押すと、[健康保険区分登録 － 事業主負担分算出方法]画面が開きます。必要に応じて、端数処理について設定します。

明細書や各種管理資料に、職場氏名を表示・印字可能

明細書や各種管理資料に、氏名の代わりに職場氏名（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[基本]ページで設定）を表示・印字できるようになりました。
職場氏名を表示・印字する場合は、各条件設定画面で「氏名を職場氏名で表示（印字）する」にチェックを付けます。
※職場氏名（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[基本]ページで設定）が入力されていない場合は、氏名が表示・印字されます。

▼例

職場氏名に旧姓と同じ氏名を登録しておき、給与明細書は旧姓で印字する。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューの明細書印刷
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニューの明細書印刷
・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニュー
・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー
・[管理資料]-[勤怠一覧表]メニュー
・[管理資料]-[月次推移表]-[社員別月次推移表]メニュー
・[管理資料]-[月次推移表]-[項目別月次推移表]メニュー
・[管理資料]-[有休資料]-[有休消化状況一覧表]メニュー
・[年末調整]-[還付金処理]-[還付金明細書]メニューの明細書印刷

賃金台帳に賃金計算期間や就業日数・就業時間を印字するかを設定可能

[管理資料]-[賃金台帳]メニューで、給与データの賃金計算期間や就業日数・就業時間を印字するかを設定できるようになりました。
印字しない場合は、[賃金台帳 － 条件設定]画面の[印刷項目設定]ページで、「賃金計算期間を印字しない」や「就業日数・就業時間を印字しない」にチェックを付けます。

※同様に、[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニューでも賃金計算期間を印字するかを設定できるようになりました。
印字しない場合は、[源泉徴収簿兼賃金台帳 － 条件設定]画面の[印刷項目設定]ページで、「賃金計算期間を印字しない」にチェックを付けます。

Office連携サービスの機能を強化（テンプレート・パスワード）
＜「ＯＭＳＳ」にご加入の場合＞

〇Excelピボットグラフのテンプレート機能
ピボットグラフを作成した後、分析しやすいようにExcel上でデザインを変更した場合に、次回以降も同じデザインで作成できるようになりました。
同じメニューの同条件で作成したピボットグラフのファイルをテンプレートとして指定すると、毎回独自のデザインでピボットグラフが作成できます。

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー
・[管理資料]-[月次推移表]-[項目別月次推移表]メニュー

〇Outlook メールのテンプレート機能
作成したPDFやピボットグラフをMicrosoft Outlookのメールに添付して送信する際に、宛先や件名、メール本文が毎回同じ場合は、Microsoft Outlookで保存したテンプレートを利用できるようになりました。

○パスワード機能
作成したPDFやピボットグラフにパスワードを設定できるようになりました。

参　考

○「ＯＭＳＳ」や「業務支援サービス」の詳細については、以下のサイトをご確認ください。
http://www.obc.co.jp/click/omss/

○「業務支援サービス」は、「ＯＭＳＳ」の契約期間中に利用できるサービスです。
「ＯＭＳＳ」の契約期間が終了した時点で、「業務支援サービス」も利用できなくなりますので、ご注意ください。

ＰＤＦパスワードの桁数を変更
＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞

明細書ＰＤＦや源泉徴収票ＰＤＦを開く際のＰＤＦパスワード（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[明細書]ページで設定）の桁数が、英数20桁から英数32桁に変更されました。
※同様に、[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニューの受入桁数も変更されます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成26年２月28日時点
銀行支店辞書	平成26年３月５日時点
市町村辞書	平成26年１月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.05

目次

≪改正情報≫	
仕訳連動する際に、旅客運賃の消費税経過措置に対応 ＜『勘定奉行』『勘定奉行[個別原価管理編]』『勘定奉行[建設業編]』をお使いの場合＞	2
産前産後休業中の社会保険料免除に対応	3
給与処理の時期にあわせて、食事手当の消費税の内税を自動計算可能	4
健康保険の資格喪失原因が「7：75歳」「9：障害認定」の場合でも、資格喪失届を作成可能	5
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	5

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫----------

- **仕訳連動する際に、旅客運賃の消費税経過措置に対応**
  ＜『勘定奉行』『勘定奉行[個別原価管理編]』『勘定奉行[建設業編]』をお使いの場合＞

平成26年４月１日より、消費税率が「８％」に引き上げられます。
ただし、仕訳伝票日付が平成26年４月１日以後であっても、その経過措置として、旅客運賃の消費税額を消費税率「５％」で仕訳伝票を作成する場合があります。

これに伴い、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューが追加されました。
上記メニューでは、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳伝票作成]メニューで仕訳伝票を作成する際に、給与データの通勤手当について、消費税率「８％」で計算された仕訳伝票の作成を開始する給与処理月（消費税率8.0%適用給与処理月）を設定します。
消費税率8.0%適用給与処理月以後の仕訳伝票は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで受け入れる際に、通勤手当の消費税額が消費税率「８％」で計算されます。

注　意

○今回のプログラムで作成した仕訳伝票は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムも「平成26年４月施行消費税８％改正対応プログラム」以降のプログラムで受け入れる必要があります。
○旅客運賃の消費税額が消費税率「５％」で計算された仕訳伝票を作成する必要がない場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューで消費税率8.0%適用給与処理月を設定する必要はありません。
※[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューで消費税率8.0%適用給与処理月を設定していない場合は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで仕訳伝票を受け入れると、仕訳伝票日付にもとづいて、消費税額が計算されます。

▼例

給与処理月４月に通勤手当を支給する場合

Ａさん：平成26年３月26日に、平成26年４月１日～４月30日の通勤定期券を購入。
→消費税率は「５％」

Ｂさん：平成26年４月１日に、平成26年４月１日～４月30日の通勤定期券を購入。
→消費税率は「８％」

上記の場合は、消費税率8.0%適用給与処理月に、Ａさんは５月以後（４月は消費税率「５％」の消費税額で良いため）の月を設定します。

Ｂさんは「５％」で計算する必要がないので、当メニューで消費税率8.0%適用給与処理月を設定する必要はありません（空欄のままであれば、仕訳伝票日付をもとに４月から「８％」で計算されます）。

※[労務費データ連動]メニューを使用している場合も、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューの設定にもとづいて、弊社の『奉行シリーズ』の会計システム側で消費税額が計算されます。

注　意

○弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで、仕訳伝票または労務費データを受け入れない場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューを設定する必要ありません。

○給与の支給18および支給18-1以外の支給項目を通勤手当として使用している場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューの設定は反映されませんので、ご注意ください。

産前産後休業中の社会保険料免除に対応

平成26年４月１日より、育児休業期間中に加え、産前産後休業期間中の社員についても、同様に社会保険料が免除されることになりました。

当システムでは、[社会保険設定]メニューの[基本設定]ページに、産前産後休業対象区分が追加されました。[導入処理]-[区分登録]メニューの休職事由の内訳の中から、産前産後休業として使用する区分の内訳を設定します。初期値として、「3：産前産後休暇」が表示されます。

産前産後休業中の社員の場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[中途・区分]ページの休職事由に産前産後休業（[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューの[基本設定]ページの産前産後休業対象区分で選択した区分）を設定すると、給与処理や賞与処理で社会保険料が表示されません（休職開始年月日から判定されます）。

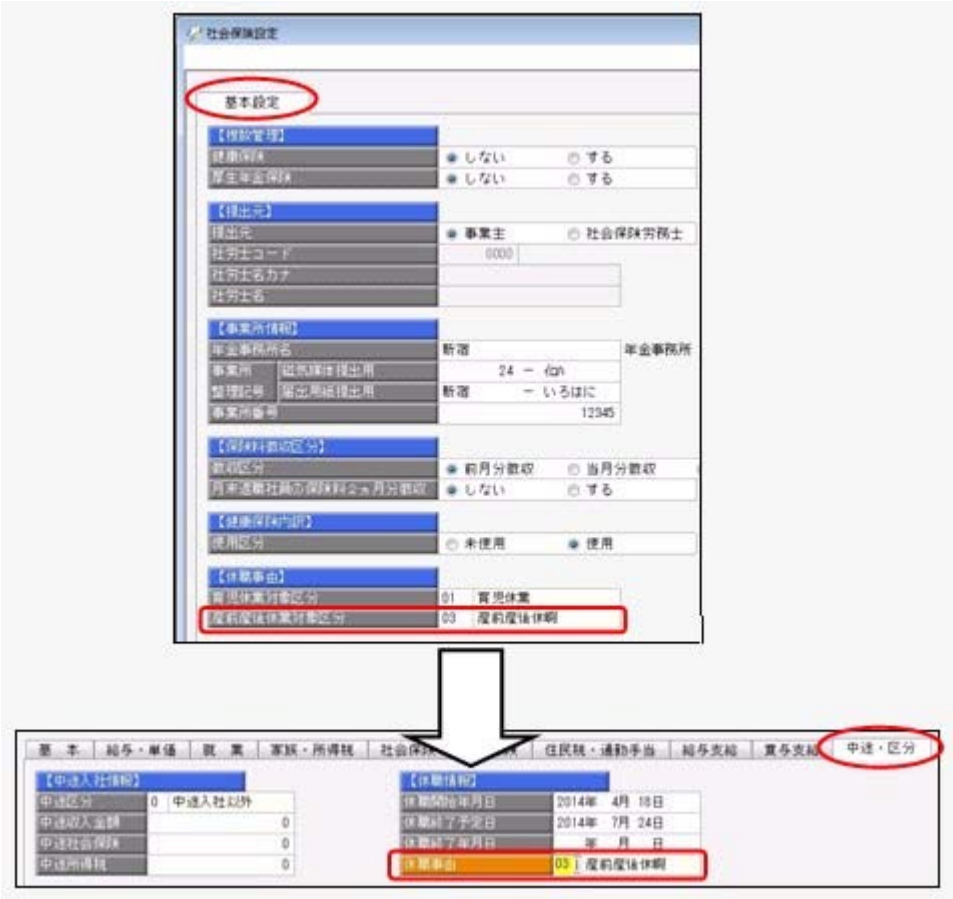

給与処理の時期にあわせて、食事手当の消費税の内税を自動計算可能

平成26年４月１日より、消費税率が「８％」に引き上げられます。
当システムでは、給与処理の時期にあわせて、食事手当の消費税の内税が、以下のように自動計算されます。

〇賃金計算期間（[導入処理]-[給与体系登録]-[給与体系登録]メニューの[給与支給日等]ページで設定）の終了日が平成26年４月１日より前の場合
食事手当の内税は「５％」で計算されます。
食事手当（税抜）＝ 食事手当合計額 × 100 / 105　※10円未満切捨て

〇賃金計算期間（[導入処理]-[給与体系登録]-[給与体系登録]メニューの[給与支給日等]ページで設定）の終了日が平成26年４月１日以後の場合
食事手当の内税は「８％」で計算されます。
食事手当（税抜）＝ 食事手当合計額 × 100 / 108　※10円未満切捨て

※[導入処理]-[給与体系登録]-[給与体系登録]メニューの[給与支給日等]ページの賃金計算期間が入力されていない場合は、給与処理月が４月より前は「５％」、４月以後は「８％」で計算されます。
※食事手当とは、[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページの課税区分が「3：食事手当」に設定されている支給項目の合計額です。

▼給与処理月４月（賃金計算期間３月16日～４月15日、支給日４月25日）の場合

＜例１＞食事手当 3,000円の場合

消費税の内税を差し引きます。

3,000円 × 100 / 108 ＝ 2,770円（内税230円）

※3,500円以下なので、食事手当3,000円は全額非課税になります。

＜例２＞食事手当 5,000円の場合

消費税の内税を差し引きます。

5,000円 × 100 / 108 ＝ 4,620円（内税380円）

※3,500円を超えるので、食事手当5,000円は全額課税されます。

- **健康保険の資格喪失原因が「7：75歳」「9：障害認定」の場合でも、資格喪失届を作成可能**

資格喪失届の資格喪失原因の選択肢に、「7：75歳」「9：障害認定」が追加されました。これに伴い、当システムでは[社会保険]-[資格取得／資格喪失届]-[資格喪失届]メニューで、健康保険の[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの資格喪失原因が「7：75歳」または「9：障害認定」の場合であっても、資格喪失届を作成できるようになりました。

≪機能追加≫----------

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書　　平成25年12月27日時点

銀行支店辞書　　平成26年１月６日時点

市町村辞書　　平成26年１月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.04

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	復興特別所得税を加味した年末調整に対応	2
	改正項目の追加に伴う奉行サプライ「源泉徴収簿」の様式を変更	3
	奉行サプライ「賞与支払届」の様式を変更	4
	≪機能追加≫	
☞	「ＯＭＳＳ　ＯＢＣメンテナンスサポートサービス」の「業務支援サービス」に対応	5
☞	計算式の機能を強化	8
☞	計算式テーブルを転送・受入可能	9
	辞令データを印刷可能	10
	賞与処理回を進めた場合に、[支給日設定]画面を自動的に表示	10
	毎月勤労統計調査票の内訳一覧表を出力可能	11
☞	月変予定者確認表を、「標準様式」と「簡易様式」で印刷可能	11
☞	月変予定者確認表で月変予定者以外の社員も集計可能	12
	「社保申告控除分」の項目名を「社保申告控除分合計」に変更	12
	年末調整をやりなおす場合の操作方法を改善	12
☞	自動的に年末調整方法が変更される際に、その旨をお知らせする画面を表示	13
	源泉徴収票の摘要欄の表示・印字が変更	14
	過去の年末調整が可能	14
	仕訳伝票を「ファイル連動」で作成する場合でも、『勘定奉行』側で使用している仕訳コードを検索したり、「仕訳伝票リスト」に勘定科目名を印字できるように変更	15
	祝祭日や会社休日を登録可能	15
☞	付箋を全利用者で共通して利用可能	15
	[社員情報登録]メニューの社員検索画面に、退職社員を除く設定が追加	16
	住民税を「月末締、翌月払」で１ヵ月ずらして徴収していた場合の連動方法を変更	16
	メニュー形式が「メニューバー」の場合でも、「奉行ｉメニュー」を表示できるように変更	16
	明細書作成や配信処理の集計画面に、集計件数を表示 ＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞	17
	ＰＤＦパスワードに権限を設定可能 ＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞	17
	休日に12月31日～１月３日を含めることが可能 ＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞	17
	『参照専用ライセンス』の初期画面を設定できるメニューを追加 ＜『参照専用ライセンス』をお使いの場合＞	18
	搭載辞書を更新	18

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫

● 復興特別所得税を加味した年末調整に対応

平成25年の年末調整から、所得税と復興特別所得税の年末調整をまとめて行うように改正されます。

①従来通り、「算出所得税額（旧 年税額）」を計算します。

②「住宅借入金等特別控除額」がある場合は控除して、「年調所得税額」として求めます。

③「年調所得税額」に対して102.1%を乗じた金額（100円未満切り捨て）を、「年調年税額（旧 差引年税額）」として復興特別所得税を含めた金額で算出します。

※平成25年１月からの源泉徴収税額表の改正により、すでに平成25年の各月（回）の給与処理および賞与処理では、所得税と復興特別所得税を合わせた金額を「所得税」から控除しています。

当システムでは、年末調整の計算結果を以下のように表示します。

※[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整を計算すると、復興特別所得税を加味した「年調年税額」が自動的に計算されます。

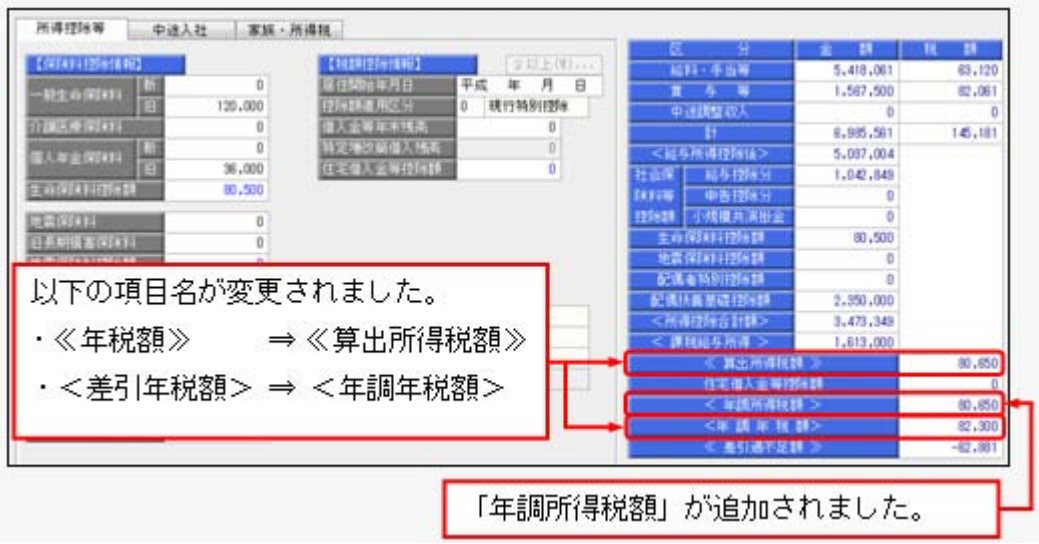

上記の計算結果情報項目の追加・変更は、年末調整の各種管理資料や汎用データでも変更されます。

※過年分の年末調整データを汎用データで受け入れる場合は、「年調所得税額」の受入記号も追加されていますので、汎用データ受入形式一覧で[年末調整データ]の【計算結果情報】欄をご確認ください。

改正項目の追加に伴う奉行サプライ「源泉徴収簿」の様式を変更

年末調整の改正に伴う項目名の追加・変更に伴い、奉行サプライの「源泉徴収簿」の様式を変更しました。
○[5162]単票源泉徴収簿（横型）
○[4161]単票源泉徴収簿（縦型）
○[4061]源泉徴収簿
※新しい様式の奉行サプライは、品番が変更されていますので、ご注意ください。

○[5162]単票源泉徴収簿（横型）

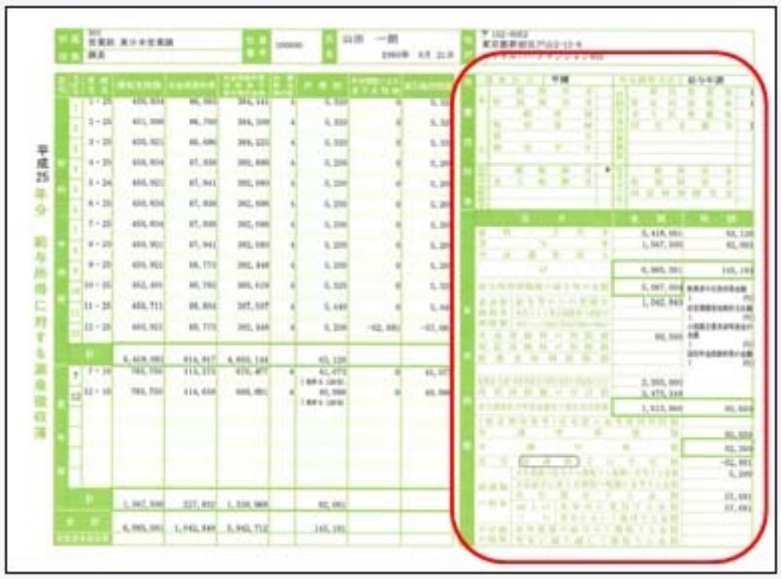

○[4161]単票源泉徴収簿（縦型）

印刷する奉行サプライに合わせて、[源泉徴収簿 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。
※今までの旧様式の奉行サプライ（[5104]単票源泉徴収簿（横型 旧様式）、[4104]単票源泉徴収簿（縦型 旧様式）、[1695]源泉徴収簿（旧様式））に印刷することもできます。

奉行サプライ「賞与支払届」の様式を変更

日本年金機構の賞与支払届の様式変更にあわせて、奉行サプライの「賞与支払届」も様式を変更しました。
○[4160]単票被保険者賞与支払届
○[4060]被保険者賞与支払届
※新しい様式の奉行サプライは、品番が変更されていますので、ご注意ください。

○[4160]単票被保険者賞与支払届

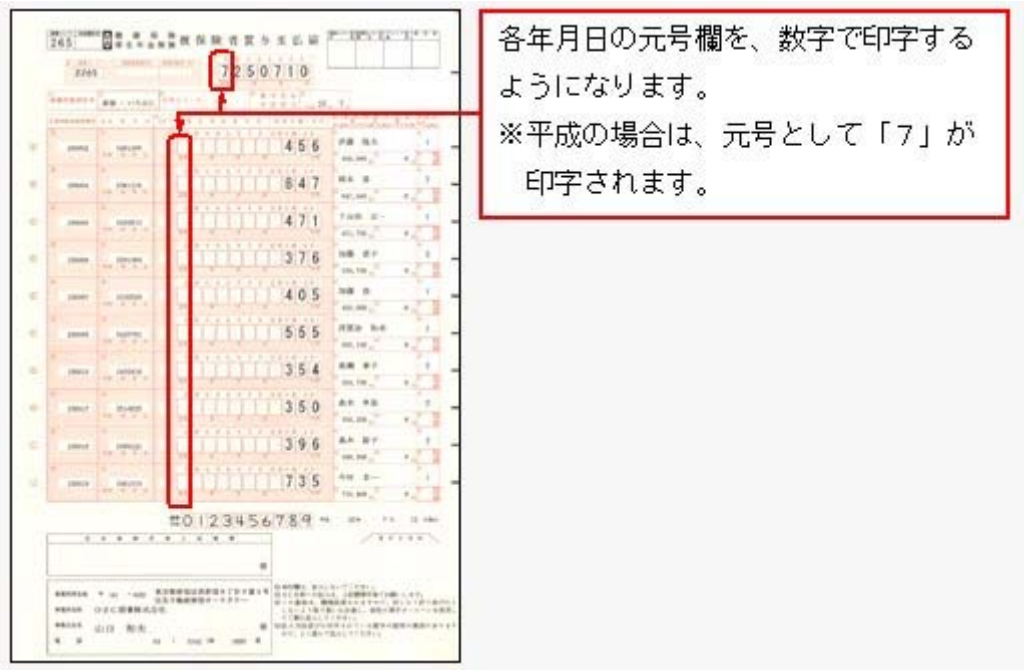

印刷する奉行サプライに合わせて、[賞与支払届 － 届出用紙印刷]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。
※今までの旧様式の奉行サプライ（[4139]単票被保険者賞与支払届（旧様式）、[4039]被保険者賞与支払届（旧様式））に印刷することもできます。旧様式の奉行サプライに印刷して提出される場合は、念のため提出先の年金事務所に受理の確認を行ってください。

≪機能追加≫----------

● 「ＯＭＳＳ　ＯＢＣメンテナンスサポートサービス」の「業務支援サービス」に対応

「ＯＭＳＳ　ＯＢＣメンテナンスサポートサービス（以下、ＯＭＳＳ）」にご加入いただいているお客様向けに、当システムを活用して業務生産性や情報活用の向上を支援する「業務支援サービス」をご用意しました。
「ＯＭＳＳ」や「業務支援サービス」の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

http://www.obc.co.jp/click/omss/

注　意

「業務支援サービス」は、「ＯＭＳＳ」の契約期間中に利用できるサービスです。
「ＯＭＳＳ」の契約期間が終了した時点で、「業務支援サービス」も利用できなくなりますので、ご注意ください。

当システムでは、以下の「業務支援サービス」について利用できます。

参　考

操作説明（ヘルプ）では、「業務支援サービス」として提供する機能を、OMSS または『ＯＭＳＳ』と記載しています。

＜Office連携サービス＞
当システムから『Microsoft Office』に、シームレスに連携できる機能を利用できるサービスです。
当システムの基幹データを円滑に情報共有・分析でき、全社的な情報活用による業務生産性の向上を支援します。

○Excelピポットグラフ連携
当システムの基幹データをもとに、業務情報の集計表（ピボットテーブル）やグラフ（ピボットグラフ）に出力でき、ピボット分析ができます。
Excelの専門知識がなくても、簡単な操作だけで次々と切り口を切り換えたり（スライサ）、関心項目の詳細までドリルダウンして視覚的に分析することで、情報の傾向や問題点を見つけ出すことができます。
※Microsoft Excel 2010以上が必要です。

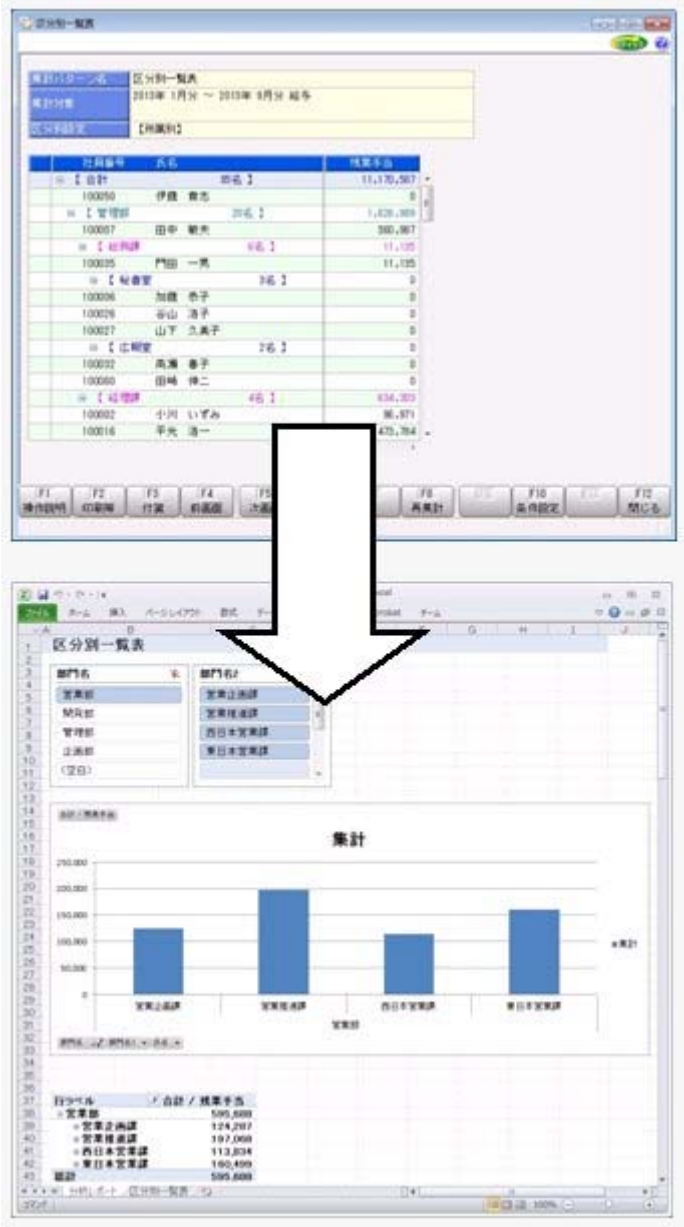

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー
・[管理資料]-[月次推移表]-[項目別月次推移表]メニュー

〇Excelへの罫線付出力機能

各帳票をExcelに出力する際に、自動的に罫線を付けて見やすい資料を作成できます。
Excel側で、資料を見やすく加工する手間を省くことができます。

〇ＰＤＦ出力機能

各帳票の印刷物を、ＰＤＦファイルとして出力できます。

〇Outlook 連携

自動的にOutlookを起動して、Excel出力した集計表やＰＤＦ化した管理資料のファイルを添付して、送信できます。
「ファイルを作成・保存してから、メールに添付して送信する」といった、一連の手間を省くことができます。
※Microsoft Outlook 2007以上が必要です。

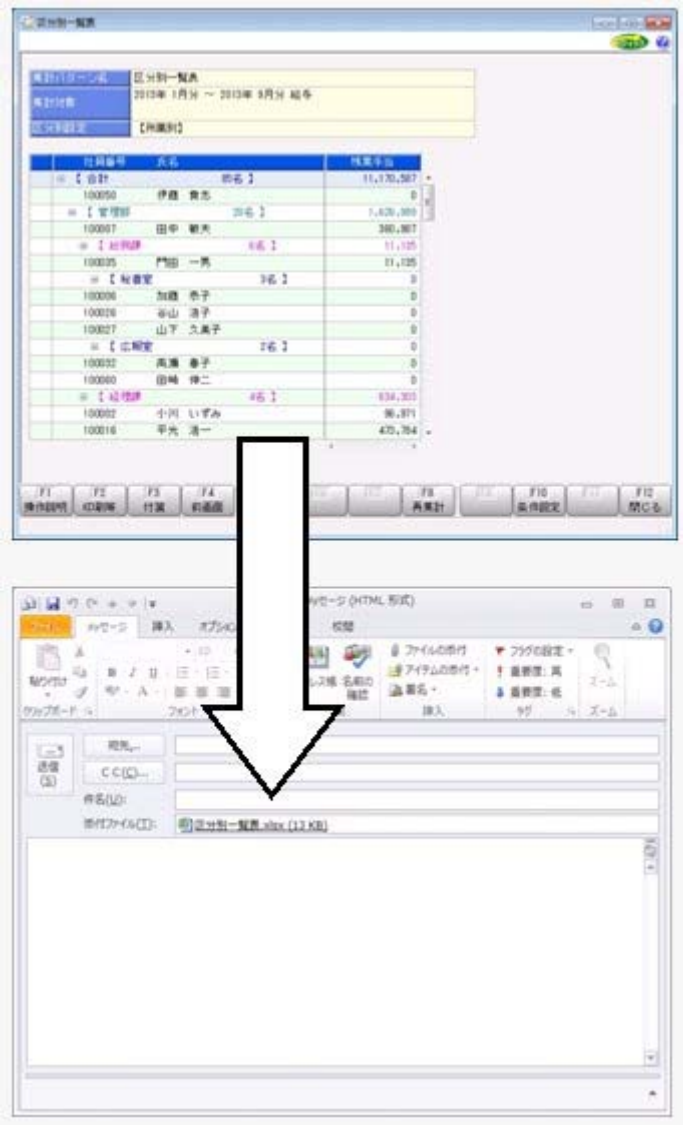

〇SharePoint Online 連携

直接SharePoint Onlineのライブラリを指定して、Excel出力した集計表やＰＤＦ化した管理資料のファイルを保存できます。

基幹情報を簡単にクラウド上のサイトで共有でき、利用者は時間や場所にとらわれずに、情報を活用できます。

〇ダイレクト出力機能（クイックメニュー）

画面表示した帳票を、クイックメニューからワンタッチで印刷できます。

また、前述の「Excelピポットグラフ連携」「Outlook連携」、「SharePoint Online 連携」、「ＰＤＦ出力」、「Excel罫線出力」についても、ワンタッチで出力できます。

出力形式が決まっている帳票において、印刷・転送の条件設定画面を経由せずに直接出力できるため、よりスピーディーに出力できます。

さらに、経営者や営業など（『参照専用ライセンス』の利用者）もワンタッチの簡単操作で、基幹情報をすぐに取り出せます。

上記、「業務支援サービス」の利用期間を確認できる、[管理ツール]-[ライセンス一覧]メニューが追加されました。
当システムで使用できる「業務支援サービス」について、利用期間を一覧で確認できます。
また、当システムおよび当システムのオプション製品についても、ライセンス情報（登録番号やライセンスキー等）を一覧で確認できます。

※利用期間やライセンス情報の最新情報は、以下の方法で取得できます。
【当システムをインターネット接続環境のコンピュータでお使いの場合】
常に最新情報が表示されます。
【当システムをインターネットに接続されていないコンピュータでお使いの場合】
ＯＭＳＳにご加入いただいたお客様がダウンロードできる「ＯＭＳＳライセンスファイル」を、[管理ツール]-[ライセンス一覧]メニューで読み込むことで最新情報を表示できます。
※[管理ツール]-[ライセンス一覧]メニューは管理者だけに表示されます。

計算式の機能を強化

○計算式に給与処理月や賞与処理回を組込可能
[導入処理]-[給与体系登録]-[計算式登録]メニューの給与の計算式には給与処理月、賞与の計算式には賞与処理回を組み込めるようになりました。
▼例
以下のような計算式を登録できます。
給与処理月11月～3月は、燃料手当として20,000円支給する。
計算式に組み込む場合は、[基本]ページの[計算項目種類]リストから、「給与処理月」「賞与処理回」を選択します。

○給与の計算式を予備月に適用するかを設定可能

[導入処理]-[給与体系登録]-[計算式登録]メニューの給与の計算式を、予備月に適用するかを設定できるようになりました。

今までは、予備月では必ず計算式は適用されていました。今回より、計算式ごとに予備月で適用するかを設定できるようになりました。計算式を予備月に適用する場合は、「予備月にも適用」にチェックを付けます。

※すでに登録されている計算式については、「予備月にも適用」にチェックが付いていません。
予備月にも適用する計算式の場合は、お手数ですが、チェックを付けて登録してください。

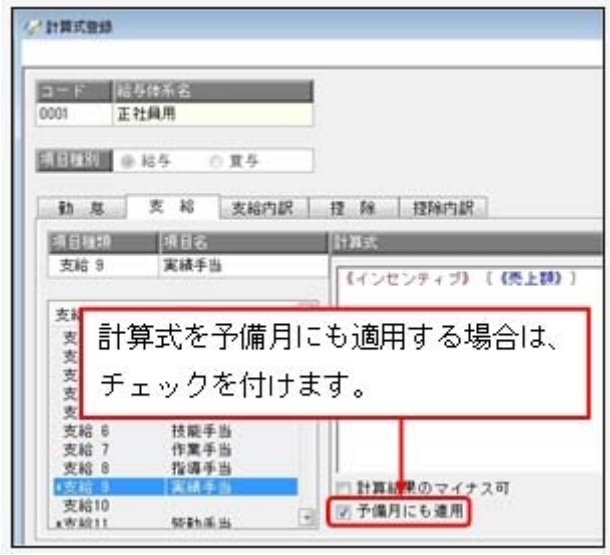

○賞与の計算式に給与計算単価を組込可能

[導入処理]-[給与体系登録]-[計算式登録]メニューの賞与の計算式に、給与の計算単価を組み込めるようになりました。

以前から基本給（支給１）単価を組み込むことはできましたが、今回より、他の単価（あらかじめ[導入処理]-[給与体系登録]-[計算式登録]メニューで単価を組み込んだ計算式が設定してある支給控除項目の単価）も組み込むことができるようになりました。

▼例

賞与の実績手当は、「給与の実績手当（単価）×賞与試算倍率」にもとづいて支給する。

賞与の計算式に組み込む場合は、[社員情報]ページの[計算項目種類]リストから、「計算単価情報」の単価を選択します。

※給与の計算式に賞与の計算単価を組み込むことはできません。

● 計算式テーブルを転送・受入可能

[導入処理]-[給与体系登録]-[計算式テーブル登録]メニューの設定内容をファイルに転送し、再度、受け入れることができるようになりました。計算式テーブルを変更する際に、Excelなどのアプリケーションで効率よく編集できます。

注　意

あらかじめ[導入処理]-[給与体系登録]-[計算式テーブル登録]メニューで計算式テーブルを登録し、転送したファイルだけを受け入れられます。

辞令データを印刷可能

[給与賞与]-[給与処理]-[給与辞令]メニューで、弊社専用用紙に印刷する給与辞令の他に、社員ごとに、生年月日や入社年月日、各支給項目の金額を「辞令データ」として印刷できるようになりました。
印刷する場合は、[給与辞令 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの帳票選択で「辞令データ」を選択します。

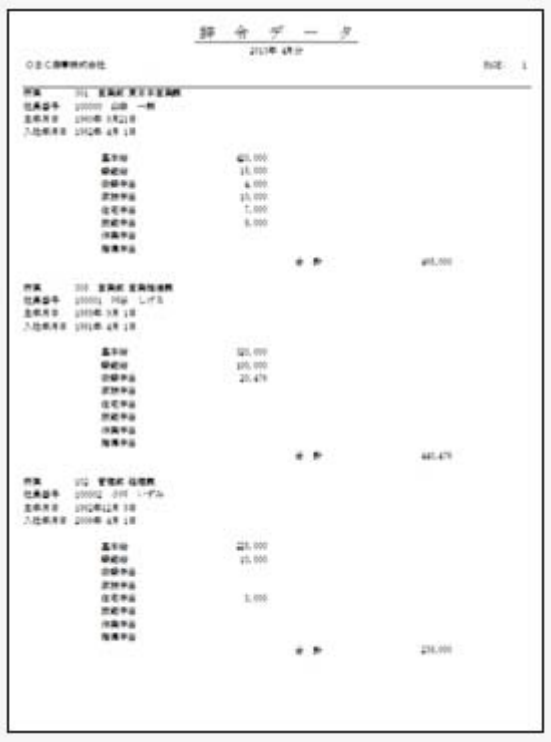

賞与処理回を進めた場合に、[支給日設定]画面を自動的に表示

[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニューの条件設定画面で賞与処理回を進めて[OK]ボタンをクリックした場合に、自動的に[支給日設定]画面が開くようになりました。支給日を確認し、正しくない場合は入力してください。

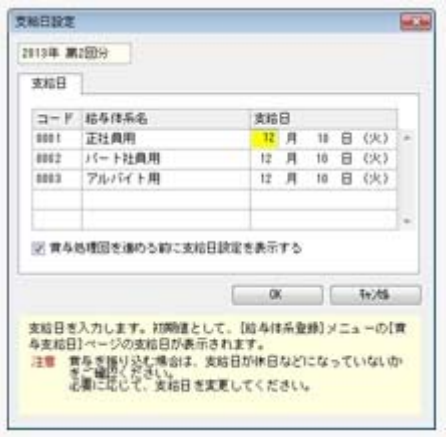

ここで設定した支給日が、各社員の賞与データ入力画面の賞与支給日の初期値になります。

※今までは、給与処理の[支給日等設定]画面で「給与処理月を進める前に支給日等設定を表示する」にチェックを付けると、賞与処理の処理回を進める際に必ず[支給日設定]画面が開くようになっていました。
今回より、給与処理や賞与処理ごとに、設定するように変更されました。したがって、給与処理で「給与処理月を進める前に支給日等設定画面を表示する」のチェックを外しても、賞与処理の「賞与処理回を進める前に支給日設定画面を表示する」のチェックは外れません。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与一括処理]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[給与賞与データ受入]-[賞与データ受入]メニュー

毎月勤労統計調査票の内訳一覧表を出力可能

[管理資料]-[毎月勤労統計調査票]メニューで、毎月勤労統計調査票に集計されている社員が分かる「毎月勤労統計調査票内訳一覧表」が出力できるようになりました。
毎月勤労統計調査票内訳一覧表を出力する場合は、[毎月勤労統計調査票 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの帳票選択で、「毎月勤労統計調査票内訳一覧表」を選択します。
※出勤日数に休出日数を追加することもできるようになりました。その場合は、[毎月勤労統計調査票 － 条件設定]画面の[詳細設定]ページで、「休出日数を加算する」にチェックを付けます。

月変予定者確認表を、「標準様式」と「簡易様式」で印刷可能

[社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニューで、表示様式を選択して出力できるようになりました。[月変予定者確認表 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの表示様式が「標準様式」の場合は、前月と昇（降）給月の固定的賃金や、各月の支払基礎日数や報酬月額などが集計されます。

今までと同じ様式で出力する場合は、表示様式に「簡易様式」を選択します。
※[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月変対象者確認表]メニューも同様に、表示様式を選択して出力できるようになりました。

月変予定者確認表で月変予定者以外の社員も集計可能

[社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニューで、月変予定者以外の社員も集計することができるようになりました。
月変予定者以外の社員も集計する場合は、[月変予定者確認表 － 条件設定]画面の[基本設定]ページにある「月額変更予定者だけを集計する」のチェックを外します。
[月変予定者確認表 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの表示様式に「標準様式」を選択すると、前月と昇（降）給月の固定的賃金や、各月の支払基礎日数や報酬月額などが集計されますので、月額変更の対象にならない理由を確認することができます。
※月給者だけを集計することもできるようになりました。月給者だけを集計する場合は、[月変予定者確認表 － 条件設定]画面の[詳細設定]ページで、「月給者だけを集計する」にチェックを付けます。
※[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月変対象者確認表]メニューにも、同様に「月額変更対象者だけを集計する」設定が追加されました。

「社保申告控除分」の項目名を「社保申告控除分合計」に変更

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページにある「社保申告控除分」の項目名について、入力する内容をより分かりやすくするために、「社保申告控除分合計」に変更しました。
※項目名に「合計」を追加することで、「保険料控除申告書」の【社会保険料控除】欄のうち、合計（控除額）の金額を入力することを、より明示的にしました。

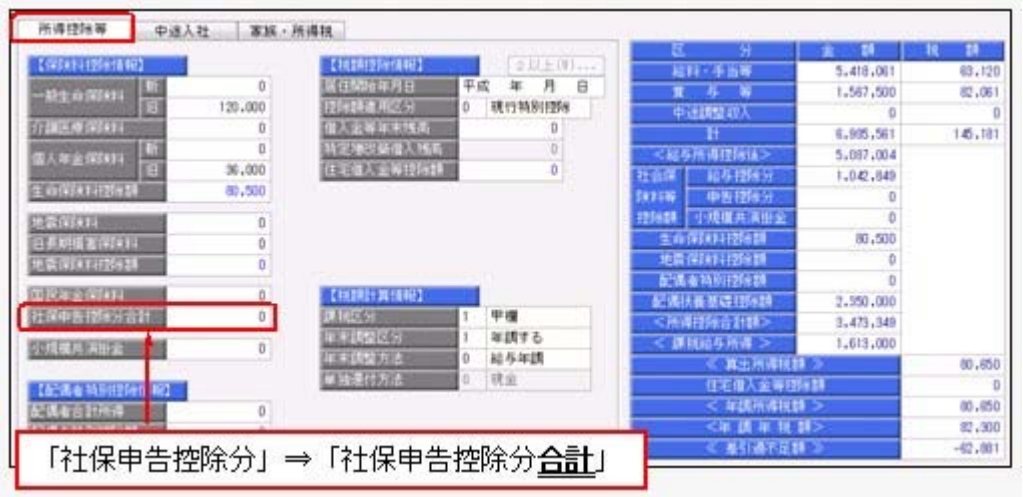

上記の項目名の変更は、年末調整の各種管理資料でも変更されます。
ただし、[汎用データ作成]メニューだけは、「社保申告控除分」の項目名で出力されます。

年末調整をやりなおす場合の操作方法を改善

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果欄に、「今回過不足額（参考）」が追加され、前回の年末調整結果(前回過不足税額)との差額(今回過不足税額)が確認できるようになりました。

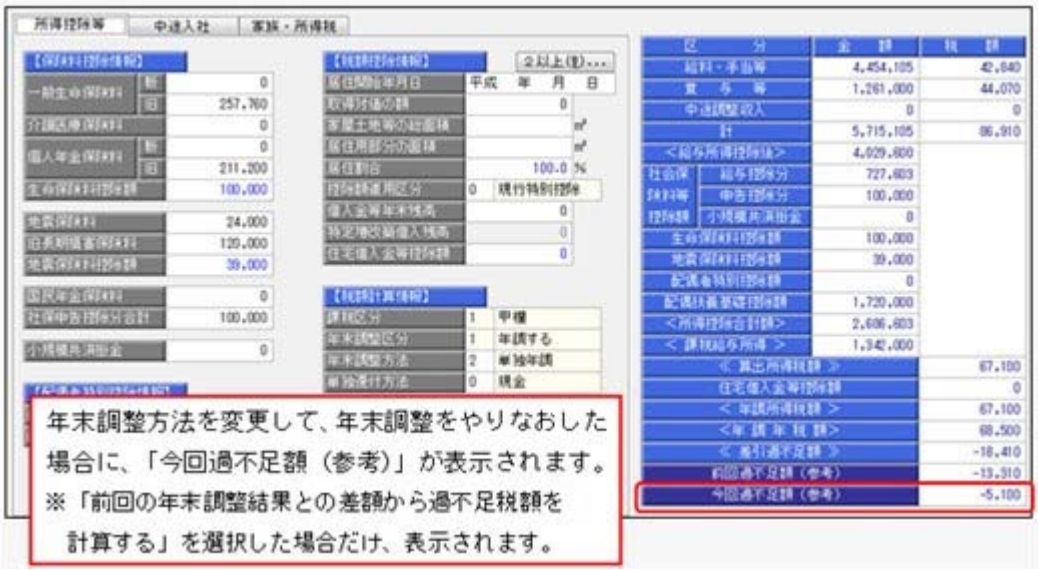

参　考

○「今回過不足額（参考）」は、年末調整が「処理済」の社員に対して、年末調整方法を変更し、[年末調整処理 － 過不足税額計算方法]画面で「前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する」を選択した場合だけ、表示されます。

○「今回過不足額（参考）」は、年末調整データとして保持されないため、修正を行っている社員を登録して閉じると、表示されなくなります。

自動的に年末調整方法が変更される際に、その旨をお知らせする画面を表示

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューや[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニューで、[年末調整処理 － 計算]画面で年末調整の処理状況が「処理中」の社員の計算をかける場合に、年末調整方法が「給与年調」または「賞与年調」で、12月の給与（または賞与）処理の処理状況が「未処理」の社員がいる場合は、年末調整方法を「単独年調」に変更して計算されています。
今回から、上記の場合は、年末調整方法を「単独年調」に変更する旨の画面が表示されるようになりました。
退職等で年末調整を計算したくない社員がいる場合は、チェックを外すことで、年末調整が計算されません。

※[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニューでは、処理方法が「入力・計算を同時に行う＜即時計算＞」の場合に、年末調整方法が「給与年調」または「賞与年調」で、12月の給与（または賞与）処理の処理状況が「未処理」の社員がいる場合は、年末調整方法を「単独年調」に変更する旨の画面が表示されるようになりました。

源泉徴収票の摘要欄の表示・印字が変更

源泉徴収票のサプライ（[4109]源泉徴収票）のレイアウト変更に伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの摘要欄の表示・印字される内容が、以下のように変更されます。

・中途入社社員の前職退職年月日が、前職の会社名の後ろに表示・印字されます。

≪ 関連メニュー ≫

[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

・住宅借入金等特別控除額が年税額から控除しきれなかった場合で、２以上の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（[年末調整処理 － ２以上の住宅借入金等特別控除]画面で２回分の住宅借入金等特別控除の情報を入力した場合）は、居住開始年月日の前の「居住」、借入金等年末残高の前の「残高」が表示されなくなりました。

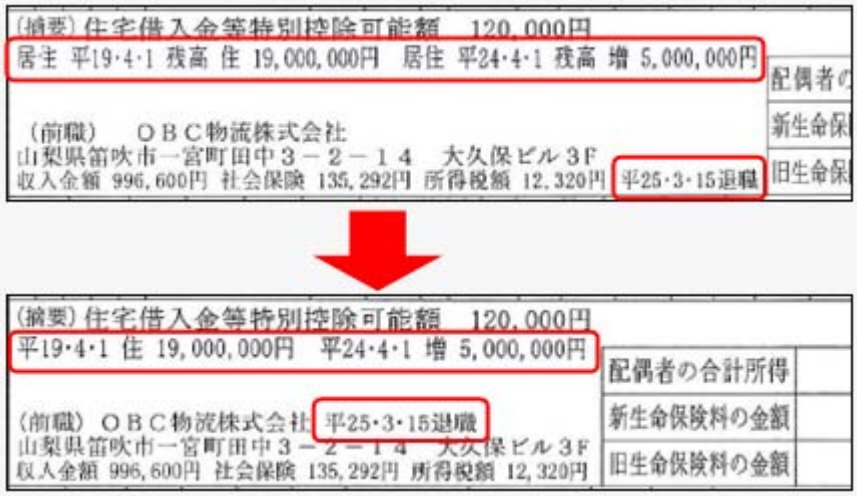

※『給与明細配信オプション』をお使いの場合は、同様に変更されます。

過去の年末調整が可能

今までは過去３年分の年末調整をやりなおすことができましたが、今回より過去３年分より前の年末調整もやりなおすことができるようになりました。過去の年末調整をやりなおす場合は、[年末調整処理 － 条件設定]画面の[基本設定]ページで、年末調整処理年に過去年を選択します。

※ただし、平成19年以降の年末調整に限ります。

仕訳伝票を「ファイル連動」で作成する場合でも、『勘定奉行』側で使用している仕訳コードを検索したり、「仕訳伝票リスト」に勘定科目名を印字できるように変更

仕訳伝票を「ファイル連動」で作成する場合でも、連動先の『勘定奉行』側のデータ領域を設定することで、以下の操作を行えるようになりました。

〇仕訳コードの検索

[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳コード設定]メニューで、検索画面を表示して『勘定奉行』側で使用している仕訳コードを検索できるようになりました。

連動先の『勘定奉行』側のデータを直接確認しながら設定できるため、勘定科目リストなどの印刷物を確認しながら入力する手間がなくなり、また設定ミスをなくすことができます。

〇「仕訳伝票リスト」への勘定科目名の印字

[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳伝票作成]メニューで、作成される仕訳を確認するための「仕訳伝票リスト」に、コードだけでなく勘定科目名などの名称も印字できるようになりました。

コードと名称を突き合わせて、仕訳を確認する手間がなくなります。

※連動先のデータ領域は、[仕訳連動初期設定]メニューの[基本設定]ページで、[会社変更...] ボタンをクリックして設定します。

注　意

連動先の『勘定奉行』のデータ領域は、以下のいずれかの場合だけ選択できます。

〇当システムと『勘定奉行』が、同じコンピュータにセットアップされている場合

〇当システムと『勘定奉行』（ネットワーク対応製品）がセットアップされているコンピュータが、相互に相手のコンピュータ名を確認できるネットワーク環境で使用されている場合

祝祭日や会社休日を登録可能

[導入処理]-[運用設定]-[祝祭日／会社休日登録]メニューが追加されました。

祝祭日や創立記念日などの会社休日を登録することができます。登録した祝祭日や会社休日は、[導入処理]-[給与体系登録]-[給与体系登録]メニューで、休日として表示されます。

※祝祭日は、[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を行うと、翌年の祝祭日が自動的に表示されます。したがって、毎年登録する必要はありません。

付箋を全利用者で共通して利用可能

今までは、各メニューで利用する付箋の情報は、付箋を貼った利用者だけが利用できました。今回から、付箋の情報を全利用者で共通して利用することができるようになりました。

今後、付箋を貼る場合に、その情報を全利用者で共通して利用したい場合は、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[システム設定]ページの処理単位選択に、「全利用者で共通」を選択します。

▼例

[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[システム設定]ページの処理単位選択が「利用者ごと」の場合は、利用者Ａさんが貼った付箋は、Ａさんだけが参照できます。
「全利用者で共通」の場合は、利用者Ａさんが貼った付箋を、Ａさんだけでなく、利用者Ｂさんも参照できます。

注　意

○『人事奉行』『就業奉行』『法定調書奉行』をあわせてお使いの場合は、お使いの製品すべてVer2.04以降のプログラムが必要です。
○すでに付箋が貼ってある場合で、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[システム設定]ページの処理単位選択を「全利用者で共通」に変更した場合は、利用者ごとに貼っていた付箋は表示されなくなります。ただし、処理単位選択を「利用者ごと」に戻すと、再度、利用者ごとに利用することができます。

[社員情報登録]メニューの社員検索画面に、退職社員を除く設定が追加

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの社員検索画面に、退職社員を除いて検索する設定が追加されました。
退職社員を除いて検索する場合は、「年月日以前に退職した社員を除く」にチェックを付け、年月日を指定します。
※年月日を指定しない場合は、退職社員が全員除かれます。

住民税を「月末締、翌月払」で１ヵ月ずらして徴収していた場合の連動方法を変更

給与の支払いが「月末締・翌月払」で、住民税を１ヵ月ずらして徴収している場合（給与処理月７月分で住民税６月分を徴収している場合）に、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページの住民税の７月分を入力した際に、８月分以降に複写されないように変更されました。
今までは、６月分と７月分の金額を変更すると、７月分の金額が８月分以降に自動的に複写されてしまうため、８月分以降の住民税を再度、変更する必要がありました。
今回より、６月分と７月分の金額を変更するだけで済みます。

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー
・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニュー

メニュー形式が「メニューバー」の場合でも、「奉行ｉメニュー」を表示できるように変更

[管理ツール]-[利用者別設定]メニューの[メニュー設定]ページのメニュー形式が「メニューバー」の場合でも、「奉行ｉメニュー」を表示できるようになりました。

「メニューバー」の右下の アイコンをクリックすると、別ウィンドウで「奉行ｉメニュー」を表示できます。
※「奉行ｉメニュー」のご利用には、インターネット接続環境が必要となります。

明細書作成や配信処理の集計画面に、集計件数を表示
＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞

以下のメニューの集計画面に、集計件数が表示されるようになりました。
・[明細配信]-[明細作成処理]-[給与明細書作成]メニュー
・[明細配信]-[明細作成処理]-[賞与明細書作成]メニュー
・[明細配信]-[明細作成処理]-[源泉徴収票作成]メニュー
・[明細配信]-[明細配信処理]-[明細配信処理]メニュー

ＰＤＦパスワードに権限を設定可能
＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[明細書]ページで、明細書ＰＤＦや源泉徴収票ＰＤＦを開く際のＰＤＦパスワードを設定している場合に、利用者によってＰＤＦパスワードを入力・参照できる利用者と、入力・参照できない利用者に分ける場合は、利用者ごとに権限を設定することができるようになりました。
※[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニューで、ＰＤＦパスワードを出力することもできるようになりました。
ＰＤＦパスワードに権限を設定する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[システム設定]ページで、ＰＤＦパスワード権限に「設定する」を選択します。
[導入処理]-[権限登録]-[ＰＤＦパスワード権限登録]メニューが表示されますので、利用者ごとに権限を設定します。

休日に12月31日～１月３日を含めることが可能
＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞

[明細配信]-[明細配信スケジュール管理]-[明細配信スケジュール登録]メニューの[明細配信スケジュール登録 － 休日設定]画面で、休日について設定している場合に、12月31日～１月３日を祝祭日として休日に含めることができるようになりました。12月31日～１月３日を祝祭日として休日に含める場合は、「12月31日～１月３日を含める」にチェックを付けます。
また、会社休日も休日に含める場合は、「会社休日を含める」にチェックを付けます。

『参照専用ライセンス』の初期画面を設定できるメニューを追加
＜『参照専用ライセンス』をお使いの場合＞

『参照専用ライセンス』の[お気に入り]画面について、管理者などが初期設定できる[管理ツール]-[お気に入りメニュー初期設定]メニューが追加されました。
[お気に入り]画面を初期設定すると、『参照専用ライセンス』の利用者がはじめてログインした際に、設定した[お気に入り]画面が初期で表示されます。
『参照専用ライセンス』の利用者は、初期表示内容から、独自の[お気に入り]画面に変更することもできます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成25年８月30日時点
銀行支店辞書	平成25年９月４日時点
市町村辞書	平成25年７月１日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

給与奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.02

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	［データ領域合算一覧表］メニューが追加	2
	社員情報に前回雇用情報が追加	2
☞	勤怠支給控除一覧表に処理状況を表示（印字）可能	3
	社員情報登録で、一部の項目の連動方法を変更	4
	通勤手当の支給間隔が「0：毎月」以外の場合であっても、固定的賃金の変動の判定が可能	5
☞	通勤経路が変更になった場合に、通勤手当を調整する項目が追加	5
	搭載辞書を更新	6

【税理士事務所（ＡＳＯＳ会員）のお客様へ】	
人事労務カテゴリの製品をあわせてお使いの場合に、データ領域ごとに、利用する製品を設定できるメニューが追加	6

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

『給与奉行』の機能アップ内容

● [データ領域合算一覧表]メニューが追加

[データ領域管理]-[データ領域合算一覧表]メニューが追加されました。
同じ給与処理月の給与データまたは同じ賞与処理回の賞与データについて、支給控除項目ごとに複数のデータ領域の金額を合算した一覧表を作表することができます。
作表する際は、集計する支給控除項目を選択することができます。

● 社員情報に前回雇用情報が追加

社員情報に、前回雇用情報（前回入社年月日・前回退職年月日）が追加されました。
定年退職で退職した社員を再雇用した場合などに、前回雇用情報を入力します。
前回雇用情報を入力する場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[基本]ページで、雇用情報を押します。

▼例

1953年４月１日入社、2013年３月31日退職し、2013年４月１日に再雇用した場合は、以下のように登録します。

前回入社年月日　1953年４月１日
前回退職年月日　2013年３月31日
入社年月日　　2013年４月１日（再雇用された年月日）
退職年月日　　空欄

※『人事奉行』をお使いの場合は、『人事奉行』の最新の【雇用履歴情報】が表示されます。
また、人事奉行の異動履歴に加えて、雇用履歴の基準日を指定して運用できるようになりました。
これに伴い、異動履歴の基準日を指定して運用している場合（[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[処理設定]ページの基準日を「使用する」に設定している場合）は、各メニューの「異動履歴の基準日を指定する」設定の名称が、「異動・雇用履歴の基準日を指定する」に変更されます。
[給与（賞与）処理]メニューの条件設定画面で「異動・雇用履歴の基準日を指定する」にチェックを付けると、基準日時点の情報（雇用履歴情報は雇用区分）が、明細付加情報に登録されます。

注　意

当システムの前回雇用情報を修正すると、『人事奉行』の最新の【雇用履歴情報】も変更されますので、ご注意ください。

これに伴い、汎用データの社員情報データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【前回雇用情報】				
前回入社年月日	EEMP001	11	文字	
前回退職年月日	EEMP002	11	文字	
前回退職区分	EEMP008	1	数字	『人事奉行』をお使いの場合に、受け入れられます。
前回雇用区分	EEMP003	2	英数カナ	

勤怠支給控除一覧表に処理状況を表示（印字）可能

[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニューを集計する際に、給与処理や賞与処理の処理状況を表示（印字）することができるようになりました。
各社員の処理状況を一覧で確認する際に、便利です。
表示する場合は、[勤怠支給控除一覧表 － 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「処理状況を表示する」にチェックを付けます。チェックを付けると、氏名の横に給与処理や賞与処理の処理状況が表示（印字）されます。

〇チェックを付けていない場合

〇チェックを付けている場合

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー
・[管理資料]-[勤怠一覧表]メニュー

社員情報登録で、一部の項目の連動方法を変更

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューで、１つの項目を入力すると、他の項目が自動的に表示される連動項目がありますが、以下の項目の連動方法が、よりお客様の業務に沿った連動方法に変更されました。

①[基本]ページの退職年月日を入力した際に、以下の項目は退職年月日時点の年齢を考慮するように変更されました。
今までは、退職年月日を入力すると、健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金（加入している場合）の[社会保険]ページの資格喪失年月日に退職年月日の翌日がセットされていました。
今回より、退職年月日時点の年齢を考慮してセットされる年月日が変更されます。
・健康保険の資格喪年月日
→退職年月日時点で75歳に達している場合は、75歳の誕生日がセットされます。
・厚生年金保険の資格喪年月日・厚生年金基金の資格喪年月日
→退職年月日時点で70歳に達している場合は、70歳の誕生日の前日がセットされます。

②健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金の[社会保険]ページの資格喪失年月日を入力した際に、資格喪失年月日時点の年齢を考慮するように変更されました。
今までは、健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金（加入している場合）の資格喪失年月日を入力すると、[社会保険]ページの各資格喪失原因に「4：その他」がセットされていました。
今回より、資格喪失年月日時点の年齢を考慮してセットされる資格喪失原因が変更されます。
・健康保険の資格喪失原因
→健康保険の資格喪失年月日時点で75歳に達している場合は、「7：75歳」がセットされます。
・厚生年金保険の資格喪失原因・厚生年金基金の資格喪失原因
→厚生年金保険・厚生年金基金の資格喪失年月日時点で70歳に達している場合は、「6：70歳」がセットされます。

通勤手当の支給間隔が「0：毎月」以外の場合であっても、固定的賃金の変動の判定が可能

今までは、通勤手当の[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページの支給間隔が「0：毎月」以外の場合は、通勤手当の[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページの社保固定的賃金が「1：対象内」であっても、固定的賃金に含めていませんでした。
したがって、通勤手当以外の支給項目に変動がない場合は、固定的賃金に変動はないと判定されていました。
今回より、通勤手当の支給間隔が「0：毎月」以外の場合であっても、通勤手当を固定的賃金に含めるように変更されました。これにより、通勤手当についても、固定的賃金の変動が判定されるようになりました。
これに伴い、汎用データの給与データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【明細付加情報】				
社保固定的賃金 ＜非課税通勤手当＞	SRRM006	９	数字	
社保固定的賃金 ＜課税通勤手当＞	SRRM006T	９	数字	

通勤経路が変更になった場合に、通勤手当を調整する項目が追加

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページに、通勤手当を調整する項目が追加されました。
例えば、４月に６ヵ月分の通勤手当を一括で支給し、６月に通勤経路が変更になった場合に、６月～９月分の調整する通勤手当を入力すると、各月の給与処理の明細付加情報に通勤手当が反映されます。
また、精算金額を給与データ入力画面に反映することもできます。
通勤手当を調整する場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページで［通勤手当調整情報...］ボタンをクリックし、[社員情報登録 - 通勤手当調整情報入力]画面で各金額などを入力します。

これに伴い、汎用データの社員情報データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【通勤手当調整】				
通勤手当調整 － 支給開始給与処理月	ECOM401	8	文字	
通勤手当調整 － 支給期間	ECOM402	2	数字	１～12の数字
通勤手当調整 － 支給方法	ECOM403	1	数字	0：一括　1：月割
通勤手当調整 － 支給額	ECOM404	9	数字	
通勤手当調整 － 非課税通勤費	ECOM405	9	数字	
通勤手当調整 － 課税通勤費	ECOM406	9	数字	
通勤手当調整 － 非課税通勤費精算額	ECOM407	9	数字	
通勤手当調整 － 課税通勤費精算額	ECOM408	9	数字	

≪ 関連メニュー ≫

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書　　平成25年２月28日時点
銀行支店辞書　　平成25年３月６日時点
市町村辞書　　平成25年１月１日時点

税理士事務所（ＡＳＯＳ会員）のお客様へ

人事労務カテゴリの製品をあわせてお使いの場合に、データ領域ごとに、利用する製品を設定できるメニューが追加

人事労務カテゴリの製品（『人事奉行』『給与奉行』『就業奉行』『法定調書奉行』）を同じコンピュータにセットアップしてお使いの場合に、会社データごとに利用する製品を設定できる[データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域別利用製品制限]メニューが追加されました。
例えば、一部の顧問先だけと法定調書の作成業務を代行している場合に設定します。

奉行製品上のデータ領域選択画面に利用する会社データだけが表示されます。